

ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち

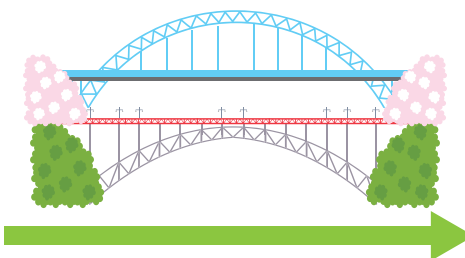
第4期

さいかい

# 西海市地域福祉計画 西海市地域福祉活動計画

2026

令和8年度



2030

令和12年度



令和8年3月

西海市・西海市社会福祉協議会



## ごあいさつ

このたび、本市では、すべての市民が安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、「第4期西海市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかい」を基本理念とし、西海市総合計画を上位計画として位置づけるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」や「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「介護保険事業計画及び老人福祉計画」などの保健福祉に関する個別計画を横断的につなぐ役割を担っております。

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中で、福祉の課題も複雑化・複合化しており、制度や分野の枠を超えた包括的かつ重層的な支援体制の構築が求められています。

本計画では、重層的支援体制整備事業を柱に据え、地域住民、関係機関、行政が連携しながら、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。また、成年後見制度の利用促進や再犯防止に関する施策も計画に包含し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを一層推進してまいります。

地域福祉の推進は、行政だけでなく、市民一人ひとりの理解と参加があってこそ成り立つものです。誰もが支え手にもなり、受け手にもなれる社会の実現に向けて、共に歩いていけるよう、今後も対話と協働を大切にしていまいります。

この計画が、市民一人ひとりの暮らしを支える羅針盤となり、誰もが尊厳をもって生きられるまち「さいかい」の実現に寄与することを願っております。今後とも、市民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました西海市地域福祉推進会議委員の皆様方、並びに市民意識調査や関係団体ヒアリング調査にご協力いただきました多くの市民の皆様、関係団体、関係事業者の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月



西海市長 瀬川 光之



## ごあいさつ

我が国では、少子高齢化や人口減少の進行に加え、家族形態や働き方の変化、地域のつながりの希薄化などにより、地域社会の姿が大きく変わりつつあります。さらに、生活困窮、孤立・孤独、子育てや介護への不安、頻発・激甚化する自然災害など、地域における生活課題はこれまで以上に複雑かつ重層化しています。

こうした状況の中で、支援を必要とする人を「誰かが支える」のではなく、地域全体で気づき、支え合い、ともに生きていく仕組みづくりが強く求められています。地域福祉は制度やサービスだけで完結するものではなく、住民一人ひとりの関わりと行動によって支えられるものであり、その重要性は今後さらに高まっていくものと考えています。

本市においても、ひとり暮らし高齢者や要配慮者の増加、子育てを取り巻く環境の変化、災害時における地域の支援力の確保など、待ったなしの課題が山積しています。これらの課題は、個別の取組みだけでは解決が難しく、地域全体での連携と継続的な取組みが不可欠です。

このような認識のもと、本会では、第3期西海市地域福祉活動計画における取組みと成果を礎として、これまで培ってきた地域のつながりをさらに発展させ、「取組みを進める段階」から「地域に根づかせ、持続させる段階」へと進むため、令和8年度から5年間の計画期間とする「第4期西海市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、市が策定する地域福祉計画との連携をこれまで以上に重視し、基本理念や基本目標を共有するとともに、住民・市・社会福祉協議会それぞれが担う役割を明確にすることで、地域福祉を「自分ごと」として捉え、行動につなげられる計画となるよう工夫しています。また、地域の実情や住民の声を丁寧に反映しながら、次の5年、その先を見据えた地域福祉の方向性を示しました。

本会としては、計画の基本理念である「ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかい」の実現に向け、地域の皆様と手を携えながら、地域福祉のさらなる深化と実践に全力で取り組んでまいります。第4期計画は、そのための新たな一歩であり、次の時代へとつなぐ決意を込めた計画です。

結びに、この地域福祉活動計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定評価委員会の皆様をはじめ、市民意識調査や関係団体へのヒアリング等にご協力いただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。本計画が、市民の皆様とともに歩む地域福祉の指針として活用され、西海市の地域福祉が次の5年、その先へと着実に前進していくことを願い、ここに第4期西海市地域福祉活動計画策定にあたってのごあいさつといたします。

令和8年3月

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏





## 〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の位置付け・計画期間.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	7
1 西海市の現況.....	7
2 地域で支援を必要とする人の動向.....	11
3 住民意識・団体・事業者の意見について.....	18
4 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について.....	44
5 地域福祉の推進に向けて求められる視点・課題の整理.....	49
第3章 計画の基本的な考え方.....	53
1 目指す地域福祉の姿（基本理念）.....	53
2 基本目標.....	62
3 施策体系.....	63
第4章 施策・活動計画の展開.....	65
基本目標1：困りごとに寄り添い、支援の輪に“つなぐ”.....	65
1-1 早期発見・アウトリーチによるニーズの掘り起こし.....	65
1-2 包括的相談支援体制の強化と多機関連携の深化.....	68
1-3 福祉サービス情報の確実な提供.....	70
1-4 生活困窮者の自立支援体制の促進と強化.....	72
1-5 ヤングケアラーやひきこもり支援の強化.....	75
1-6 心の健康づくりと孤立防止支援の強化.....	77
基本目標2：専門的な支援や地域の助けが“届く”.....	79
2-1 保健・医療・福祉の地域ネットワークの構築と深化.....	79
2-2 地域における福祉人材確保の支援.....	81
2-3 地域資源の掘り起こしと地域格差のない支援体制.....	83
2-4 質の高いサービスとデジタル活用による支援の推進.....	85
基本目標3：世代や制度を超えて地域で“支え合う”.....	87
3-1 地域福祉への理解促進と福祉教育の推進.....	87
3-2 ボランティア活動及び市民福祉活動の活性化.....	89
3-3 ふれあい・交流の場・活動の創出と多世代共生社会の推進.....	91
3-4 公民協働による支え合いの基盤づくり.....	93

基本目標4：いつまでも、自分らしく安心して“暮らす”	95
4-1 成年後見制度利用促進と中核機関の機能強化（成年後見制度利用促進基本計画）	95
4-2 地域ぐるみの再犯防止対策の推進（再犯防止計画）	100
4-3 生活基盤の安定と地域交通インフラの整備	102
4-4 災害時・緊急時における要支援者への包括的な支援	104
第5章 計画の推進に向けて	107
1 協働による計画の推進	107
2 計画の進行管理	107
資料編	113
1 西海市地域福祉推進会議設置条例	113
2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定評価委員会設置要綱	115
3 策定の経緯	116
4 用語解説	118
5 地区別データ	122

### 「こども」及び「子ども」の表記について

令和4年に成立・公布された「こども基本法」において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しており、こども家庭庁では平仮名表記の「こども」の使用を推奨しております。

「子供」や「子ども」を「こども」とする判断基準について、国で整理した下記の内容を本計画でも活用しております。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
  - ① 法令に根拠がある語を用いる場合  
例：公職選挙法における「子供」  
子ども・子育て支援法における「子ども」
  - ② 固有名詞を用いる場合  
例：既存の予算事業名や組織名

# 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景

### (1) 計画策定の目的

近年、わが国は少子高齢化と人口減少という大きな社会的転換期を迎えており、地域社会における人と人とのつながりの希薄化や、世代間での意識や価値観の乖離が顕著になっています。その結果、地域で生じる課題は単一の分野にとどまらず、ひきこもりや支援拒否による社会的孤立、児童虐待や高齢者虐待、家庭内暴力といった深刻な問題に加え、介護と子育てが重なる「ダブルケア」や、中高年のひきこもりと高齢の親の介護が重なる「8050問題」など、複雑かつ多様な形で表出しています。これらは個人や家庭の努力だけでは解決が難しく、地域社会全体で取り組むべき課題となっています。

本市では、公共交通の縮小や離島の移動手段の不足により交通空白地帯が広がり、生活に大きな変化をもたらしています。代替手段は導入されているものの、市外への通院や緊急時対応には十分でなく、また社会資源の不足や地域コミュニティの希薄化により、支援を要する世帯の課題が表面化しにくい現状があります。さらに、コロナ禍の影響による交流機会の減少や教育活動の縮小など社会環境の変化も生じています。

こうした変化に的確に対応し、すべての市民が安心して暮らし続けられる地域社会を実現するためには、既存の施策や仕組みをそのまま継続するだけでは不十分であり、時代の変化や地域の実情に即した新たな地域福祉の枠組みを構築する必要があります。そのため、本市では現行の計画を見直し、新たに「第4期西海市地域福祉計画」及び「第4期西海市地域福祉活動計画」を策定します。

本計画では、重層的支援体制の整備をはじめとする包括的な支援の仕組みを確立し、福祉・保健・医療・教育・就労などの関連分野を連携させることで、地域住民一人ひとりの困りごとに寄り添いながら、誰もが地域の中で役割を持ち、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。さらに、行政と地域住民、関係団体が協働し、地域資源を最大限に活用しながら、持続可能な地域福祉の推進を図ることを目的としています。

## (2) 関連する法・制度等の動き

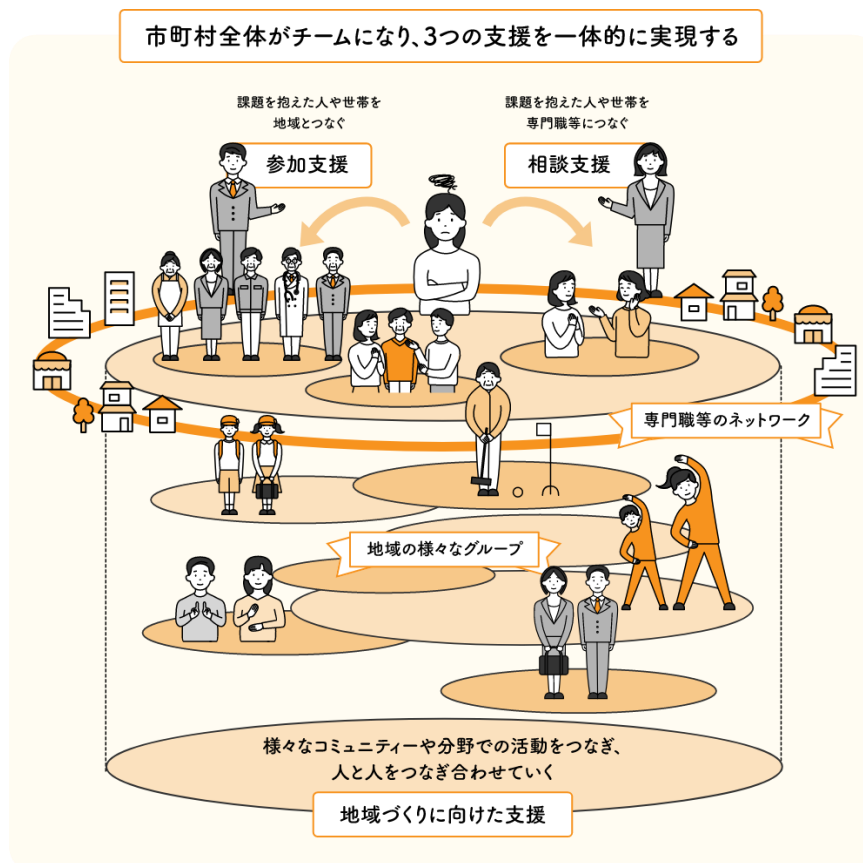
### ① 地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的支援体制の構築

地域共生社会の実現を図るため、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年（2020）6月に成立しました。

令和3年（2021）4月には社会福祉法が改正され、地域の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、令和7年（2025）10月には、重層的支援体制整備事業実施要綱の改正の一部改正が行われ、市町村における包括的な支援体制の強化が図られています。

なお、令和6年（2024）4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」では、重層的支援体制整備事業との連携が必要とされており、地域や家族間でのつながりの希薄化、健康問題や経済的な要因による社会とのつながりの減少、インターネットやSNSの普及に伴うコミュニケーションの変化、コロナ禍の影響など、多岐にわたる要因や背景を含んでいます。

図表 重層的支援体制について



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

## ② 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な制度です。しかし、現状では十分に利用されていない状況にあります。

こうした状況を鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、施行され、市町村が利用促進基本計画の策定や審議会等の設置に努めることが規定されたほか、令和4年(2022)3月には、国が定める成年後見制度利用促進基本計画の第二期が閣議決定されました。

## ③ 再犯防止の推進

全国的に刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が平成28年(2016)12月に公布、施行されました。この法律では、国に再犯防止推進計画の策定を義務づけており、平成29年(2017)12月に第一次計画、令和5年(2023)3月に第二次計画が策定されました。また、長崎県においても、令和3年度(2021)に第一次長崎県再犯防止推進計画が策定され、現在第二次長崎県再犯防止推進計画の策定に向けた議論が進んでいます。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

## ④ 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方の検討

令和7年(2025)7月に開催された「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめでは、全国を「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」に分類し、それぞれの地域に合わせた効果的・効率的な福祉サービスの提供体制を構築することが示されました。また、人材の確保や定着、ICT・AIなど新しい技術の導入による生産性の向上を図り、地域全体で支え合う基盤を強化することで、高齢者だけでなく、障がいのある方や子育て世帯など、様々な人が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指しています。

⑤ 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、持続可能な社会の実現に向けた国際的な目標です。貧困や飢餓、教育、気候変動など、地球規模の課題に対して、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを目指し、17のゴールと169のすべての国が取り組むべき普遍的な目標が設定されています。



## 2 計画の位置付け・計画期間

### (1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法（抄）

#### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事業

### (2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉協議会が中心となって、「住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」などが協力し、地域福祉計画と連携して策定する、地域福祉推進のための実践的な行動計画です。

なお、社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域における課題をみなさんと一緒に考え、高齢者・障がい者等のための活動や支援、災害時のボランティア活動支援等を通して地域福祉を推進することを目的としています。

(参考) 社会福祉法（抄）

#### 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

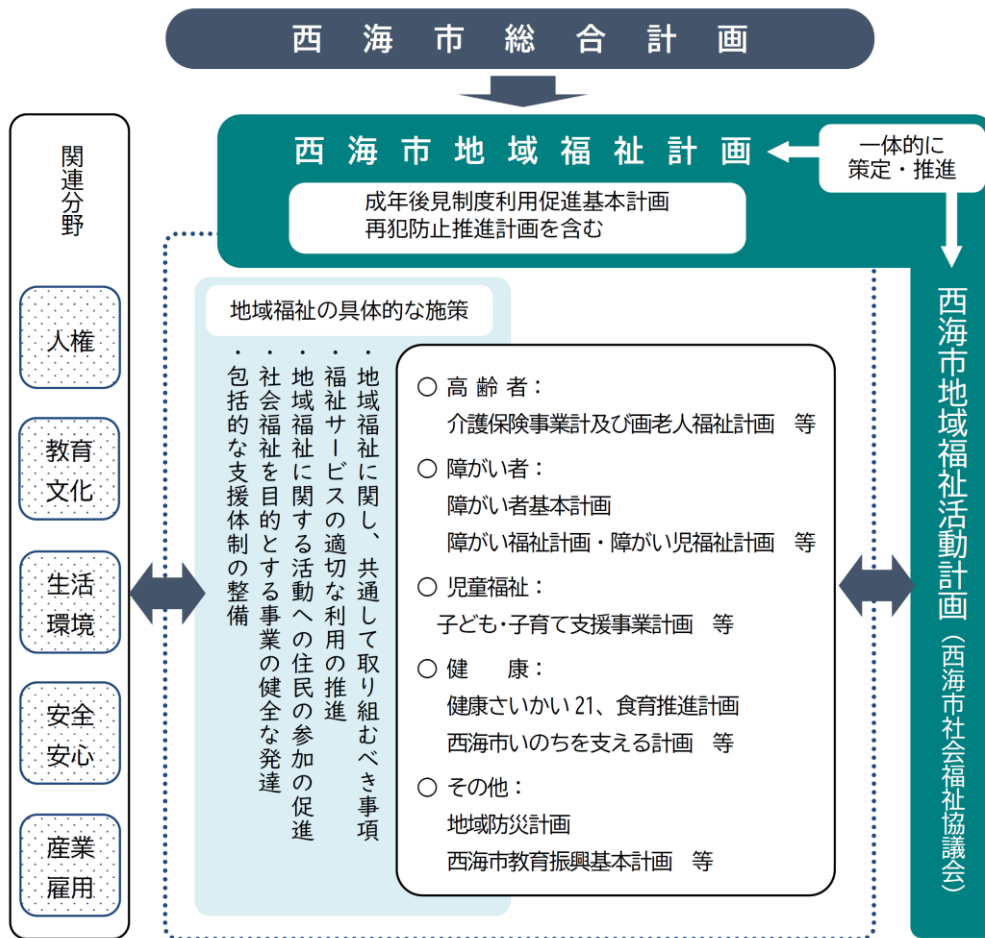
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3) 分野別計画との関係

本計画は、「西海市総合計画」を上位計画とする個別計画です。本市における福祉分野の各種計画の上位に位置付けられ、保健福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進の基本的な考え方を定めます。また、これらの個別計画を横断的につなぐ役割を担い、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく成年後見制度利用促進基本計画や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく再犯防止推進計画を包含するものとして策定します。

また、本市の地域福祉を推進するため、本計画は「地域福祉活動計画」を含め、相互に補い合いながら取組を進めます。

図表 本計画と他の計画の関連図



### (4) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度(2026)から令和12年度(2030)までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

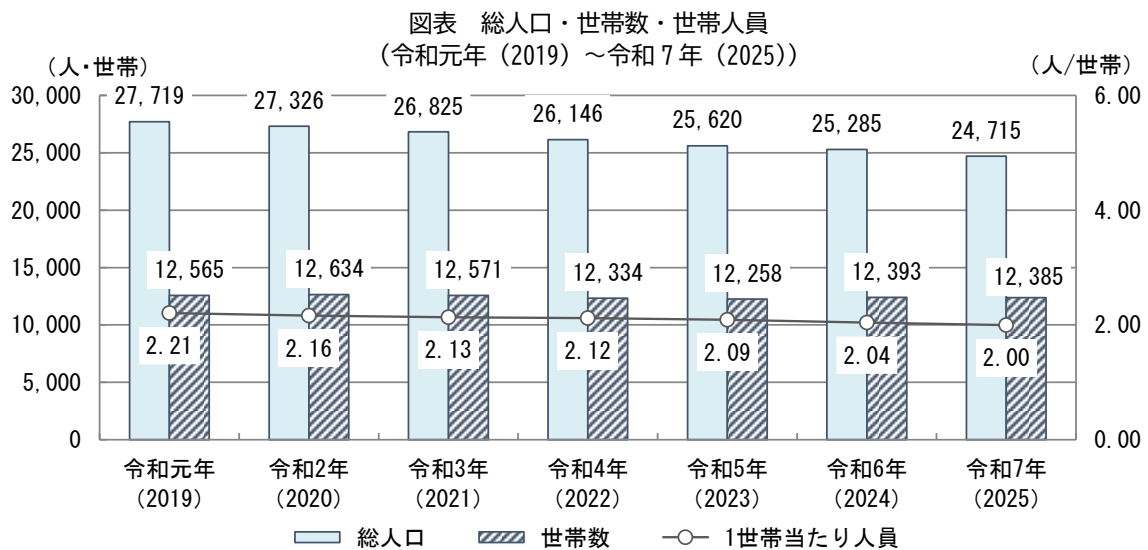
### 1 西海市の現況

#### (1) 人口・世帯の推移

##### ① 総人口・世帯数・世帯人員

直近の人口推移として、住民基本台帳による令和元年（2019）3月末の人口27,719人に対して、令和7年（2025）3月末では約10.8%減の24,715人と総人口※は減少傾向にあります。

世帯数の増減は大きくみられませんが、1世帯当たり人員は減少推移となっており、令和7年（2025）3月の世帯数は12,385世帯、1世帯当たり人員は2.00人/世帯となっています。

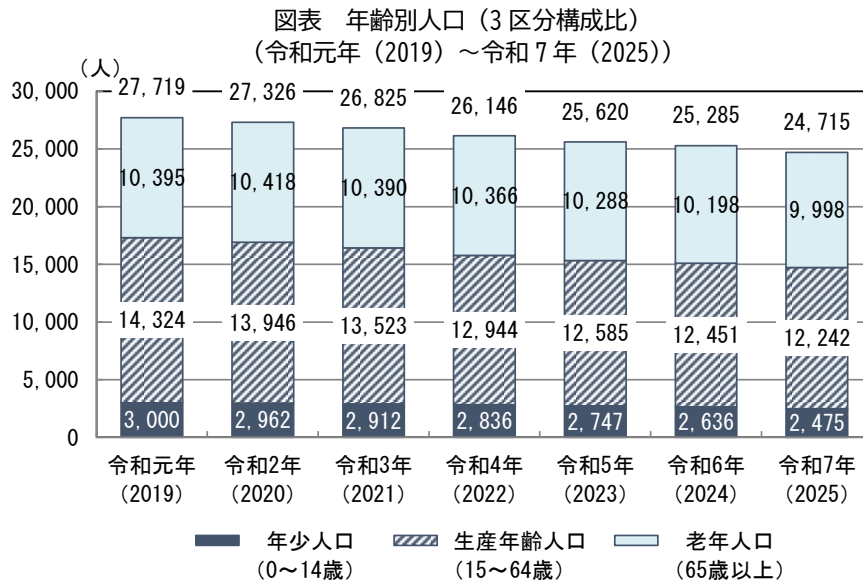


※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

## ② 年齢別人口

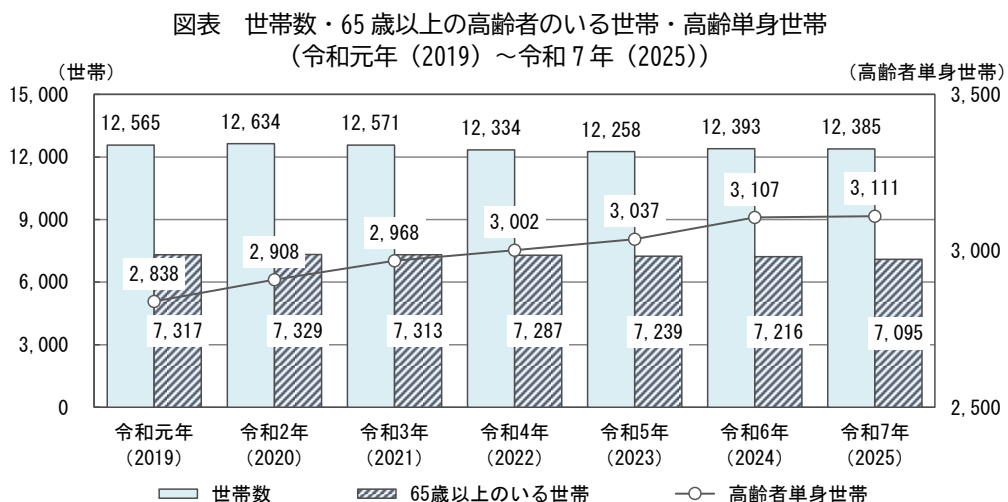
直近の人口推移として、住民基本台帳による令和元年（2019）以降の総人口は、年齢3区分すべての人口が減少傾向となり、特に令和元年（2019）3月末の人口から令和7年（2025）3月末を比較した際、年少人口は17.5%、生産年齢人口は約14.5%の減少となっています。



## ③ 世帯数・65歳以上の高齢者のいる世帯・高齢単身世帯

世帯数全体をみると令和元年（2019）よりほぼ横ばいが続いています。65歳以上のいる世帯をみると、令和7年（2025）は7,095世帯と減少傾向がみられます。

一方で、高齢者単身世帯は増加傾向にあり、令和7年（2025）では3,111世帯と令和元年（2019）の約9.6%増となっています。



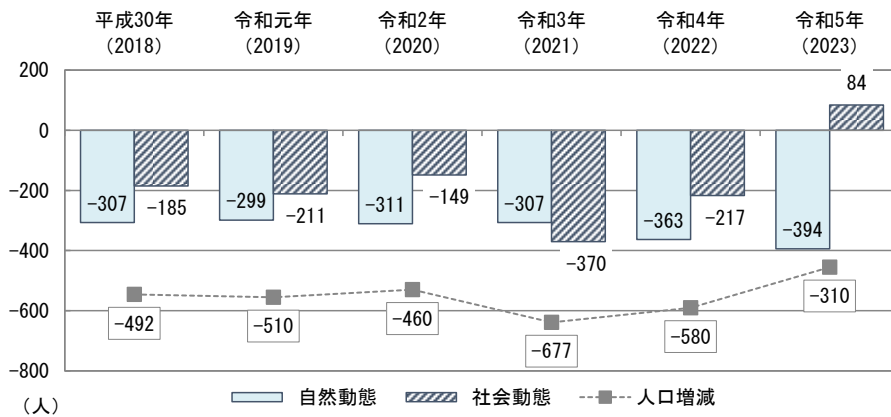
## (2) 人口動態

人口動態全体では、平成30年（2018）以降人口の減少がみられます。

平成30年（2018）から令和5年（2023）までの各人口移動の状況を見ると、自然動態（出生・死亡）についてはマイナス値が続いているため、死亡者数が出生者数を上回っている形となっています。

一方、社会動態（転入・転出）では、令和4年（2022）まで転入者数が転出者数を下回るマイナス値が続いていましたが、令和5年（2023）は転出者数を上回り、プラス値となっています。

図表 人口動態（自然動態・社会動態・人口増減）  
（平成30年（2018）～令和5年（2023））

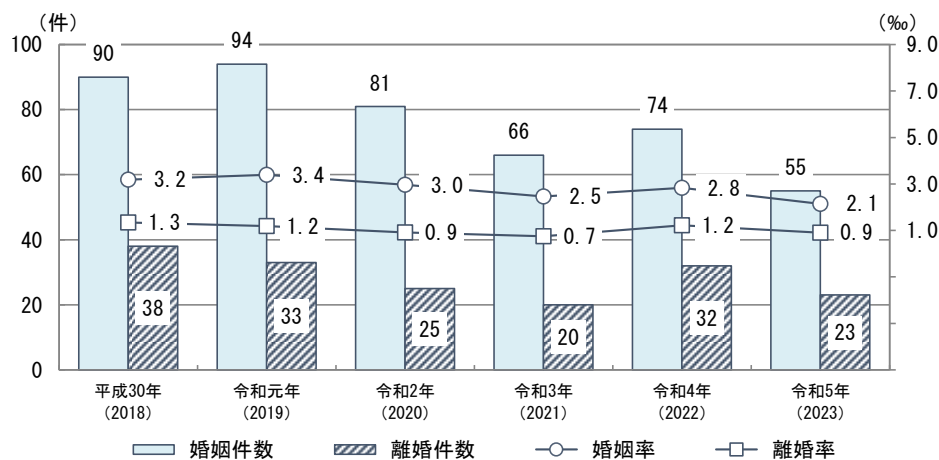


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査年報

## (3) 婚姻・離婚

平成30年（2018）以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における婚姻数の平均は76.7件、離婚件数の平均は28.5件となっています。

図表 婚姻・離婚件数  
（平成30年（2018）～令和5年（2023））

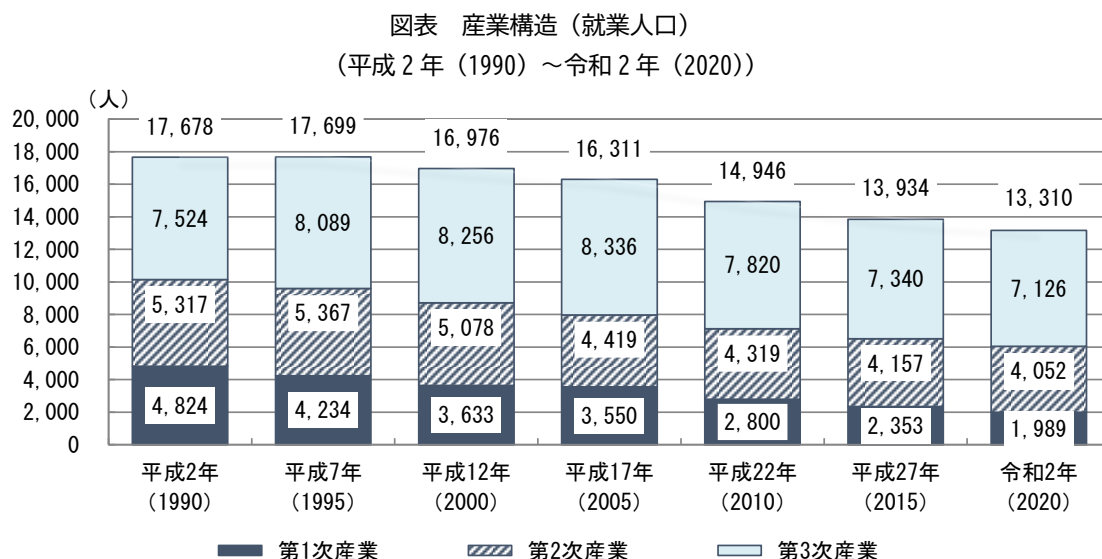


資料：人口動態調査

## (4) 産業・労働力

### ① 産業構造（就業人口）

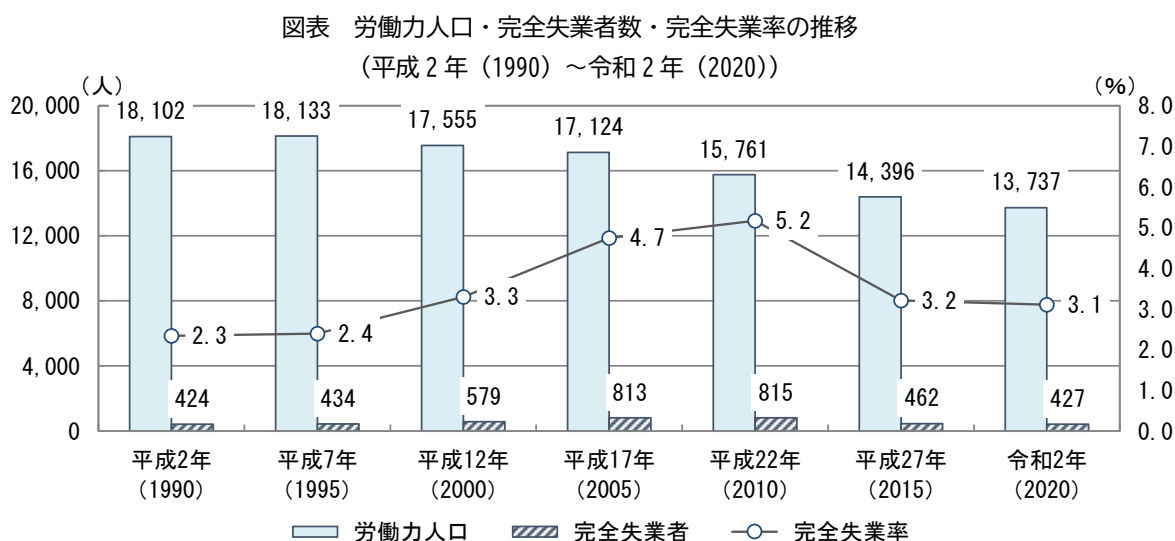
国勢調査による令和2年（2020）の就業者総数は13,310人となっています。



資料：国勢調査

### ② 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による令和2年（2020）の労働力人口は13,737人、うち完全失業者数は427人、完全失業率は3.1%となっています。



資料：国勢調査

## 2 地域で支援を必要とする人の動向

### (1) こども・子育て

#### ① 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあります。出生者数は令和3年(2021)まで増加がみられたものの、令和4年(2022)には減少へと転じ、令和7年(2025)の出生者数は99人と、100人を割る形となっています。

図表 就学前児童数  
(令和元年(2019)～令和7年(2025))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
就学前児童数 (人)	1,139	1,099	1,086	1,015	945	871	783
0歳児	164	166	171	145	125	110	99
1歳児	179	161	168	158	137	129	103
2歳児	191	188	163	175	159	139	128
3歳児	209	194	187	162	176	152	137
4歳児	187	209	192	185	166	177	149
5歳児	209	181	205	190	182	164	167

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

#### ② 教育・保育児童数と各施設数の推移

令和7年(2025)における保育所の入所児童数は314人、小規模保育事業は3人、私立幼稚園は5人、認定こども園は374人となっています。

また各施設の推移をみると、認定こども園の数は横ばいですが、保育所数が減少傾向にあります。

図表 教育・保育児童数と各施設数の推移  
(令和元年(2019)～令和7年(2025))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	
保育所	(人)	646	616	419	428	364	344	314
	(施設)	15	14	11	11	10	10	10
小規模保育事業	(人)	8	7	5	4	3	3	3
	(施設)	1	1	1	1	1	1	1
幼稚園	(人)	109	42	20	11	10	5	5
	(施設)	4	3	2	2	2	2	2
認定こども園	(人)	203	273	480	439	439	417	374
	(施設)	3	4	6	6	6	6	6
保育児童数計	(人)	966	938	924	882	816	769	696

資料：こども家庭課（各年5月1日現在）

### ③ 小学校児童・中学校生徒数と学校数の推移

令和元年(2019)以降の児童・生徒数は、少子化の影響で減少しており、令和7年(2025)の小学校の児童数は1,103人、中学校の生徒数は573人となっています。

また学校数の推移をみると、児童数の減少に伴い、小学校・中学校ともに減少しています。

図表 小学校児童・中学校生徒数と学校数の推移  
(令和元年(2019)～令和7年(2025))

区 分		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
小学校	(人)	1,261	1,267	1,215	1,182	1,160	1,136	1,103
	(校)	13	13	13	11	10	9	9
中学校	(人)	569	560	574	599	615	593	573
	(校)	6	6	6	6	6	5	5

※令和7年(2025)の小学校児童数には、「県立時和特別支援学校西彼杵分校小学部」へ通う6名。  
中学校生徒数には「県立時和特別支援学校西彼杵分校中学部」へ通う4名を含みます。

資料：教育総務課(各年5月1日現在)

### ④ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は、各年により増減はあるものの、年間約520～580人の利用者数推移となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数  
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
放課後児童クラブ利用者数	(人)	527	562	537	557	575	569

資料：こども家庭課(各年5月1日現在)

### ⑤ 特別支援学級の実施箇所・利用者数

特別支援学級の利用者数について、市内の小学校では令和3年(2021)以降増加傾向にあり、令和7年(2025)の利用者は70人となっています。

中学校の利用者数は令和元年(2019)以降、小学校同様に増加傾向があり、令和7年(2025)の利用者は31人となっています。

図表 特別支援学級の実施箇所・利用者数  
(令和元年(2019)～令和7年(2025))

区 分		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
小学校	(人)	43	51	46	52	54	66	70
	(箇所)	17	18	19	17	16	19	19
中学校	(人)	15	20	21	21	26	26	31
	(箇所)	7	8	8	8	7	7	8

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

## (2) 高齢者（要介護認定者）

### ① 被保険者・要介護認定者・認定率

介護保険被保険者数については、人口減少に伴い減少傾向にあるものの、要介護認定者数については横ばいが続いており、当面は 2,000 人前後で推移するものと見込まれています。要介護認定率については、年々上昇傾向にあります。

図表 被保険者・要介護認定者・認定率  
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
1号被保険者 (人)	10,415	10,415	10,403	10,327	10,247	10,079
2号被保険者 (人)	8,408	8,136	7,889	7,704	7,549	7,436
認定者数 (人)	2,064	2,065	2,015	2,013	2,059	2,035
要支援	490	470	439	439	467	486
要支援1	301	259	244	243	250	272
要支援2	189	211	195	196	217	214
要介護	1,574	1,595	1,576	1,574	1,592	1,549
要介護1	524	530	479	480	492	494
要介護2	304	320	333	333	350	341
要介護3	274	283	340	323	285	307
要介護4	317	333	302	311	339	287
要介護5	155	129	122	127	126	120
認定率 (%)	19.8	19.8	19.4	19.5	20.1	20.2

資料：介護保険事業状況報告（認定率のみ年報）（各年9月末現在）

### ② 認知症高齢者数

認知症高齢者数については令和3年(2021)に1,700人台から1,500人台へと推移し、以降は横ばいが続き、令和5年(2023)は1,578人となっています。

図表 認知症高齢者数  
(令和元年(2019)～令和5年(2023))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
認知症高齢者数 (人)	1,709	1,702	1,535	1,559	1,578
自立度(Ⅱ)	1,105	1,097	1,028	1,033	1,022
自立度(Ⅲ以上)	604	605	507	526	556

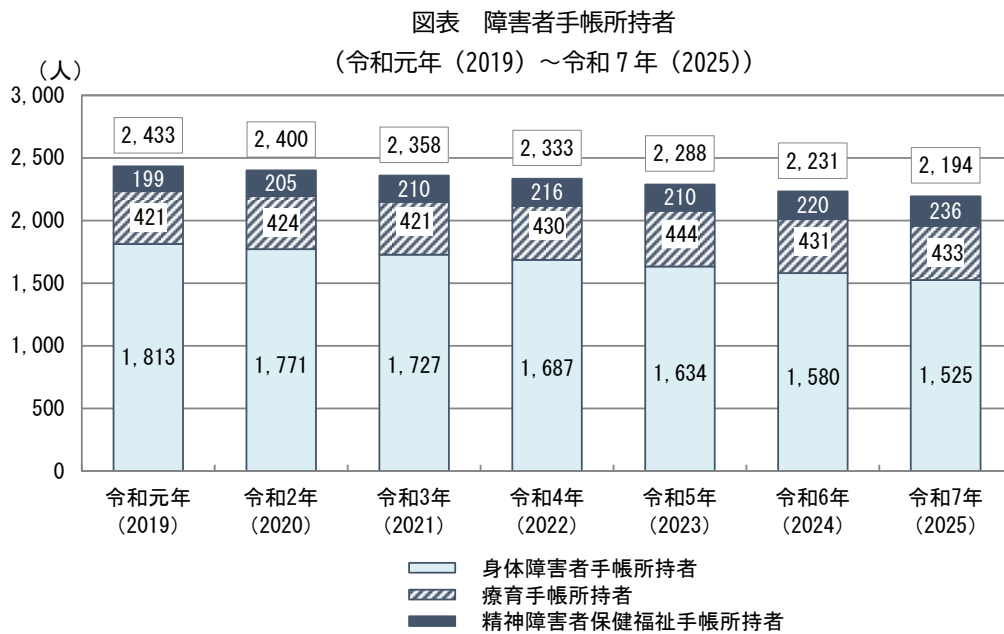
資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」（各年10月末現在）

### (3) 障がい者（手帳所持者）

#### ① 障害者手帳等所持者

障がい者数（手帳交付者）は、令和7年（2025）3月末現在で2,194人と、総人口の※8.9%を占めていますが、人口減少に伴い減少傾向となっています。

障がい種別についてみると身体障害者手帳所持者（身体障がい者）が最も多く、令和7年（2025）で1,525人となっています。なお療育手帳所持者（知的障がい者）は433人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）は236人となっています。



※令和7年（2025）住民基本台帳総人口（24,715人）に対する割合。

資料：福祉課（各年3月末現在）

## ② 難病

難病について、令和6年(2024)の難病患者数は340人、小児慢性特定疾病医療費助成制度申請数は、29人となっています。

図表 疾病別難病患者数  
(令和4年(2022)～令和6年(2024))

区 分	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
難病患者数	318	339	340
小児慢性特定疾病医療費助成制度申請数	32	29	29

資料：衛生行政報告・西彼保健所（各年3月末現在）

## ③ 障がい児保育利用

障がい児保育利用者数について、各年により利用者数にばらつきがみられますが、令和6年(2024)は41人と令和元年(2019)以降最も多くなっています。

図表 障がい児保育利用  
(令和元年(2019)～令和6年(2024))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
障がい児保育利用者数 (人)	32	25	25	38	33	41

資料：こども家庭課（各年4月1日現在）

## (4) 生活保護世帯・人員

令和元年（2019）以降の生活保護世帯数及び生活保護人員数は減少傾向にありましたが、令和7年（2025）に生活保護世帯数は231世帯、生活保護人員は286人と増加に転じています。

図表 生活保護世帯・人員  
(令和元年(2019)～令和7年(2025))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
生活保護世帯数 (世帯)	281	276	253	238	228	218	231
生活保護人員 (人)	360	360	315	301	292	274	286

資料：福祉課（各年3月末現在）

## (5) 安全安心

令和元年（2019）以降の市内の自主防災組織数は、自治会組織の統合により、令和7年（2025）は83組織となっています。

犯罪認知件数は、令和2年（2022）以降増加傾向にありましたが、令和6年（2024）は減少し、57件となっています。

図表 自主防災組織数・率  
(令和元年(2019)～令和7年(2025))

区 分	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
自主防災組織数 (組織)	82	82	82	84	83	83	83
自主防災組織率 (%)	98.7	98.7	98.5	99.9	99.9	99.9	99.9

資料：総務課（各年3月末現在）

図表 犯罪認知件数  
(令和2年(2020)～令和6年(2024))

区 分	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
犯罪認知件数 (件数)	29	39	65	74	57

資料：西海警察署（各年12月末現在）

## (6) 虐待相談・通報・認知件数

児童虐待については、相談・通報件数、認知件数ともに減少傾向がみられ、令和元年度（2019）の46件から、令和6年度（2024）には6件となっています。

一方で高齢者、障がい者虐待の相談・通報、認知件数については、各年で増減がみられ、令和6年度（2024）の高齢者、障がい者虐待の相談・通報件数はともに5件、認知件数は、高齢者虐待が1件、障がい者虐待が5件となっており、対象によって異なる推移を示しています。

図表 児童虐待相談・通報・認知件数  
（令和元年（2019）～令和6年（2024））

区 分	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）
相談・通報件数※（件数）	46	26	20	17	12	6
認知件数※（件数）	46	26	20	17	12	6

※相談・通報・認知件数は実件数です。

資料：こども家庭課

図表 高齢者虐待相談・通報・認知件数  
（令和元年（2019）～令和6年（2024））

区 分	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）
相談・通報件数※（件数）	9	2	8	5	5	5
認知件数※（件数）	4	2	7	4	3	1

※相談・通報件数は延べ件数、認知件数は実件数です。

資料：包括支援課

図表 障がい者虐待相談・通報・認知件数  
（令和元年（2019）～令和6年（2024））

区 分	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）
相談・通報件数※（件数）	1	1	7	4	4	5
認知件数※（件数）	1	1	7	4	4	5

※相談・通報件数は延べ件数、認知件数は実件数です。

資料：福祉課

### 3 住民意識・団体・事業者の意見について

ともに支え合う地域共生社会の実現に向けて、住民の意見、要望等を収集し、本計画に反映させることを目的として住民意識調査（以下、「住民アンケート調査」とする）を実施しました。

また、当事者や現場の状況、今後の意向を把握することを目的として、関係団体、事業者などにヒアリング調査を実施しました。

#### 《 住民アンケート調査概要 》

調査対象	住民アンケート調査		
調査方法	(郵送・WEB) 配付・回収		調査内容 1. 回答者自身のことについて 2. 毎日の地域での生活について 3. 安全な暮らしについて 4. 再犯防止について 5. 成年後見制度や日常生活自立支援事業について 6. 地域での福祉への関心について 7. 西海市の今後の福祉について
調査期間	令和7年 1～2月		
配付数	3,000票 (有効配付数 2,986票)		
回収数	1,018票 (有効票数 1,015票)		
回収率	34.0%		
調査対象	市内にお住まいの18歳以上の方		

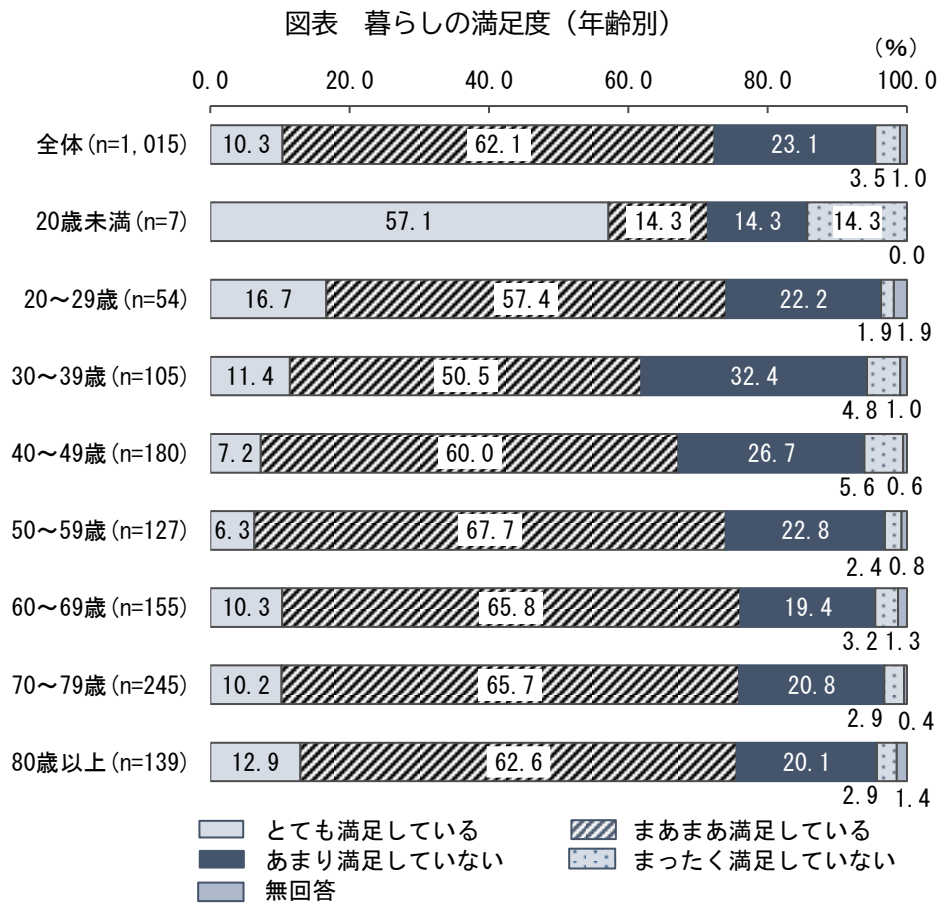
#### 《 団体・事業所等ヒアリング調査概要 》

調査対象	民生委員・児童委員	当事者団体・地域活動団体	地域包括支援センター・相談支援事業者等	小中学校
調査方法	(郵送・WEB) 配付・回収			
調査期間	令和7年 4～5月			
配付数	53票	14票	5票	16票
回収数	39票	7票	5票	12票
回収率	71.6%			
調査内容	1. ご自身のことについて 2. 担当している地区の状況や活動について 3. 成年後見制度について 4. 再犯防止について 5. ひきこもりについて 6. 今後の地域福祉に対する考えや意見など	1. 団体の概要について 2. 今後の活動方針について 3. 地域の状況や課題について 4. 成年後見制度について 5. 再犯防止について 6. 今後の地域福祉に対する考えや意見など	1. 利用者の心配ごとや悩みごとについて 2. 地域共生社会について 3. 成年後見制度について 4. 再犯防止について 5. ひきこもりについて 6. 今後の地域福祉に対する考えや意見など	1. 貴校で取り組んでいる福祉活動について 2. 児童生徒に対する心のケアの取り組みについて 3. 今後の地域福祉に対する考えや意見など

(1) 毎日の地域での生活について

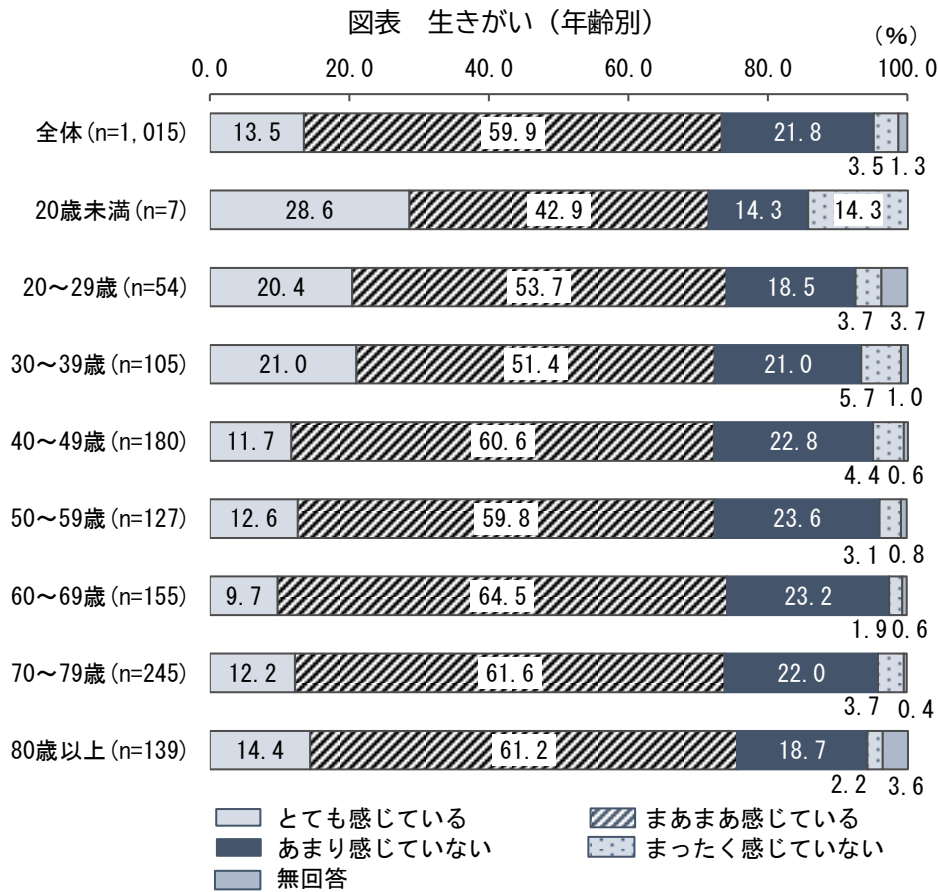
① 暮らしの満足度

- 回答全体の暮らしの満足度は、「とても満足している」と「まあまあ満足している」を合わせた“満足している”が72.4%、「あまり満足していない」と「まったく満足していない」を合わせた“満足していない”が26.6%となっています。
- 年齢別で見ると、30～39歳は“満足していない”が37.2%と他世代と比較し割合が高くなっています。



② 生きがい

- 回答全体の生活に生きがいを感じているかについて、「とても感じている」(13.5%)、「まあまあ感じている」(59.9%)を合わせた7割強(73.4%)の方は“生きがいがある”と感じている一方で、「あまり感じていない」(21.8%)、「まったく感じていない」(3.5%)を合わせた2割台半ば(25.3%)の方は“生きがいがない”と感じています。
- 年齢別で見ると、各年齢とも“生きがいがある”が7割を超えています。



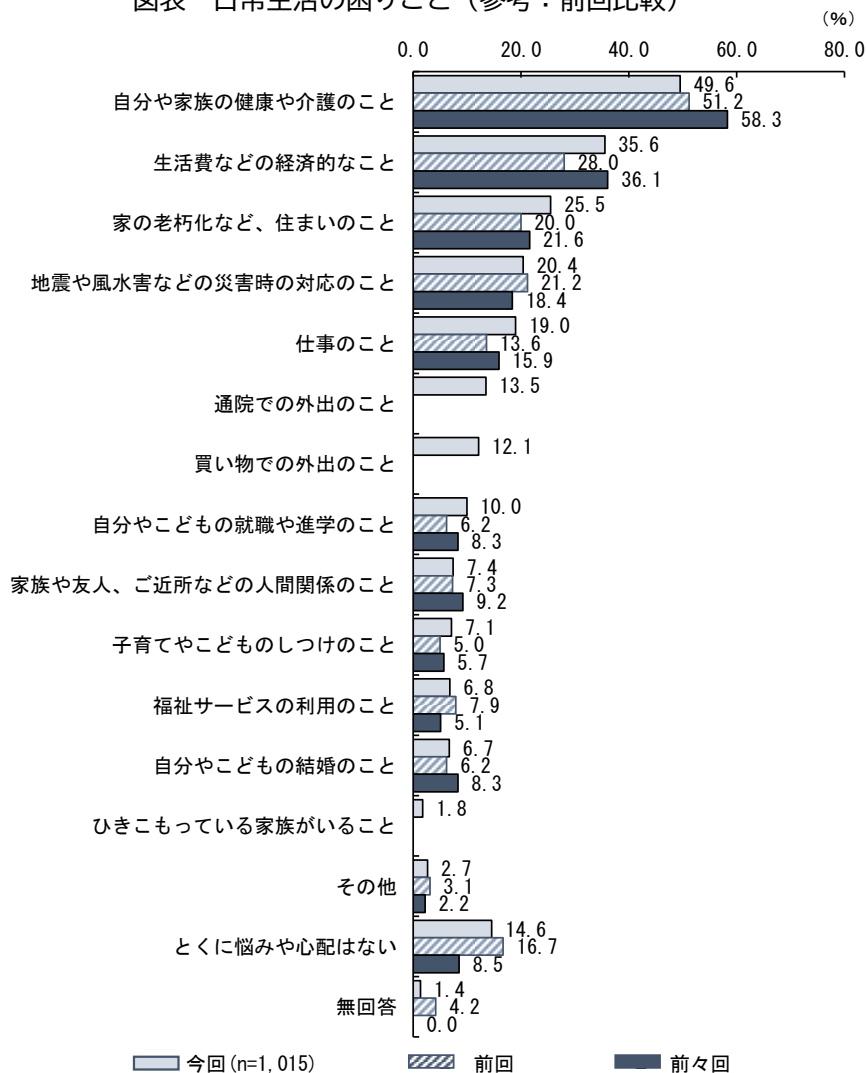
## ③ 日常生活の困りごと

- 日常生活の困りごとについて、年齢別でみると20歳未満から30～39歳以下の世代では「生活費などの経済的なこと」が最も高くなっており、40～49歳以降の世代では「自分や家族の健康や介護のこと」が最も高くなっています。
- 前回、前々回アンケート結果と比較すると、「自分や家族の健康や介護のこと」の割合は低くなりましたが、依然として最も関心のある項目となっています。

図表 日常生活の困りごと（年齢別）

	第1位	第2位	第3位
20歳未満(n=7)	生活費などの経済的なこと・ 仕事のこと 42.9% (同率)	自分や家族の健康や介護のこと・家族や友人、ご近所 などの人間関係のこと・自分や子どもの就職や進学のこと・ 買い物での外出のこと・通院での外出のこと 14.3% (同率)	
20～29歳(n=54)	生活費などの経済的なこと 55.6%	仕事のこと 38.9%	自分や家族の健康や介護のこと 31.5%
30～39歳(n=105)	生活費などの経済的なこと 50.5%	自分や家族の健康や介護のこと 41.0%	仕事のこと 29.5%
40～49歳(n=180)	自分や家族の健康や介護のこと 48.9%	生活費などの経済的なこと 48.3%	仕事のこと 31.1%
50～59歳(n=127)	自分や家族の健康や介護のこと 52.8%	生活費などの経済的なこと 39.4%	仕事のこと 28.3%
60～69歳(n=155)	自分や家族の健康や介護のこと 51.0%	家の老朽化など、住まいのこと 30.3%	生活費などの経済的なこと 28.4%
70～79歳(n=245)	自分や家族の健康や介護のこと 58.0%	生活費などの経済的なこと 28.6%	家の老朽化など、 住まいのこと 25.7%
80歳以上(n=139)	自分や家族の健康や介護のこと 46.8%	通院での外出のこと 28.1%	地震や風水害などの 災害時の対応のこと 19.4%

図表 日常生活の困りごと（参考：前回比較）



※「通院での外出のこと」「買い物での外出のこと」の項目については、前回以前の調査では「通院・買い物での外出のこと」となっているため、今回のアンケートでの比較はしていません。

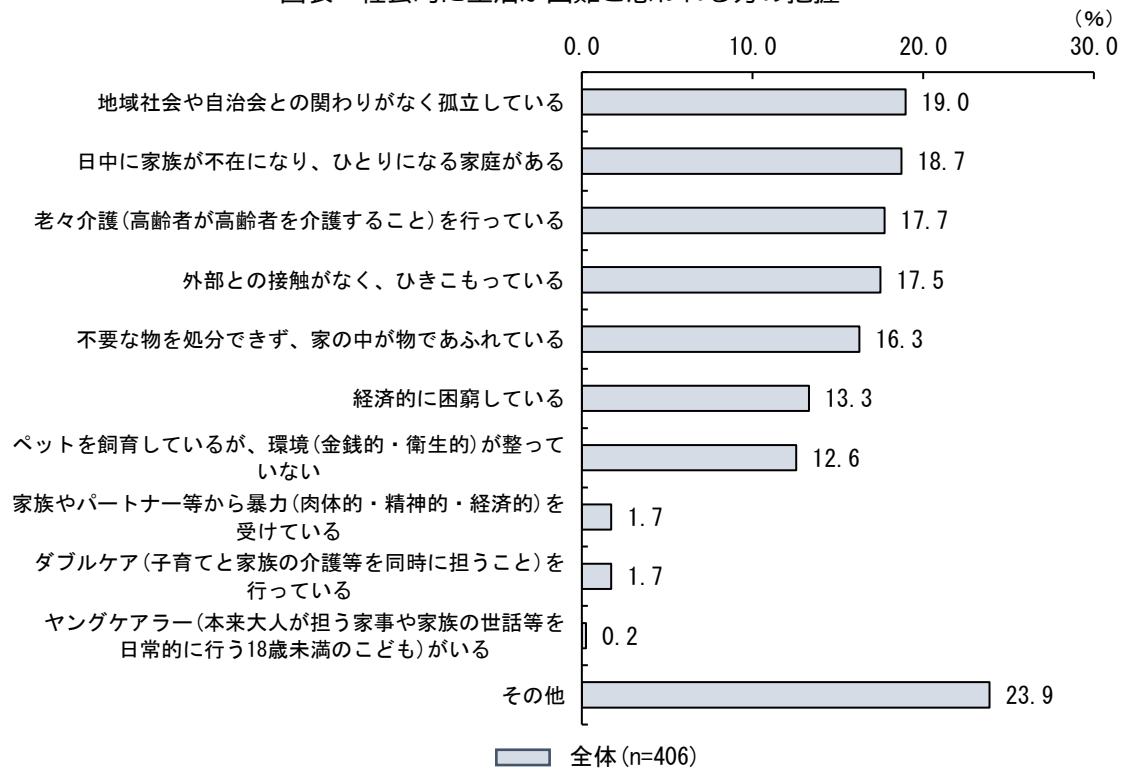
【 団体・事業者等ヒアリングからの意見 】

- ・ 高齢化に伴う移動手段の不足、病院へのアクセス困難が多い。
- ・ 買い物、医療、介護サービスの不足が挙げられている。
- ・ 高齢者のゴミ出しやプラ出しの運搬が困難といった生活上の具体的な負担が挙げられている。

## ④ 社会的に生活が困難と思われる方の把握

- 回答全体の社会的に生活が困難と思われる方の把握について、「地域社会や自治会との関わりがなく孤立している」が19.0%と最も高くなっています。次いで「日中に家族が不在になり、ひとりになる家庭がある」が18.7%、「老々介護(高齢者が高齢者を介護すること)を行っている」が17.7%となっています。

図表 社会的に生活が困難と思われる方の把握



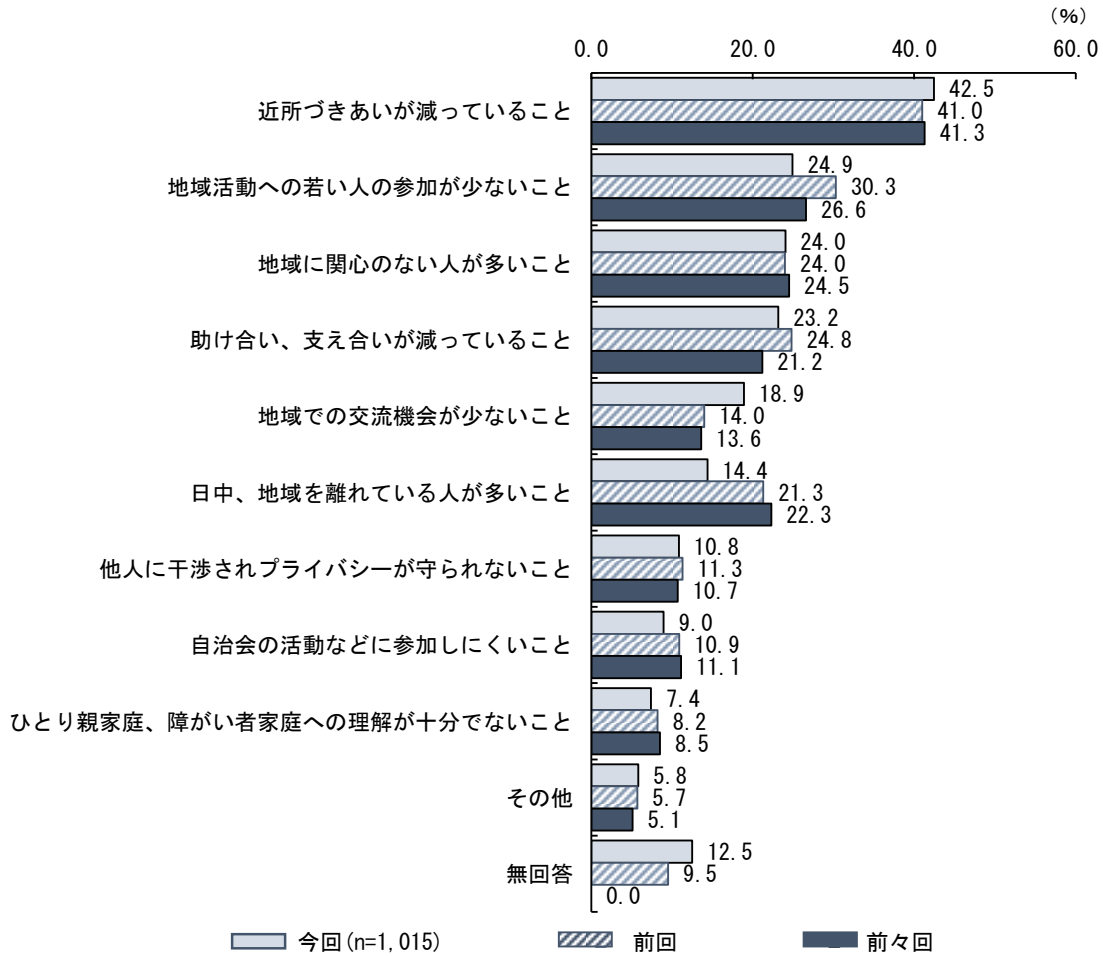
⑤ 住みよい地域社会への課題

- 住みよい地域社会への課題について、年齢別で見ると「近所づきあいが減っていること」が最も多くなっている世代が多い一方で、30～39歳は「地域活動への若い人の参加が少ないこと」を最も多く挙げています。
- 前回、前々回アンケート結果と比較すると、変わらず「近所づきあいが減っていること」が最も高くなっています。なお「日中、地域を離れている人が多いこと」については、前回よりも6.9ポイント低くなっています。

図表 住みよい地域社会への課題（年齢別）

	第1位	第2位	第3位
20歳未満(n=7)	近所づきあいが減っていること 42.9%	他人に干渉されプライバシーが守られないこと 28.6%	ひとり親家庭、障がい者家庭への理解が十分でないこと・日中、地域を離れている人が多いこと・地域での交流機会が少ないこと・助け合い、支え合いが減っていること 14.3%（同率）
20～29歳(n=54)	近所づきあいが減っていること 29.6%	地域での交流機会が少ないこと 27.8%	他人に干渉されプライバシーが守られないこと 25.9%
30～39歳(n=105)	地域活動への若い人の参加が少ないこと 27.6%	地域に関心のない人が多いこと 25.7%	近所づきあいが減っていること 21.0%
40～49歳(n=180)	近所づきあいが減っていること 36.1%	地域活動への若い人の参加が少ないこと 31.7%	地域に関心のない人が多いこと 28.9%
50～59歳(n=127)	近所づきあいが減っていること 42.5%	助け合い、支え合いが減っていること 26.8%	地域に関心のない人が多いこと 25.2%
60～69歳(n=155)	近所づきあいが減っていること 49.0%	地域に関心のない人が多いこと 27.7%	地域活動への若い人の参加が少ないこと 26.5%
70～79歳(n=245)	近所づきあいが減っていること 51.8%	助け合い、支え合いが減っていること 28.2%	地域活動への若い人の参加が少ないこと 25.7%
80歳以上(n=139)	近所づきあいが減っていること 48.2%	助け合い、支え合いが減っていること 26.6%	地域での交流機会が少ないこと 21.6%

図表 住みよい地域社会への課題（参考：前回比較）



【 団体・事業者等ヒアリングからの意見 】

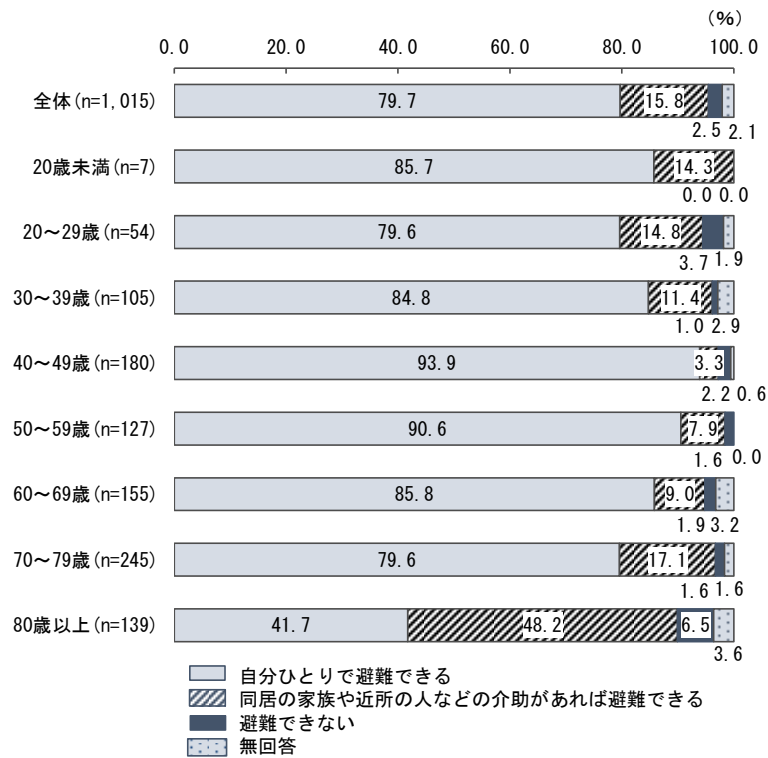
- ・ 移動手段の確保、買い物・医療・福祉資源の充実が必要。
- ・ 高齢者や弱者を支える地域の助け合い体制の強化が課題。

## (2) 安全な暮らしについて

### ① 災害時の避難方法

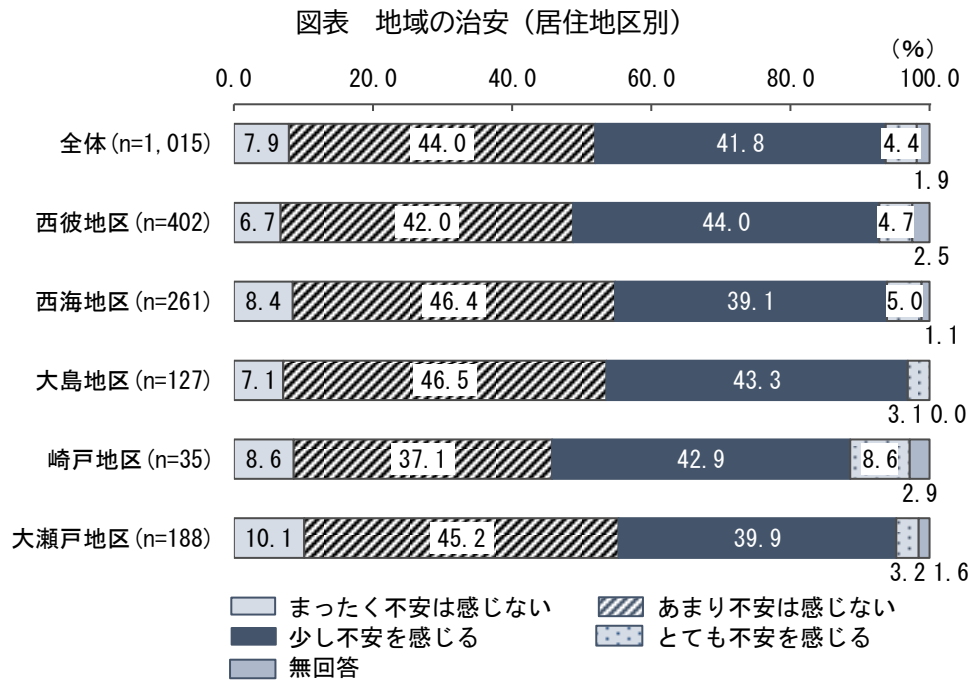
- 回答全体の災害時の避難方法についてみると、「自分ひとりで避難できる」が79.7%と最も高くなっています。
- 年齢別で見ると、80歳以上は「自分ひとりで避難できる」が41.7%と、他世代と比較し割合が低くなっており、避難時には介助の必要があると回答しています。

図表 災害時の避難方法（年齢別）



② 地域の治安

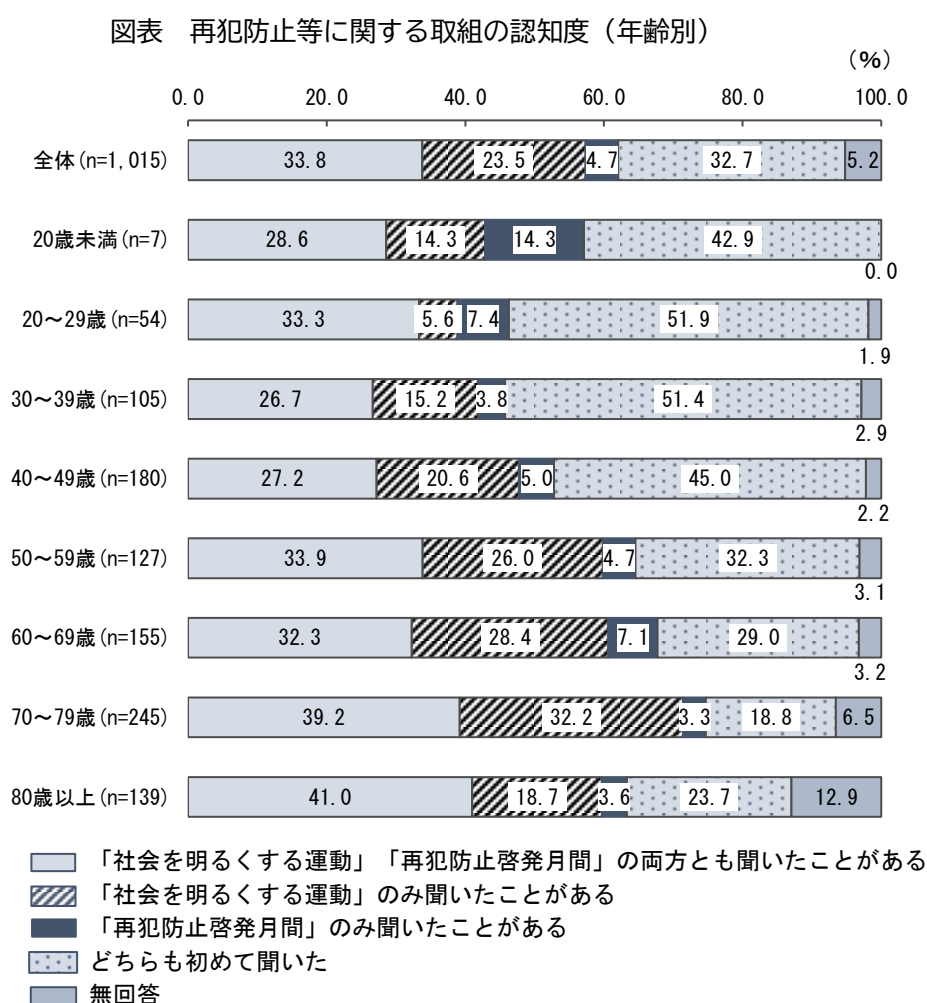
- 回答全体の地域の治安についてみると、「まったく不安は感じない」と「あまり不安は感じない」を合わせた“不安は感じない”は51.9%、「少し不安を感じる」と「とても不安を感じる」を合わせた“不安を感じる”は46.2%となっています。
- 居住地区別でみると、崎戸地区の“不安は感じない”が45.7%と、他地区と比較し割合が低くなっています。



### (3) 再犯防止や成年後見制度等について

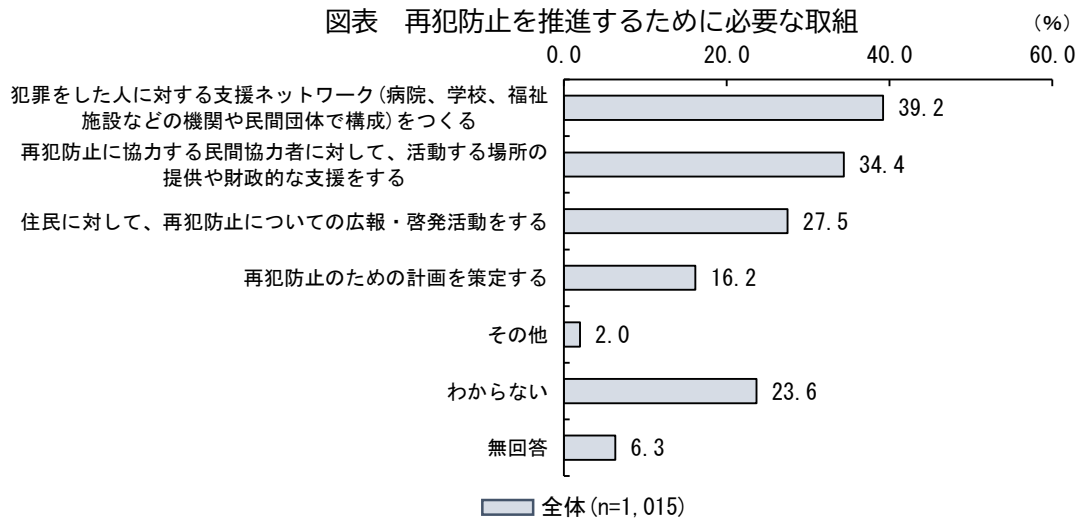
#### ① 再犯防止等に関する取組の認知度

- 回答全体の再犯防止等に関する取組の認知度についてみると、「社会を明るくする運動」「再犯防止啓発月間」の両方とも聞いたことがある」が33.8%と最も高くなっています。
- 年齢別でみると、20～29歳は「どちらも初めて聞いた」が51.9%と最も高く、80歳以上は「社会を明るくする運動」「再犯防止啓発月間」の両方とも聞いたことがある」が41.0%と最も高くなっていることから、年齢を重ねるごとに再犯防止等に関する取組の認知度が高い傾向がみられます。



② 再犯防止を推進するために必要な取組

- 再犯防止を推進するために必要な取組について回答全体では、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)をつくる」が39.2%と最も高くなっています。次いで「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が34.4%、「住民に対して、再犯防止についての広報・啓発活動をする」が27.5%となっています。
- 年齢別で見ると、80歳以上は「犯罪をした人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)をつくる」が31.7%と、他世代と比較し割合が低くなっています。



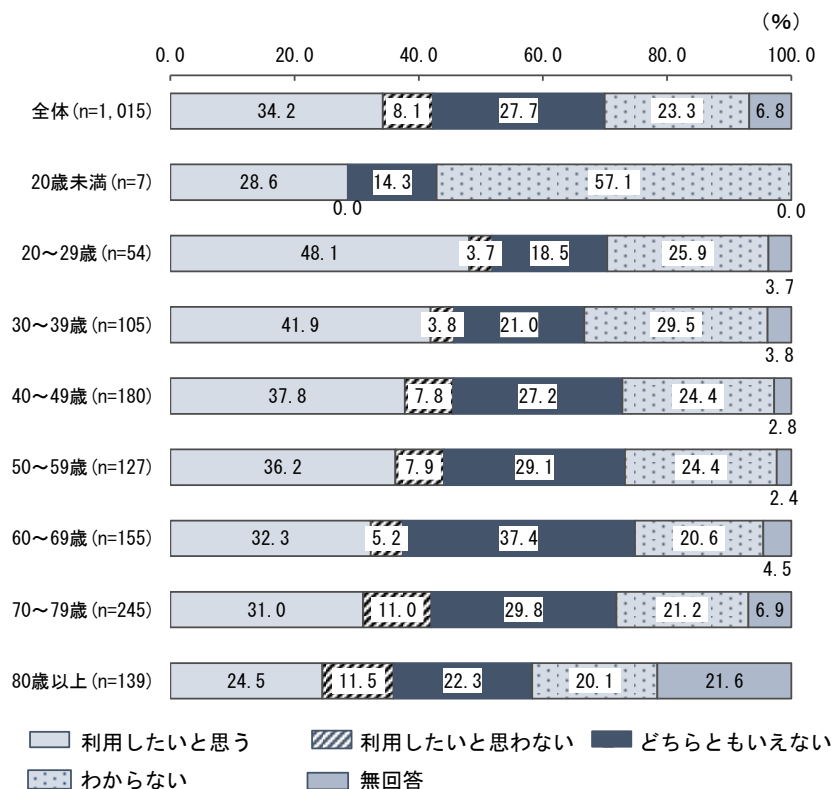
図表 再犯防止を推進するために必要な取組 (年齢別)

年齢	犯罪をした人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)をつくる	再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする	再犯防止のための計画を策定する	住民に対して、再犯防止についての広報・啓発活動をする	その他	わからない	無回答
20歳未満(n=7)	42.9%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%
20～29歳(n=54)	40.7%	40.7%	25.9%	37.0%	1.9%	13.0%	1.9%
30～39歳(n=105)	40.0%	29.5%	17.1%	18.1%	1.9%	31.4%	3.8%
40～49歳(n=180)	42.8%	32.8%	20.6%	26.7%	3.9%	22.8%	3.3%
50～59歳(n=127)	46.5%	38.6%	9.4%	26.0%	3.9%	22.0%	2.4%
60～69歳(n=155)	38.1%	34.8%	14.2%	31.0%	0.6%	22.6%	3.9%
70～79歳(n=245)	37.6%	36.3%	15.9%	28.6%	0.8%	25.7%	6.9%
80歳以上(n=139)	31.7%	29.5%	15.8%	28.8%	1.4%	22.3%	18.0%

### ③ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用意向

- 回答全体の成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用意向についてみると、「利用したいと思う」が34.2%と最も高くなっています。
- 年齢別でみると、「利用したいと思う」と回答した20～29歳は48.1%、80歳以上は24.5%と、年齢を重ねるごとに割合が低くなっています。

図表 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用意向（年齢別）



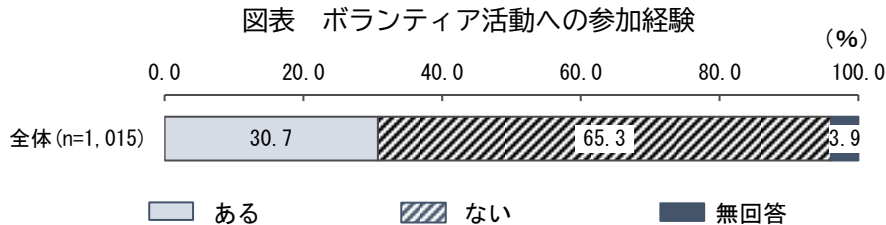
#### 【 団体・事業者等ヒアリングからの意見 】

- ・ 制度自体の認知が低いとの意見がある。
- ・ 活用が進んでいない現状が課題として示されている。

## (4) 地域での福祉への関心について

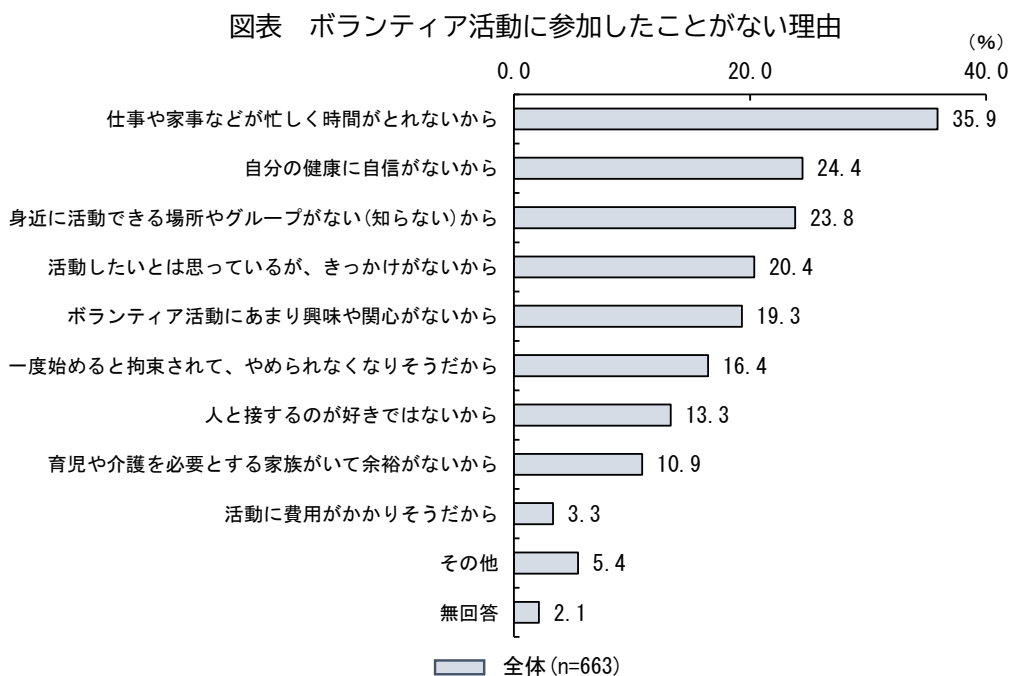
### ① ボランティア活動への参加経験

- ボランティア活動への参加経験について、「ある」が30.7%、「ない」が65.3%となっています。



### ② ボランティア活動に参加したことがない理由

- ボランティア活動に参加したことがない理由について回答全体では、「仕事や家事などが忙しく時間がとれないから」が35.9%と最も高くなっています。次いで「自分の健康に自信がないから」が24.4%、「身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から」が23.8%となっています。
- 年齢別で見ると、70～79歳・80歳以上は「自分の健康に自信がないから」が最も高くなっています。



図表 ボランティア活動に参加したことがない理由（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20歳未満(n=5)	ボランティア活動にあまり興味や関心がないから 60.0%	仕事や家事などが忙しく時間がとれないから・人と接するのが好きではないから・身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 20.0% (同率)	
20～29歳(n=34)	仕事や家事などが忙しく時間がとれないから 35.3%	身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 29.4%	ボランティア活動にあまり興味や関心がないから 26.5%
30～39歳(n=72)	仕事や家事などが忙しく時間がとれないから 48.6%	ボランティア活動にあまり興味や関心がないから 33.3%	育児や介護を必要とする家族がいて余裕がないから・身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 26.4% (同率)
40～49歳(n=120)	仕事や家事などが忙しく時間がとれないから 49.2%	身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 27.5%	活動したいとは思っているが、きっかけがないから 22.5%
50～59歳(n=89)	仕事や家事などが忙しく時間がとれないから 49.4%	活動したいとは思っているが、きっかけがないから 20.2%	ボランティア活動にあまり興味や関心がないから 19.1%
60～69歳(n=100)	仕事や家事などが忙しく時間がとれないから 43.0%	身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 26.0%	自分の健康に自信がないから 25.0%
70～79歳(n=159)	自分の健康に自信がないから 40.9%	活動したいとは思っているが、きっかけがないから 26.4%	身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 25.2%
80歳以上(n=83)	自分の健康に自信がないから 42.2%	身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から 15.7%	活動したいとは思っているが、きっかけがないから・ボランティア活動にあまり興味や関心がないから 14.5% (同率)

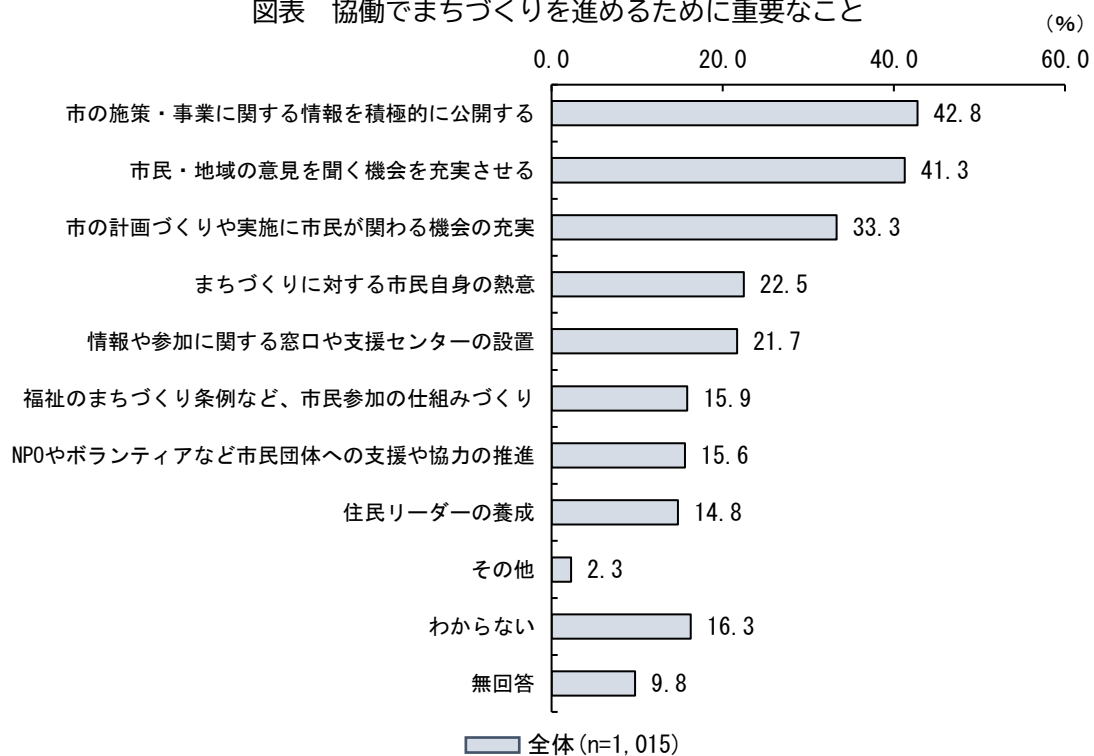
【 団体・事業者等ヒアリングからの意見 】

- ・ 高齢者中心で担い手不足が深刻。
- ・ 活動の意義は理解されているが、若者や現役世代の参加が乏しい。

(5) 西海市の今後の福祉について

- 協働でまちづくりを進めるために重要なことについて回答全体では、「市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する」が42.8%と最も高くなっています。次いで「市民・地域の意見を聞く機会を充実させる」が41.3%、「市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実」が33.3%となっています。
- 年齢別で見ると、20～29歳と40～49歳は「市民・地域の意見を聞く機会を充実させる」が最も高くなっています。

図表 協働でまちづくりを進めるために重要なこと



図表 協働でまちづくりを進めるために重要なこと（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20歳未満(n=7)	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 28.6%	まちづくりに対する市民自身の熱意 28.6%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実・市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 14.3% (同率)
20～29歳(n=54)	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 48.1%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実・市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 37.0% (同率)	
30～39歳(n=105)	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 39.0%	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 37.1%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実 29.5%
40～49歳(n=180)	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 47.8%	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 43.9%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実 41.7%

図表 協働でまちづくりを進めるために重要なこと（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
50～59歳(n=127)	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 45.7%	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 41.7%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実 38.6%
60～69歳(n=155)	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 50.3%	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 43.9%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実 32.3%
70～79歳(n=245)	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 44.5%	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 41.2%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実 31.0%
80歳以上(n=139)	市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する 32.4%	市民・地域の意見を聞く機会を充実させる 31.7%	市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実 25.9%

### 【 団体・事業者等ヒアリングからの意見 】

- ・住民主体の活動は存在するが、人材や担い手不足が課題。
- ・行政がもっと情報発信・支援してほしいという声がある。

## (6) 団体・事業所等ヒアリング調査での意見

団体・事業所等ヒアリング調査では、民生委員・児童委員、当事者団体・地域活動団体、地域包括支援センター・相談支援事業所等、小中学校の4つの対象より、特に生活基盤を支える地域交通インフラの維持・確保、地域活動の担い手不足への対応が喫緊の課題であること、多岐にわたる複雑な課題に対応するためには、分野を超えた多機関連携の強化と役割分担の明確化、そして成年後見制度などの制度の周知と活用促進への意見が挙がっています。主な意見概要は次のとおりです。

### ① 高齢化と生活基盤の安定に関する課題

- 西海市においては、高齢者の一人暮らし世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加とともに、見守りが必要な高齢者の増加が課題として指摘されています。また、担当地域が広範であるため、地域活動においては十分な手助けが届きにくい現状があるとの意見がみられます。
- 特に、地域生活を支える移動手段の確保は重要な課題です。車の運転をしない高齢者の方々にとって、買い物や通院時の公共交通機関の利便性の低さが大きな障壁となっています。また、航路の廃止やバスの便数減少など、交通インフラの縮小が日常生活に影響を及ぼしているという懸念も示されています。
- 地域内の交流機会の減少に伴う高齢者の孤独・孤立が懸念されており、「わいわいサロン」のような、会話を伴う集いの場の充実への期待が寄せられています。

## ② 地域を支える担い手と活動の持続に関する課題

- 地域福祉活動を支える団体の構成員の高齢化と減少が顕著です。地域活動団体の平均年齢は70歳前後と高く、過去5年間で約7割の団体で人数が減少傾向にあります。
- 活動の継続においては、高齢化に伴う身体的な負担の増加や新規会員の確保の難しさが大きな課題として挙げられています。
- 活動の継続や拡充を進めるためには、財政面での補助金や人材育成のための研修制度など、行政による支援の強化が強く求められています。また、仕事や子育てを担う若い世代が地域活動に参加することが難しいという現状が指摘されており、幅広い世代が関わるための仕組みづくりが求められています。

## ③ 複雑化・複合化する課題への対応と多機関連携の深化

- 複数の課題が複合化したケースが増加していることから、専門機関による連携体制の強化が重要視されています。
  - ・ 成年後見制度の利用促進では、制度があること自体の市民への周知啓発が不足しているという指摘が多く、成年後見制度の相談経験を持つ民生委員・児童委員が少ない状況にあり、制度利用の難しさや、担い手の不足も課題として認識されています。
  - ・ 再犯防止の取り組みでは、犯罪をした人の「仕事に就くための支援」や「生活に困窮している者への福祉的支援」が特に必要であるとの意見が多くみられ、市民の理解を深めるために広報活動を増やす必要があるとの意見が挙がっています。
  - ・ ひきこもりへの対応では、地域特有の心情により支援者が踏み込みにくいというデリケートな課題があることが示唆されました。ひきこもり傾向のある方の状況を把握し、支援につなぐためのネットワークづくりの必要性が認識されています。
  - ・ 多機関連携は進んでいる一方で、複雑なケースに対応する際、関わる機関の間で「誰がどこまで介入しているのか、役割分担が見えづらかった」という課題が指摘されており、分野横断的な連携における役割の明確化が求められます。

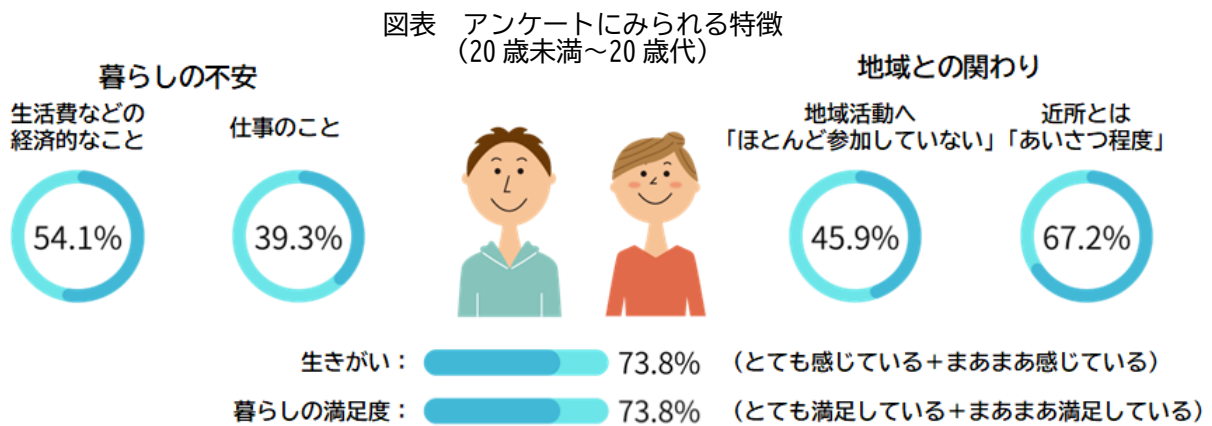
## ④ 小中学校における福祉教育と心のケア、通学バスへの意見

- 小中学校では、「総合的な学習の時間」を通じた車いす体験などの福祉教育や、高齢者へのプレゼントを通じた地域交流活動が広く実施されており、地域福祉の理解促進に貢献しています。
- 児童生徒の心のケア体制では、スクールカウンセラーとの面談機会の確保や校内支援スペース（ココイチルーム等）の整備が進められています。しかし、家庭の教育力不足やヤングケアラー問題といった家庭環境に起因する課題への対応の必要性が指摘されており、学校と福祉、行政の連携をさらに深めていくことが重要です。
- 通学バスについて、バスの時間が学校生活に影響を与えているという交通インフラに関連する課題が学校側から提起されています。

## (参考1) 各世代の意識、市民の声の整理

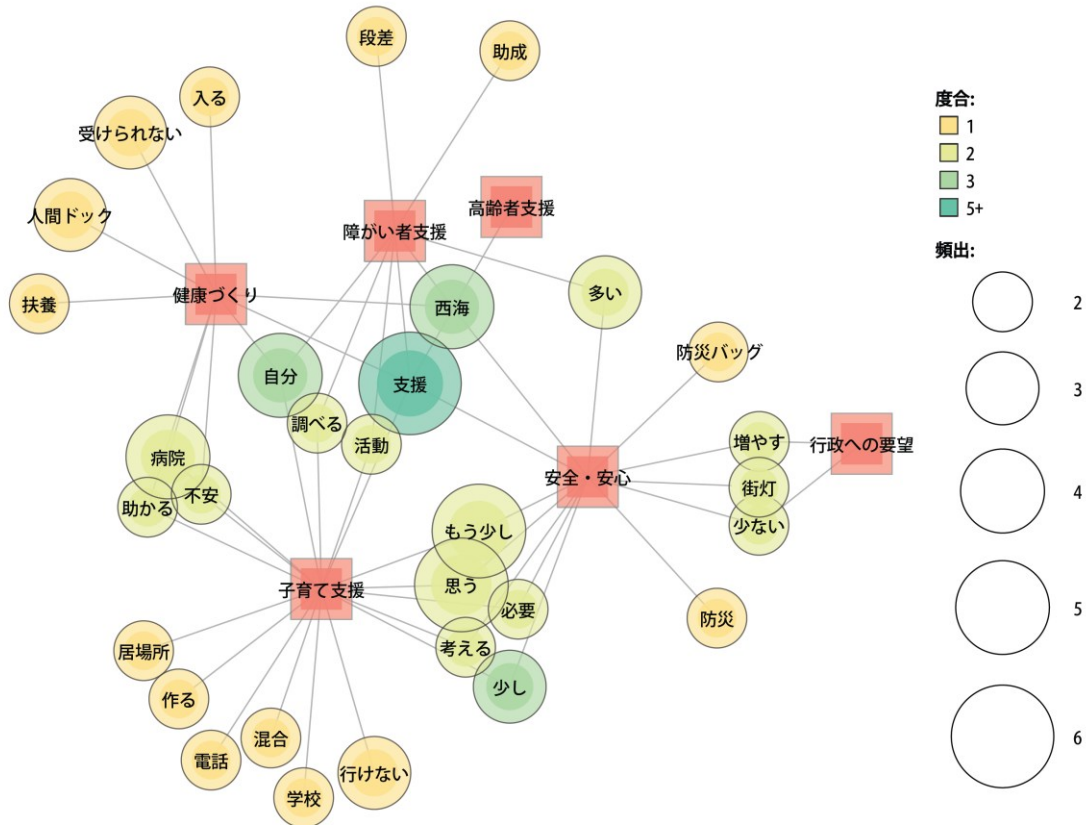
### ① 10～20歳代（回答者数：61人）

- この世代の抱える生活課題は、「生活費などの経済的なこと」(54.1%)や「仕事のこと」(39.3%)といった経済的な不安が最も高くなっています。
- 地域活動への参加経験は「ほとんど参加していない」が51.9%と他世代より高く、近所づきあいも「あいさつ程度のつきあい」が67.2%を占めるなど、地域との関わりが他の世代よりも希薄であることがうかがえます。



- 10～20歳代からは17件の意見がありました。共起ネットワークによる分析では、自身の生活で直面する課題とともに、家族や地域に関わる幅広い関心がうかがえます。
- ネットワークの中心には「支援」というキーワードがあり、そこから様々なテーマへと線が伸びており、各分野での「支援」を求める意向がみられます。また、「思う」や「考える」といった思考を表す言葉とともに、「増やす」「少ない」といった現状を評価し、変化を求める意向もみられます。
- 分野としては「子育て支援」、「安全・安心」につながるキーワードが多くみられ、関心の高さがうかがえます。
- 「子育て支援」での「学校」と「居場所」というキーワードでは、学校に行きづらさを感じているこどもたちのための学校以外の居場所づくりなど、多様な学びや成長の場を求める意見として表れています。
- 「安全・安心」では、「防災バッグ」や「防災必要」といったキーワードがみられ、災害への備えに対する意識の高さがうかがえるほか、「街灯」が整備されているといった、日々の安心感を望む意向が具体的なキーワードとともに表れています。
- そのほか、健康づくりでは「病院」というキーワードもネットワークの中で重要な位置を占め、「人間ドック」や「不安」といった言葉と結びついていることから、健康に対する意識、現在の健診や医療体制への不安感がうかがえます。

図表 自由意見にみられるキーワード  
(共起ネットワーク図：20歳未満～20歳代)



共起ネットワーク図をみるポイント

本計画書に掲載している「共起ネットワーク図」は、市民アンケートの自由意見を分析し、意見の核となる単語や、その単語がどのテーマと強く関連しているかを視覚的に表現したものです。この図を読み解くことで、各世代の市民が、どのような生活課題に対して、具体的にどのような言葉で関心を寄せているかを深く理解することができます。

① 図の構成要素が示す意味

この図は、市民の自由意見を大きく二つの要素（テーマとキーワード）に分け、そのつながりを表しており、正方形の意見テーマについて語られた際に特によく出現しているキーワードであることを意味します。

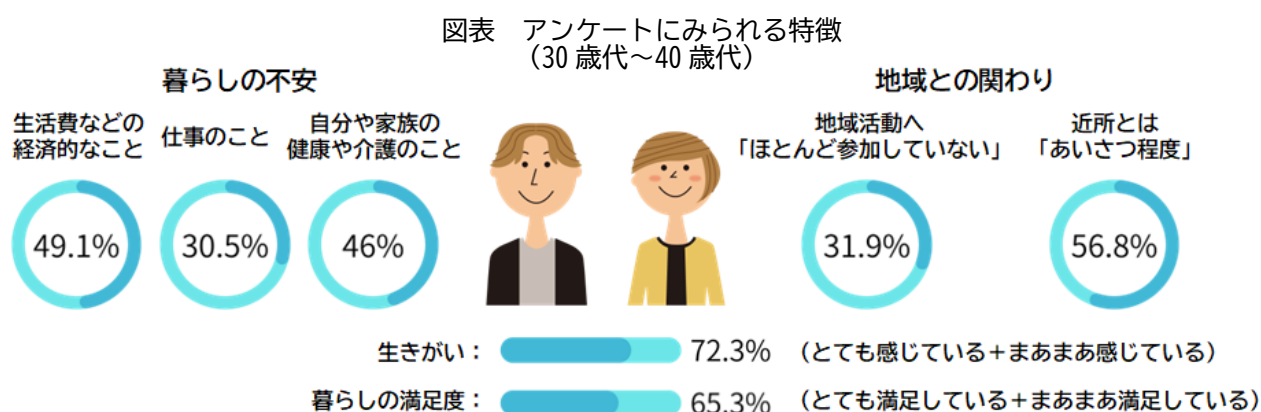
要素	形状	意味
テーマ (意見の分類)	正方形	市民の意見を整理するために、アンケートで設定した意見の「分類項目」(例：健康づくり、子育て支援、行政への要望など)を示しています。
キーワード	円	実際に市民の自由意見の中に現れた「具体的な単語や意見の核」を示しています。
つながり	線	正方形のテーマと円のキーワードが「どのくらい強く関連しているか」を表しています。

② キーワードの「重要度」を見るポイント (円の大きさ (頻出) と円の色 (度合い))

円のサイズは、そのキーワードが市民の意見全体の中で、どのくらい多く使われたかを示しており、関心が高い重要な意見であると考えられます。また、円に付いている色は、そのキーワードがこの世代の意見の中で、特徴的である度合いを示し、色が濃いキーワードはその世代の意見において特にその単語を多く使用していることを意味します。

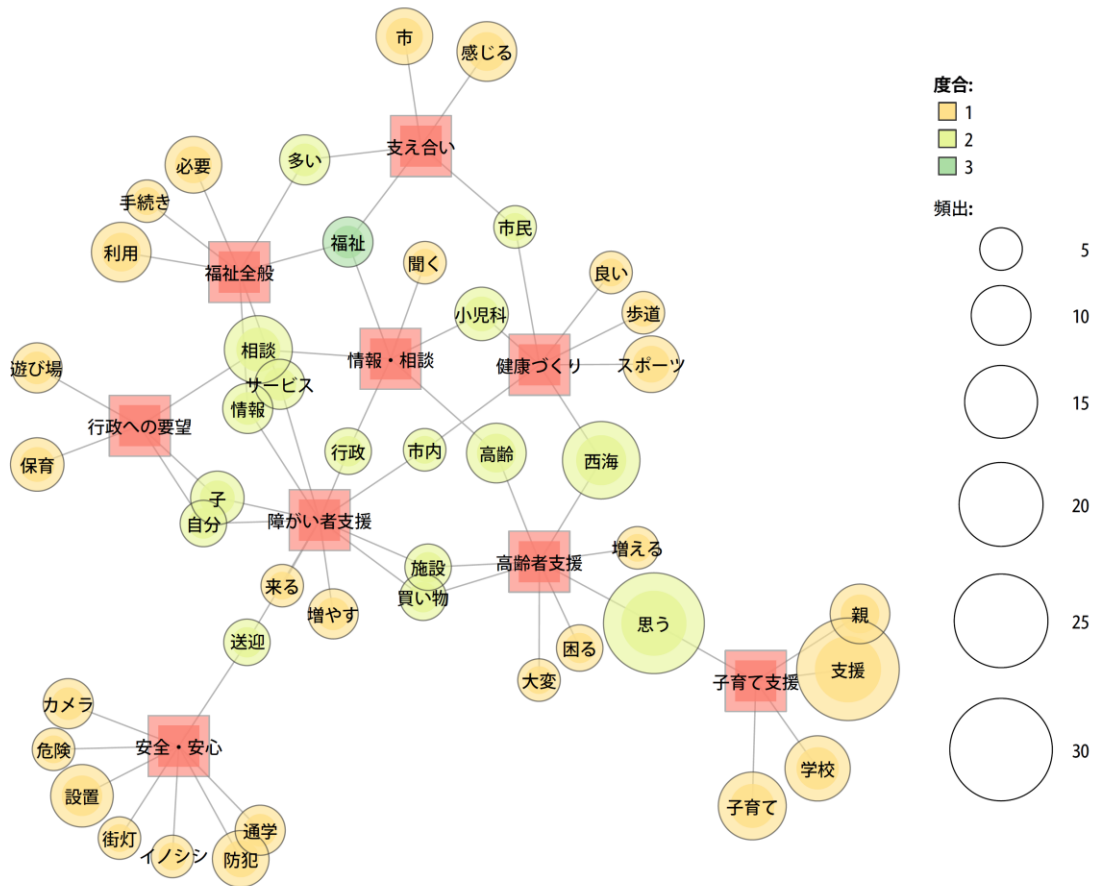
② 30～40 歳代（回答者数：285 人）

- この世代は日々の暮らしに生きがいを感じているものの、他の世代に比べて「毎日の暮らしに満足している」割合が 65.3%と低くなっています。その背景には、「生活費などの経済的なこと」(49.1%) や「仕事のこと」(30.5%) といった経済的・労働的な困りごとに加え、「自分や家族の健康や介護のこと」(46.0%) への関心が高まっていることが挙げられます。
- 地域活動への参加経験は「ほとんど参加していない」が 31.9%、近所づきあいも「あいさつ程度のつきあい」が 56.8%を占めるなど、地域との関わりが他の世代よりもやや希薄であることがうかがえます。



- 30～40 歳代からは 111 件の意見がありました。共起ネットワークによる分析 (P.39 参照) では、「子育て」と「支援」という 2 つの大きな核を中心に、様々な課題が広がっており、この世代が現在直面している子育てや親の介護、自身の仕事といった、生活に直結する切実な問題に直面している様子がうかがえます。
- 「子育て支援」、「高齢者支援」というテーマは、共通して「思う」というキーワードでつながっており、当事者として直面している家庭での子育てとともに高齢になった親への支援での困りごとが背景にあるとみられます。
- 「子育て支援」にみられる「子育て」「支援」「学校」「親」といった言葉のつながりから、この世代の関心事が「子育て」であることがわかります。
- 「高齢者支援」では、「大変」「困る」といった、困難な状況を示すキーワードと結びついており、自分の子育てだけでなく、親の生活も支えなければならない「ダブルケア」の状況にある人も少なくないことが推察されます。また、「障がい者支援」と共通して結びついている「施設」「買い物」というキーワードから、親世代の介護や将来の生活に対する不安が深刻であることがうかがえます。
- このような課題に対し、この世代では、「行政への要望」として、「サービス」の充実や「情報」提供を具体的に求めています。「相談」できる場や、必要な「支援」を「利用」しやすくするための「手続き」の改善など、より実効性のあるサポートを必要としていることがうかがえます。

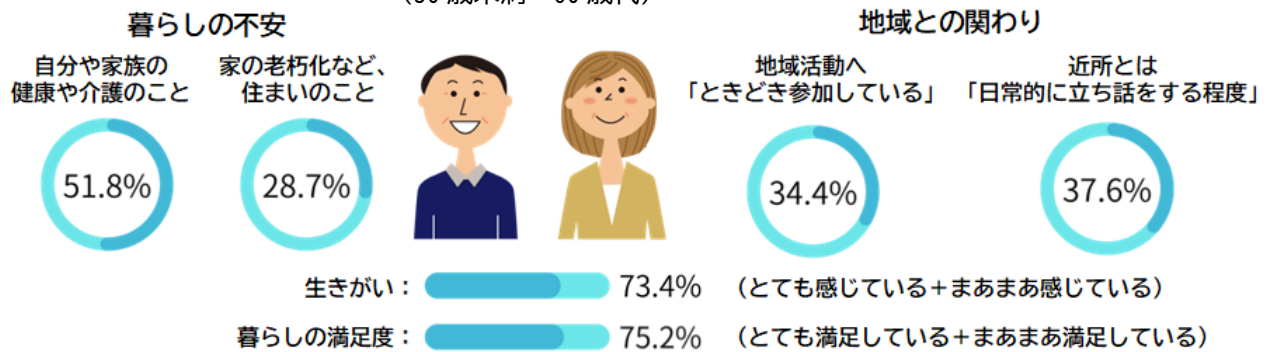
図表 自由意見にみられるキーワード  
(共起ネットワーク図：30歳代～40歳代)



③ 50～60歳代 (回答者数：282人)

- この世代は高い生きがいと生活満足度を感じている一方で、日常生活の困りごとでは「自分や家族の健康や介護のこと」(51.8%)や「家の老朽化など、住まいのこと」(28.7%)への関心が高まっています。
- 地域活動への参加経験は若年層より高く、地域活動への参加経験は「ときどき参加している」が34.4%と高く、近所づきあいも「日常的に立ち話をする程度」が37.6%と、他の世代よりも活発です。

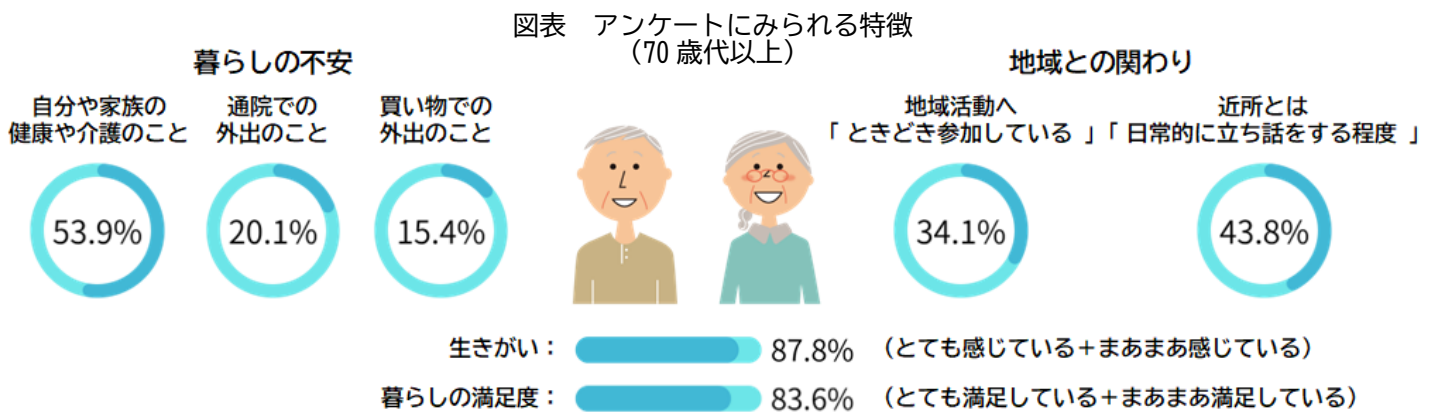
図表 アンケートにみられる特徴  
(50歳未満～60歳代)





## ④ 70歳代以上（回答者数：384人）

- この世代は全世代で最も「生きがいがある」(87.8%)、「毎日の暮らしに満足している」(83.6%) 割合が高く、地域活動への参加や近所づきあいも活発です。
- 日常生活の困りごとでは「自分や家族の健康や介護のこと」(53.9%) が特に高く、「通院での外出のこと」(20.1%) や「買い物での外出のこと」(15.4%) への関心が高まっています。

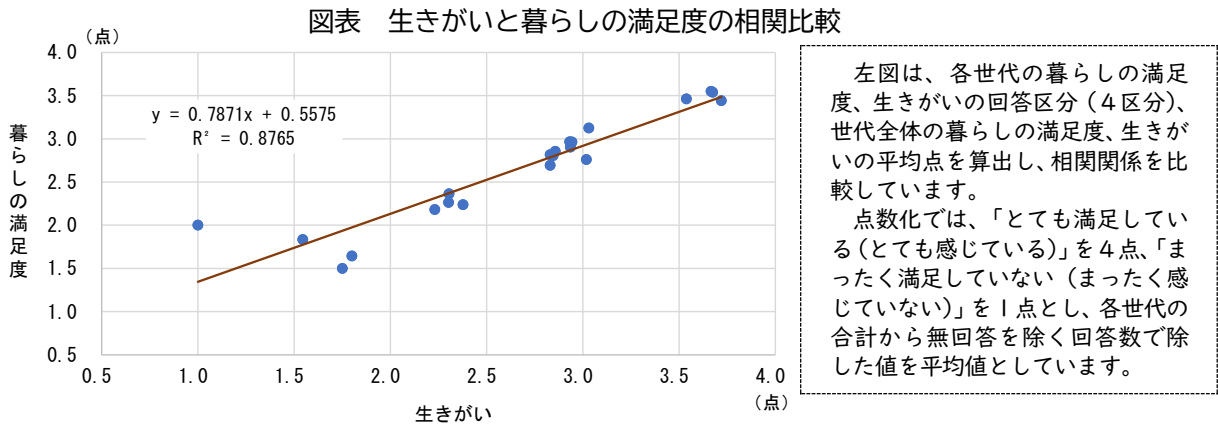


- 70歳代以上からは107件の意見がありました。共起ネットワークによる分析（P.42参照）では、加齢に伴う心身の変化の中で、尊厳ある暮らしを維持するため、まずは日々の移動と生活をどう維持していくかという点に強い関心が集中していることがうかがえます。
- 「高齢」と併せて「思う」というキーワードが頻出していますが、当事者であるはずの「高齢者支援」というテーマとは直接結びつかず、「安全・安心」、「健康づくり」、「行政への要望」といった、自身の生活を支えるより広範なテーマと深く関わっている特徴がみられます。
- 「高齢者支援」では、具体的なキーワードとして「バス」や「買い物」が結びついており、車の運転が難しくなったり、体力的な衰えを感じるなど、これまで当たり前に行っていたことが困難になり、生活の自立が脅かされている状況がうかがえます。
- 「安全・安心」では、「地域」、「不安」、「心配」、「多い」といったキーワードとつながっており、個人で備えることへの不安とともに、地域支える支援を望む意向がうかがえます。
- 「健康づくり」では、「自分」「健康」「人」といったキーワードと結びついています。これは、「ラジオ体操」などで「健康」を維持しようと努めている主体的な健康維持への意識がうかがえます。
- 「行政への要望」では、「西海」「交通」「バス」といった、より具体的で社会的なキーワードとつながりがみられ、生活インフラに対する要望へと結びついており、自身の暮らしを支える「交通」手段の確保を望む意向が表れています。



(参考2) 生きがいと暮らしの満足度の関係について

- アンケート調査による「生きがいを感じているか」と「毎日の暮らしに満足しているか」は、市民の生活の質を測るうえで密接に関連しており、各年齢層の生きがいや暮らしの満足度ごとに点数化すると、生きがいがあると感じている市民は毎日の暮らしに満足していることがうかがえます。



- 生きがいや暮らしの満足度が高い市民は、総じて地域活動への参加意欲も高く、近所づきあいも活発で、身近に頼れる人がいると感じており、生きがいや満足感が、地域社会への積極的な関与を育む好循環を生み出していると考えられます。
- 生きがいや暮らしの満足度が低い市民は、地域活動への参加が少なく、近所づきあいがやや希薄である傾向がみられます。

図表 生きがいと暮らしの満足度による比較

生きがい、暮らしの満足度が高い		比較項目	生きがい、暮らしの満足度が低い	
生きがいを“感じている” 61.3%	毎日の暮らしに“満足している” 61.6%	地域活動への参加意欲 「地域や自治会などの活動に、ほとんど参加、ときどき参加している」	生きがいを“感じていない” 38.9%	毎日の暮らしに“満足していない” 38.5%
生きがいを“感じている” 24.2%	毎日の暮らしに“満足している” 23.7%	近所の方とのつきあい 「一緒に行事に参加したり食事をしたりするつきあい」	生きがいを“感じていない” 10.9%	毎日の暮らしに“満足していない” 12.6%
生きがいを“感じている” 85.9%	毎日の暮らしに“満足している” 90.1%	近くに身の回りの世話を頼める人の有無 「もし病気で倒れたとき、近くに身の回りの世話を頼める人がいる」(同居者、いざというときを含む)	生きがいを“感じていない” 78.2%	毎日の暮らしに“満足していない” 69.2%

## 4 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について

第3期地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画の評価を次のとおり整理します。

### (1) 重点戦略について

#### 【地域福祉計画】

#### ① 全世代・全対象型地域包括支援体制の構築

属性を問わない包括的な相談支援体制の整備を目指し重層的支援体制整備事業に取り組み、令和7年度から福祉課内に西海市包括相談支援チームを設置しています。

既存の相談支援体制を生かしながら、組織の連携や機能の充実を図り、はざまの相談や複雑化・複合化した相談を受け止めるとともに、関係機関との協働による伴走的支援や地域活動につなげる参加支援、居場所づくりなど地域活動の活性化を図る地域づくりに向けた支援に取り組んでいます。

#### ② 分野別計画と連動した施策の推進

地域福祉計画に基づき、令和6年(2024)3月に第3次健康さいかい21、第4次西海市障がい者基本計画、第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画を、令和7年(2025)3月に第3期西海市こども・子育て支援事業計画を策定しています。

各計画は地域福祉計画をはじめ関連計画との整合性を図りながら、取り組みを進めています。

#### ③ 地域全体で支え合う仕組みづくり

避難行動要支援者個別避難計画の策定にあたり、各地区の行政区長会や民生委員児童委員協議会などで制度説明や要支援者を支える受け皿づくりの要請を行っています。

また、福祉施設連絡協議会と協定を結び、災害時の要配慮者の受け入れ態勢の整備を図りました。

高齢者分野では、地域助け合いフォーラムや地域助け合い勉強会、生活支援体制整備協議体を開催し、関係機関や市民の方と市の現状と課題について情報共有しています。

#### ④ 適応力の高いサービス提供体制の確立

新型コロナウイルス感染症の流行は一定の収束を見ましたが、状況や場に応じて手指の消毒やマスクの着用、検温などの感染症の予防に努めています。

また、再度の感染症の大規模流行に備え、新型コロナウイルスに感染した際の対応の記録を分野別に取りまとめました。

## 【地域福祉活動計画】

### ① 「地域福祉」の理解と「推進活動」の普及を目指して

社会福祉協議会では、市民が地域の課題を自らの課題として捉えるための土壌づくりに注力しています。学校や地域における福祉教育の推進や、関係機関と手を取り合いながら「共に生きる」視点を養う体制を構築してきました。また、市民参加型の災害ボランティア訓練を通じ、有事の際に相互を支援合う仕組みを市民と共に確認し、日常からの備えを共有しています。

広報活動においても、広報紙やウェブサイト、SNS等を通じて市民の活動風景を積極的に「見える化」し、誰もが地域づくりに参加しやすい雰囲気づくりに努めています。

今後も地域の潜在的な困りごとを早期に発見し、解決につなげられる環境の整備と、住民主体による「地域福祉の推進」のため、丁寧な対話を通じた普及啓発を継続します。

### ② 地域福祉連絡会の充実を目指して

市内 80 箇所に設置された地域福祉連絡会は、行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員が関係機関との連携により地域の身近な生活課題を見つける大切な場となっています。一部の地区では住民アンケートを起点に、自分たちの手で「助け合い組織」を立ち上げるなど、住民主体の解決力が確実に高まっています。また、買い物や通院といった切実な移動の課題に対しても、地域からの声をきっかけに民間事業者の移動販売が実現するなど、住民の「困りごと」を「地域のか」で解決する事例も生まれており、市民一人ひとりが役割を持って安心して暮らせる「お互いさま」の地域づくりを伴走支援していきます。

### ③ ボランティア活動・市民福祉活動の活性化を目指して

ボランティア活動を「地域福祉の大きな柱」と位置づけ、市民が自主的・自発的に活動へ踏み出せるよう、ボランティアセンターによる、ウェブサイト、公式 LINE での情報提供やデジタル機器の貸出などの環境整備を進めてきました。また、有償ボランティアのマッチングサービスを導入するなど、新しい参加の形も提示しています。

ボランティア団体の高齢化という課題に対しては、既存の枠組みにとらわれず、企業や現役世代の力も巻き込んだ「地域をよくする活動」への発展を目指しています。助成制度についても、使いやすいものへと改善を図り、多様な主体が手を取り合うことで、市民の力による持続可能な地域福祉を追求していきます。

## (2) 基本目標について

### 基本目標1「誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して」

#### 【市】

民生委員児童委員協議会や地域福祉連絡会と連携し、地域における見守り活動の促進や課題の早期発見に努めています。また、分野毎の代表者会議や実務者会議などをおして、関係機関や専門職のネットワークの連携促進を図り、課題の情報共有や処遇困難なケースの解決につなげています。

広報紙やウェブサイトのほか子育て支援アプリなど様々な媒体で福祉サービスの情報を提供しているほか、出前講座を活用し、自治会の集まりや市民の自主的な勉強会の場で周知に努めています。

#### 【社会福祉協議会】

行政区長や民生委員・児童委員、福祉推進員と連携し、地域福祉連絡会の開催を核に、地域・生活課題の共有と課題解決に向けた支援体制づくりを進めています。特に、高齢化が進む地域では社会資源や移動手段の不足が課題であるが、江島・平島地区では軽自動車の無料貸出事業を継続し、本土での移動の利便性向上を図っています。また、広報紙やSNS、音訳ボランティアによる「声の広報」、ユニバーサルデザインの導入など、情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。

さらに、日常生活自立支援事業や居場所づくり、西海市生活支援相談室の周知を通じて、判断能力に不安のある方や生きづらさを抱える世帯への支援を推進しています。一方で、成年後見制度への移行支援や、就労が難しい人を受け入れる企業の開拓が課題であり、関係機関との連携強化と相談体制の拡充に努めています。

### 基本目標2「安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して」

#### 【市】

分野ごとに協議会を設置し、専門職のネットワークを構築し、困難ケースについては、専門職等による個別ケース会議を開催して、課題解決に取り組んでいます。

また、専門職や民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催や情報提供を行い、人材育成や資質の向上に努めています

ただし、施設における福祉人材の確保については、取り組みを継続していますが、依然として十分な成果につながっておらず、引き続き重要な課題として取り組む必要があります。

#### 【社会福祉協議会】

地域福祉連絡会やウェブサイト、社協ガイドブック等を通じて相談窓口の情報を提供し、住民が福祉サービスへつながりやすい基盤整備に取り組んでいます。

また、長崎県の補助金を活用し、福祉人材の確保、有償ボランティアの募集、地域移動支援モデルの構築、在宅医療と福祉サービスの連携、地域ブランディングの創生と発信の4つの柱による協働事業を推進しています。これにより、市と協力・連携しながら、

市民が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、持続可能で柔軟性のある共創型医療・福祉ネットワークの構築を進めています。

さらに、感染症対応や法令遵守などをテーマとする独自の職員研修やケース検討会を実施するとともに、こども・障がい・介護分野の研修にも参加し、職員の専門性向上と質の高いサービス提供に向けた体制の強化を図っています。

### 基本目標3「住民参加による地域福祉の促進を目指して」

#### 【市】

市内の小・中学校と連携し、高齢者疑似体験やゲートボール等のスポーツを通しての高齢者との交流などにより、こどもたちの福祉への理解を促進しています。

広報紙や各種周知文書、計画書などの市民への配付物にユニバーサルデザインフォントを利用するなど、情報のバリアフリー化を推進し、誰もが参加できる行政の実現を図っています。また、公衆トイレの洋式化や公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが住みやすいまちづくりを進めています。

ボランティア活動や地域活動の支援については、住民主体の取組に対し、各種補助金による助成を行いました。

#### 【社会福祉協議会】

住民参加による地域福祉の推進を目指し、学校との連携による体験学習や多様性への理解を深めるため福祉教育の充実を図っています。また、広報紙やウェブサイト、SNS など多角的な情報発信を強化しています。

ボランティア活動では、ボランティアセンターを中心に、活動助成制度やネットワークづくりの支援、キャンペーン等で参加を呼びかけ、多様なボランティア活動の場を広げ、活動の活性化を図っています。

加えて、市内80か所の地域福祉連絡会を通じて地域課題を共有し、見守り活動の充実や支援体制の強化にも努めています。これらの取り組みを通して、多様な住民が交流し相談できる場づくりを進め、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

### 基本目標4「安心して暮らせる地域を目指して」

#### 【市】

避難行動要支援者名簿を行政区長や民生委員・児童委員に提供するとともに、出前講座や民生委員児童委員協議会をとおして、災害から身を守るための自助・共助の大切さを周知しました。そのうえで個別避難計画の作成を進めておりますが、福祉避難所とのマッチングには至っておりません。

また、避難情報を携帯電話のショートメッセージで送信し、早期避難の呼びかけを行っています。

【社会福祉協議会】

高齢者や障がい者など避難に支援が必要な方を対象とした「個別避難計画」の作成に、民生委員児童委員協議会定例会や地域福祉連絡会等を通じて積極的に協力しています。

また、市民の防災意識の向上を図るため、75歳以上のひとり暮らしの方へ緊急時の非常持出袋セット配付のほか、災害ボランティアセンターの役割や機能について、広報紙での特集や情報提供を積極的に行い、市民の理解促進に努めています。

総合防災訓練では、住民参加型や職員対象の災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、自主防災組織や関係機関との連携を強化することで、災害時の初期対応力の向上とボランティア受入れ体制の整備に努めています。

## 5 地域福祉の推進に向けて求められる視点・課題の整理

本市の現状と住民アンケート、関係団体・事業者の意見を踏まえ、地域福祉推進のために特に重視すべき視点と課題を次のとおり整理します。

### (1) 複雑化・多様化する困りごとへの対応

- 国は、ひきこもりや社会的孤立、ダブルケア（介護と育児の同時進行）といった、制度の狭間で複雑化・複合化した課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業」を創設し、市町村に包括的な支援体制の構築を求めています。また、「孤独・孤立対策推進法」や「困難女性支援法」の施行も、こうした多様な生きづらさを抱える人々への支援強化を社会全体に促しています。本市においても、この制度的な要請は喫緊の課題となっています。
- 本市現状をみると、住民アンケート調査では「地域社会や自治会との関わりがなく孤立している」、「外部との接触がなく、ひきこもっている」といった人々がいることが市民によって認識されています。また、児童虐待や高齢者虐待の相談・通報件数も報告されており、表面化しにくい問題が地域に潜在していることがうかがえます。さらに、生活保護世帯・人員数は一旦減少したものの、令和7年（2025）には増加に転じており、経済的な困窮が孤立を深める要因の一つとなり得ることが懸念されます。
- こうした「支援につながりにくい、様々な困りごとを抱えている人や世帯」をいかに早期に発見し、アウトリーチ（訪問支援）などを通じて能動的に関わり、適切な支援の輪へとつないでいくか。これが、誰も取り残さない地域共生社会の実現に向けた第一歩であり、包括的な相談支援体制の構築が重要となっています。

### (2) 地域での支援を支える人材や提供体制の確保

- 2040年に向けた国の議論では、本市のような「中山間・人口減少地域」では、総人口のみならず高齢者人口も減少していくため、福祉サービスの需要は縮小し、その維持・確保が大きな課題となります。こうした構造的課題に対応するために、地域の福祉事業者が連携して多機能化を推進し、デジタル技術を活用した業務効率化を図る必要があります。
- 特に本市は離島を含む広範な市域を有しており、住民が享受できる福祉サービスに地域による格差が生じやすい状況にあります。住民アンケートからは、日常生活での困りごとでは、80歳以上で「通院での外出のこと」が第2位となっており、団体ヒアリングでも「移動手段の不足、病院へのアクセス困難」「買い物、医療、介護サービスの不足」といった声が上がっています。
- 一方で、介護保険の要介護認定者数は高い水準で推移し、認知症高齢者も依然として多く存在します。また、特別支援学級の利用者は小中学校ともに増加傾向にあります。こうした中、介護・福祉を担う専門人材や、保護司、民生委員・児童委員といった民間ボランティアの確保は、地域格差なく、専門的な支援が必要な人に確実に届くよう、サービスの質を維持・向上させる体制の構築が地域をはじめ、保健福祉の各分野で求められています。

### (3) 地域コミュニティの活力低下と、活動の担い手不足

- 本市の人口減少と少子高齢化による地域活力の低下は、住民アンケートでは多くの世代で「近所づきあいが減っていること」が住みよい地域社会への最大の課題として挙げられています。また、30～40歳代からは「地域活動への若い人の参加が少ないこと」への懸念が示されています。
- ボランティア活動への参加経験がある市民は3割にとどまり、参加しない理由として若い世代は「時間がない」、高齢世代は「健康に自信がない」と回答しており、地域活動の担い手が高齢化し、不足している現状が浮き彫りになっています。こうした状況を打開し、地域活動に参加し、世代を超えて交流し支え合う機会をいかに醸成していくかが、持続可能な地域社会を形成していくうえで喫緊の課題となっています。

### (4) いつまでも安全・安心に暮らすための基盤形成

- 国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体にも計画策定や取組の推進を求めています。これらは、すべての市民が尊厳を守られ、安全に暮らし続けるための重要な制度的背景です。
- 本市では、高齢単身世帯が増加傾向にあり、財産管理や意思決定に支援が必要な人々が増えることが予測されますが、成年後見制度の認知度は依然として低く、活用が進んでいない現状がヒアリング調査で示されています。また、再犯防止に関する取組も、特に若い世代には十分に浸透していません。
- さらに、80歳以上の高齢者や崎戸地区の住民において「自分ひとりで避難できる」と回答した割合が低く、災害時の避難支援体制の強化が急務です。これらの課題は、すべての市民が尊厳を持ち、自分らしく安心して暮らし続けられるための基盤強化が求められていることを示しています。

## (参考) 各分野からみる課題について

### 【高齢・介護】

- 高齢化率が40.5%に達し、高齢単身世帯が増加する中で、要介護認定者や認知症高齢者は依然として高い水準で推移しています。特に離島を含む地域格差は深刻で、住民アンケートでの意見では、交通手段や医療・介護サービスの不足が指摘されています。
- アンケート調査では災害時に80歳以上の4割強が「自分ひとりで避難できない」と回答しており、避難支援体制の構築が急務です。また、成年後見制度の認知不足も権利擁護の観点から大きな課題とみられます。
- 令和5年3月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、お住まいの地域包括ケアシステムができていると思う方は16.8%であり、引き続き地域包括ケアシステムの深化が求められています。

### 【こども・子育て家庭】

- 少子化により児童・生徒数は減少傾向にありますが、一方で特別支援学級の利用者や障がい児保育の利用は増加しており、個別の支援ニーズが高まっています。
- 住民アンケートでは、「生活費などの経済的なこと」が30歳代以下の若い世代の最大の困りごとであり、経済的な不安が子育てに影響を与えていることがうかがえます。

### 【障がい】

- 障害者手帳所持者数は人口の約8.9%を占め、精神障害者保健福祉手帳所持者や発達に不安を抱えるこどもが増加傾向にあります。
- 令和4年12月に実施した障がい者福祉に関するアンケート調査では、保育・教育に関する要望として、身体・知的障がいのある人は「個人のニーズに応じた教育や受け入れ体制の整備」、精神障がいのある人は「職業教育の充実」を最上位に挙げており、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育環境が求められているほか、高齢者と同様に災害時の避難支援が重要な課題であり、安心して暮らせる地域共生社会の実現が求められます。

### 【市民生活・生活困窮・孤立防止】

- ひきこもりや社会的孤立は、アンケート調査でも地域課題として認識されているほか、生活保護世帯・人員数は増加に転じており、経済的困窮が孤立を招く悪循環が懸念されます。
- こうした複雑な課題に対応するためには、相談しやすい窓口の整備や、食料支援・就労支援といった具体的なサポートや地域コミュニティの希薄化に歯止めをかけることが不可欠となっています。
- 令和7年5月に実施した西海市総合計画・総合戦略策定にかかる市民アンケート調査では、将来の本市に対する理想像として、「保健・医療・福祉サービスや公共交通、買い物の充実等、利便性が高く安心して暮らせるまち」が最も多く、次いで「公園や道路等の住環境や働く場が充実した住みたくなるまち」を上位に挙げています。



## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 目指す地域福祉の姿（基本理念）

暮らしの中で関わり合う家族や地域の人々とのつながり、さらには社会全体とのつながりを保ちながら、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けていくことは、市民に共通する大切な願いであり、地域づくりの根幹をなすものです。こうした想いを基盤として、誰もが社会的な差別や偏見、孤立や疎外感を受けることなく、互いを尊重し合える地域社会を実現していくために、個人や家庭が果たす役割を大切にするとともに、コミュニティやボランティア、民間団体、行政など多様な主体がそれぞれの持ち味を発揮しながら、互いに協力し合うことが必要となっています。

本市ではこの基本理念のもと、市民と行政が協働し、将来世代にわたって“これからもこの地域でともに支え合い助け合う”持続可能な共生社会の実現を目指してまいります。

#### 基本理念

ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかい



## (1) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側」「支えられる側」といった固定的な関係を超えて、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、さらには地域全体をともに創り上げていく社会をいいます。

その実現に向けて、地域住民の主体的な地域活動への参加を促進するための環境整備を行うとともに、分野を横断した生活課題の相談に対応し、関係機関との連携・調整を図る包括的な支援体制の構築を進めます。

図表 地域共生社会について



### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることによって地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援
- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 地域丸ごとのつながりの強化

### 専門人材の機能強化・最大活用

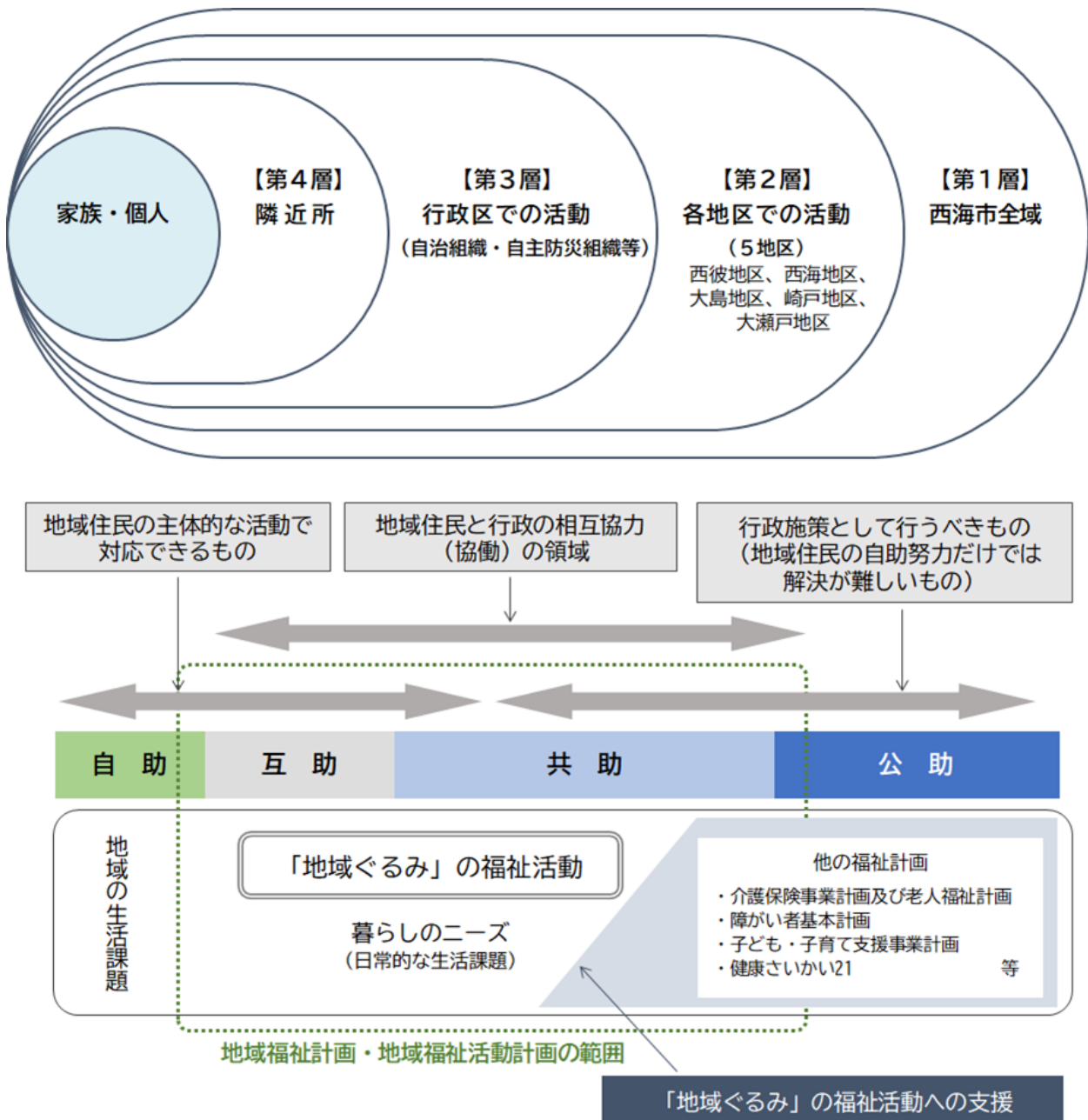
資料：厚生労働省地域共生社会のポータルサイト・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より一部抜粋

## (2) 地域福祉を推進するための圏域と役割

一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送るうえで、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、広域による支援の検討が必要な圏域まで、様々な課題に対応した範囲の設定が必要となります。

本計画では、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくために、以下のような4層構造の福祉圏域を設定し、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による地域福祉活動を推進します。

図表 地域福祉を推進するための圏域と役割



図表 協働でまちづくりを推進するための各役割

○ 住民の役割

・地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支え合いに関わっていくことが期待されています。

○ 地域の役割

・地域のつながりが希薄になる中で、地域活動やボランティアの活動に参加するなど、地域住民が自らの生活基盤である地域における課題を認識し、担い手として主体的に関わり、支え合う地域社会を形成していくための役割を担っています。

○ 行政の役割

・横断的な組織体制のもと保健福祉施策の計画的な推進、公助の中心的な機関としての役割のほか、住民、地域、関係機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。  
・計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、住民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

○ 社会福祉協議会の役割

・社会福祉協議会は市民をはじめ、関係機関、各種団体等の幅広い分野と連携し、市の協力のもと、きめ細やかな地域福祉活動を展開し、地域福祉活動計画に定める諸活動を推進します。

### (3) 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて

誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指し、地域福祉施策と整合を図りながら、成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画を本計画に包含して策定することで、支援の充実に取り組みます。

#### 成年後見制度利用促進基本計画

国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、地域に暮らす高齢者や障がいのある方をはじめ、財産管理や意思決定に支援が必要なすべての方々が尊厳を持ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

また、相談体制の強化や市民後見人の養成、人材の連携、地域連携ネットワークの一層の充実に図り、権利擁護支援を多様な立場の関係者と協働して展開します。市の課題である制度利用の認知不足や今後想定される高齢化の進行に伴う支援ニーズの増加を見据え、制度の普及啓発に努めることで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きられる支え合いの地域づくりを、主に基本目標4-1として進めます。

#### 再犯防止推進計画

国や長崎県の「再犯防止推進計画」を踏まえ、住まいや仕事の確保、保健医療・福祉サービスへの連携を強化するとともに、地域住民の理解を深め、関係機関との連携体制を整えるなど、罪を犯した方やその家族が孤立することなく、息の長い支援のもとで円滑に地域社会へ復帰できる環境づくりに取り組んでいきます。また、犯罪や非行の背景にある生活困窮や孤立、孤独の福祉的な問題にも広く対応し、一人ひとりの再出発を地域全体で支援します。

さらに、行政のみならず、保護司やその他関係団体や地域住民など多様な主体が協力し、「誰ひとり取り残さない」安全で安心なまちづくりを主に基本目標4-2として進めます。

## 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、これまでの高齢・障がい・こども・生活困窮といった分野や世代別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの柱を一体的に実施する、重層的で包括的な支援体制を構築する事業です。

本計画では、重層的支援体制の考え方を各施策に深く浸透させるために、重層的支援体制整備事業の3つの柱を中心に据え、「基本目標1」では、「包括的な相談支援」、「基本目標2」、「基本目標3」、「基本目標4」においては、「参加支援」や「地域づくり支援」と関連する取組や、より専門的、かつ包括的なアプローチによる地域福祉推進に向けた取組を関連付けることで、本市の地域福祉のさらなる推進を目指します。

### [ 現況・課題 ]

単身者や核家族、高齢者のみ世帯が増える等、社会構造が変化し、少子高齢化や人口減少など本市の現状を考えると、家族や地域のつながりが希薄化し、介護者や子育て中の親の孤立、不登校・ひきこもり等の社会的孤立、ヤングケアラー、親とこどものダブルケア、8050問題等、複雑化・複合化した、既存・単一分野の社会福祉制度だけでは解決困難な生活課題を抱える世帯が増加しており、高齢者、障がい者福祉、生活困窮支援、子育て支援など、それぞれの家庭を地域ぐるみで包括的に支援に加えて、地域住民自身の積極的な社会参加や地域住民同士の支え合い活動が不可欠となっています。

特に近年は、ダブルケア（介護と育児が同時期に発生する状態）や育児・介護と仕事の両立、8050問題等、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、保健福祉分野ごとに構築された包括的支援体制を活かし、それぞれの取組を円滑に連携させる包括的・重層的なセーフティネットとなる体制整備が必要とされています。

### [ 重層的支援体制整備事業の目的 ]

重層的支援体制整備事業は、高齢者、障がい者福祉、生活困窮支援、子育て支援など、福祉における分野を超えた包括的な相談支援体制と課題解決体制を、多様な専門職と地域住民等との協働により構築し、地域共生社会の実現に資することが目的となります。

[ 実施方針 ]

相談者が迷うことなく必要な支援につながれるよう、相談窓口や関係機関の連携を強化し、寄り添った重層的な支援体制を整備します。

また、精神疾患や不登校、債務問題など、複合的な支援が求められる事例には多機関連携で対応し、体験活動や居場所づくりを通じて地域や社会とのつながりを支援します。

さらに、様々な生活課題に取り組み、住民同士の支え合いを強化しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

[ 実施事項 ]

社会福祉法上の事業名		事業内容	本市で該当する事業
I 相談支援	包括的相談支援事業 (法106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。</li> <li>・支援を必要とする方を、支援機関とのネットワークで対応する。</li> <li>・既存制度等では対応できない課題については、適切に多機関協働事業につなぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター事業「総合相談事業」</li> <li>・障害者相談支援事業</li> <li>・子育て世代包括支援センター</li> <li>・生活困窮者自立支援相談支援事業</li> </ul>
	多機関協働事業 (法106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体で包括的な相談支援体制を構築する。</li> <li>・重層的支援体制整備事業の中核的役割を担う。</li> <li>・支援会議等を開催し、各支援機関等の役割分担を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西海市包括相談支援チーム</li> </ul>
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない人に支援を届ける。</li> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西海市包括相談支援チーム</li> </ul>
II 参加支援 参加支援事業 (法106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりをつくるための支援を行う。</li> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西海市包括相談支援チーム</li> </ul>	
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業 (法106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。</li> <li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター事業</li> <li>・生活困窮者等のための地域づくり事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> </ul>	

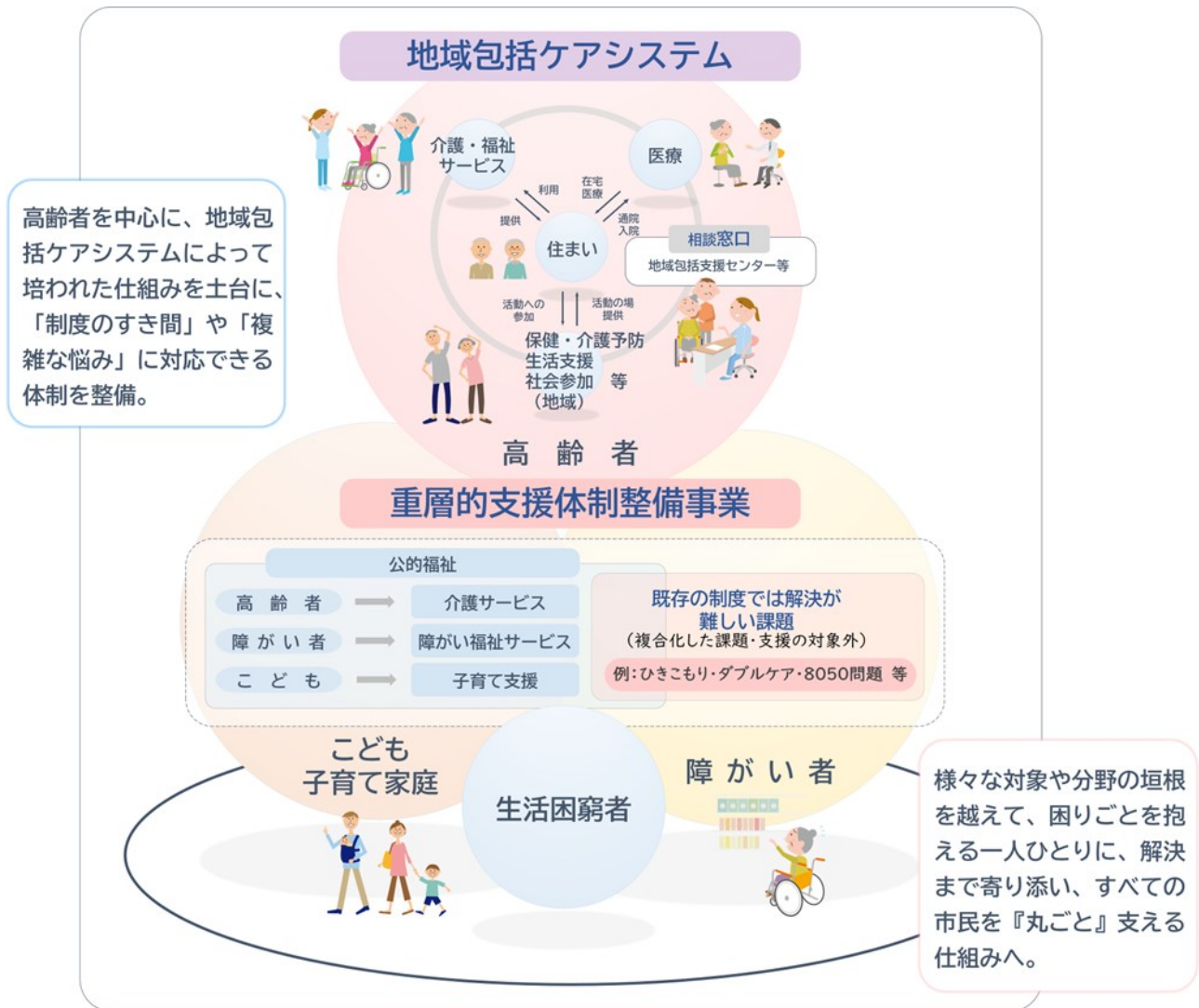
[ 地域包括ケアシステムと重層的支援体制整備事業との関係 ]

本市では、高齢者を中心に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をはじめ、各分野において包括的な支援体制の構築に取り組み、地域の見守りや相談支援、専門職・関係機関の協働体制などが着実に整備されています。

しかし近年は、高齢化の進行や少子化、障がいのある人の高齢化、8050問題、ダブルケアなど、世代や分野を超えて支援が必要な状況が増え、課題は複雑化・複合化しています。こうした課題に対応するためには、「地域包括ケアシステム」で培った考え方と実践を、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども、子育て家庭、生活困難を抱える人など、すべての住民に広げていくことが重要です。

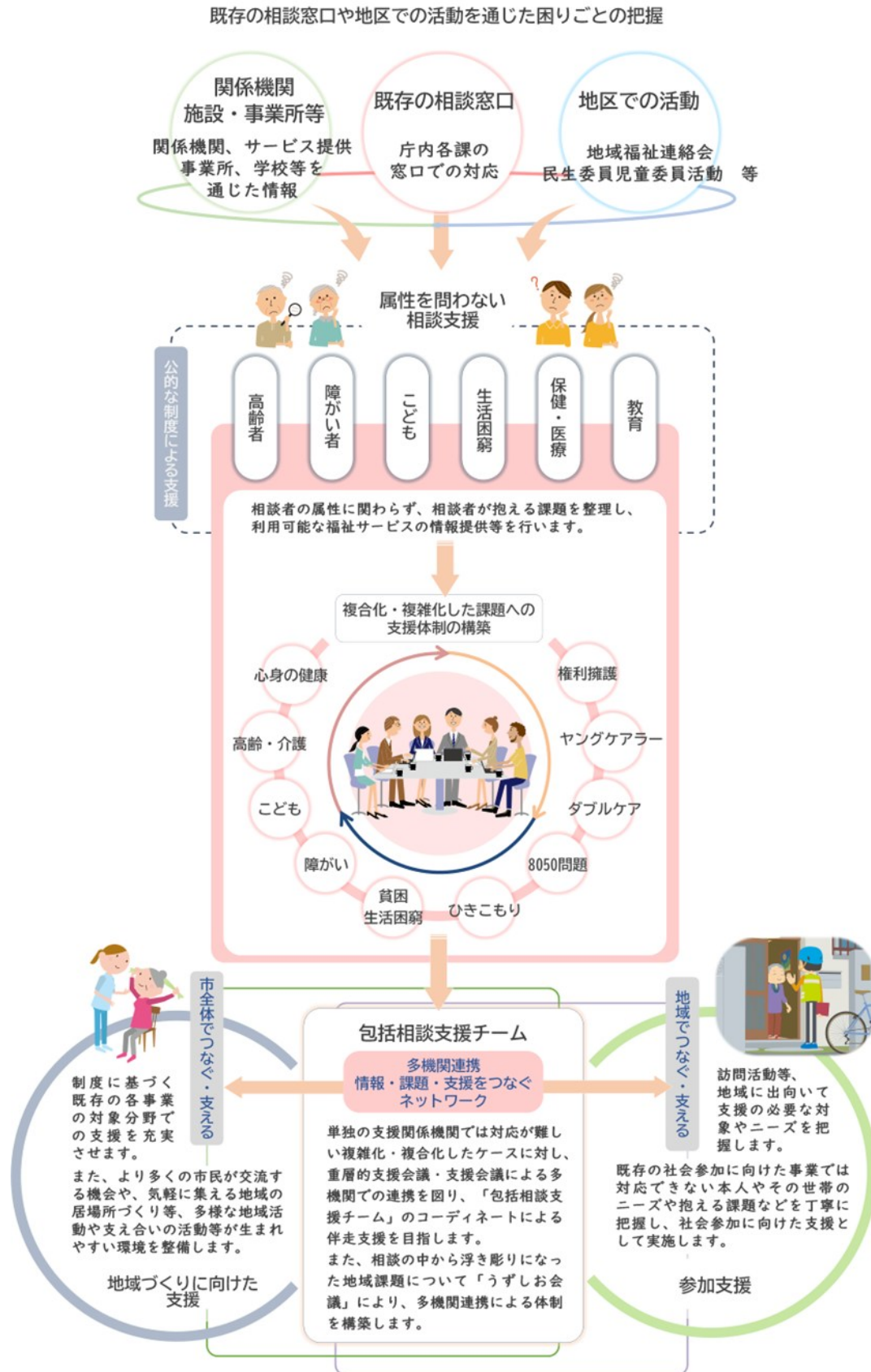
そのため、本市では、これまでの地域包括ケアの基盤を生かしながら、「高齢」「障がい」「子ども」「生活困窮」など、分野ごとに支援する従来の枠組みや制度の垣根を超え、関係機関の連携、地域の力の結集、そして市民の参加を通じて、重層的支援体制整備に取り組み、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

図表 地域包括ケアシステムと重層的支援体制整備事業との関係



重層的支援体制整備事業では、専門的な課題や個別に対応が求められるケースに対応してきた様々な協議会が「包括相談支援チーム」として課題ごとに相互連携を図り、困りごとを抱えている人や家庭に対して伴走支援を行います。

図表 重層的支援体制のイメージ



## 2 基本目標

地域福祉の推進に向けた“つなぐ”、“届く”、“支え合う”、“暮らす”の4つの視点を踏まえ、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念を実現するため、以下の基本目標を掲げます。

### 基本目標1：困りごとに寄り添い、支援の輪に“つなぐ”

誰もが必要な支援を受けられる地域を目指し、「属性を問わない相談支援」体制の強化と多機関連携の深化に焦点を当て、生活困窮者をはじめ、ヤングケアラーやひきこもり、地域で孤立している人など、支援につながりにくく、様々な困りごとを抱えている人や世帯を早期に発見し、支援につなぐ仕組みを構築します。

### 基本目標2：専門的な支援や地域の助けが“届く”

市全体、地域で「参加支援」や「地域づくり支援」が取り組まれるよう、保健・医療・福祉ネットワーク深化、福祉人材確保支援、地域資源の掘り起こし等、専門的かつ地域格差なく支援が届く体制を整備します。

### 基本目標3：世代や制度を超えて地域で“支え合う”

市全体、地域で「参加支援」や「地域づくり支援」が定着するよう、福祉教育の推進、ボランティア活動の活性化、世代間交流・交流拠点創出等を通じ、世代や制度を超えて地域全体の支え合いの基盤を強化します。

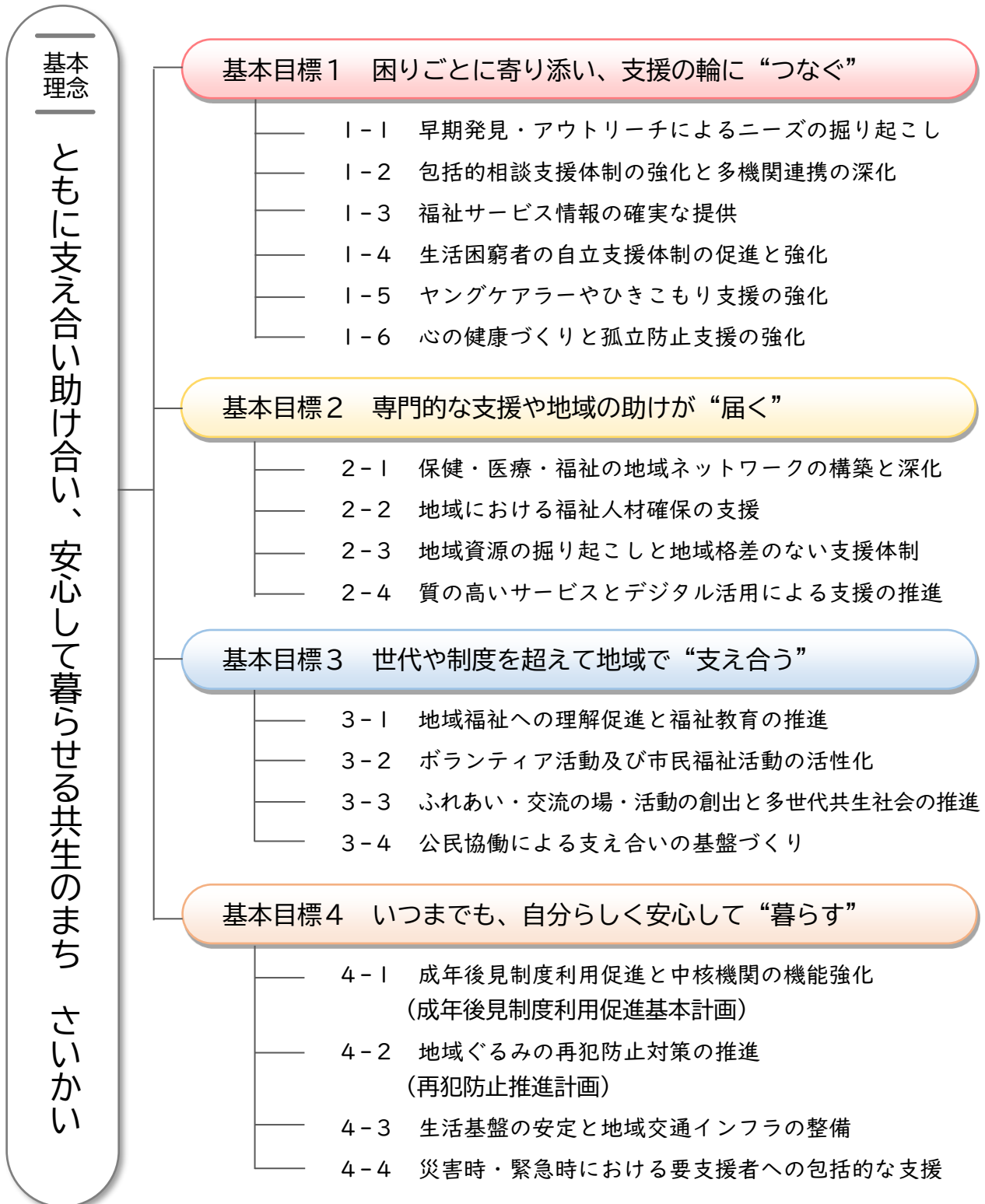
### 基本目標4：いつまでも、自分らしく安心して“暮らす”

成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止計画を明確に位置付け、住まいや地域交通インフラの整備、災害時・緊急時支援を推進し、市民の安全で安心な暮らしを支える基盤強化を図ります。

### 3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策の体系





## 第4章 施策・活動計画の展開



## 第4章 施策・活動計画の展開

### 基本目標1：困りごとに寄り添い、支援の輪に“つなぐ”

#### 1-1 早期発見・アウトリーチによるニーズの掘り起こし

##### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 本市は少子高齢化と人口減少という大きな転換期にあり、地域社会における人々のつながりが希薄化し始めています。
- 住民アンケートでは、「地域社会や自治会との関わりがなく孤立している」と回答した人が7.6%、「外部との接触がなく、ひきこもっている」と回答した人が7.0%となっており、こうした潜在的に課題を有している状況にある方に対し、地域内ネットワークを強化して早期にニーズを掘り起こすことが求められます。

##### ●● 施策の方向性 ●●

##### [ 施策の実施方針 ]

- 市が地域に積極的に出向き、支援が必要な方を早期に発見するための「アウトリーチ」を強化します。
- 関係機関と連携し、継続的に「伴走支援」を行い、誰もが気軽に相談できる場所を提供することで、潜在的なニーズを発掘し、孤立を防ぎます。

#### 1-1-1：困りごとの早期発見

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が地域に積極的に出向くことで、支援が必要な方を早期に発見するためのアウトリーチ活動を強化します。特に、生活の中で孤立しがちな世帯や、困難を抱えながらも声を上げにくい人々へのアプローチを重視します。</li> <li>○ 保健・医療・福祉の専門職をはじめ、関係者が地域に出向き、高齢者、障がい者、子育て家庭など要支援者を早期に把握し、個別の相談支援や介護予防の勧奨、要介護認定申請の支援を行います。</li> <li>○ 発見した困りごとに対しては、地域福祉連絡会や関係機関と連携し、ケースに応じ「西海市包括相談支援チーム」等への情報共有と問題の解決、見守り活動の充実を図ります。</li> </ul>

行動主体	取組内容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉連絡会を通じて、地域における生活課題や支援を必要とする方の早期発見、情報共有、解決に向けた協議を行います。</li> <li>○ 行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員などと日頃から連携し、行政・医療・介護・警察・消防などの関係機関と協働することで、支援を必要とする高齢者や障がいのある方、子育て家庭等への支援や見守り活動につながります。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立している住民や外部との接触がないひきこもりなど、潜在的な困りごとを発見したら、市や関係機関へつなぎましょう。</li> <li>○ 地域の課題や問題の解決につながるよう、地域連絡協議会で積極的な情報共有に協力しましょう。</li> </ul>

### 1-1-2：誰もが気軽に相談できる相談機会づくり

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の周知を継続し、民生委員・児童委員の定例会や地域福祉連絡会などで、悩み相談窓口を紹介することで、地域住民に身近な相談先として認識されるよう努めます。</li> <li>○ 地域住民が気軽に相談できる場所を提供することで、潜在的なニーズを発掘し、孤立を防ぎます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サロンやいきいき百歳体操など、日常的な集いの場を活用し、気軽に相談できる機会をつくれます。</li> <li>○ 相談窓口の情報を毎年更新し、関係機関に周知することで、適切な相談体制を維持します。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サロンや福祉団体などの集いに参加し、困りごとや悩みごとを気軽に相談できる機会を積極的に活用しましょう。</li> </ul>

### 1-1-3：潜在的な支援ニーズの発掘

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携し、継続的に伴走支援を行うことで、表面化しにくい潜在的な支援ニーズを掘り起こし、個々の状況に応じたきめ細やかなサポートを提供します。</li> <li>○ 児童・高齢者・障がい者虐待に対応するため、早期に関係機関が分野横断的に情報共有・連携するネットワークの強化に努めます。</li> </ul>

行動主体	取組内容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 発見したニーズに対して、本人の不安に寄り添い信頼関係を築きながら、気軽に参加できる集いの場の提案や福祉サービスへのつながりなど、継続的な支援を行います。</li><li>○ 地域福祉連絡会などを通じて、地域住民に助け合いの重要性を伝え、潜在的な支援ニーズを把握し見逃さないよう努めます。</li><li>○ 消防や警察など関係機関と協力し、地域で気になる方への対応方法の共有や情報交換を行い、地域課題の解決につなげます。</li></ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 虐待など潜在的な課題の早期発見と解決のため、情報共有や連携に協力しましょう。</li></ul>

## 1-2 包括的相談支援体制の強化と多機関連携の深化

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 少子高齢化と人口減少のため、地域で生じる課題は単一の分野にとどまらず、複合的な形で表出しています。
- このような状況では、個人や家庭の努力だけでは解決が難しく、制度や分野ごとの「縦割り」を超え、地域住民や多様な主体が連携した包括的な支援体制が求められています。
- 特に、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されており、本市においても、福祉・保健・医療・教育・就労といった関連分野を連携させ、多岐にわたる課題への包括的な対応を図ることが重要です。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 「西海市包括相談支援チーム」を設置し、複雑な相談に専門的に対応します。
- 保健、医療、福祉、教育の関係部署、NPO、地域住民など多様な主体が協働する「水平連携」を目指します。

#### 1-2-1：専門チームによる相談支援体制の強化

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健・医療・福祉の専門職をはじめ、関係者が参加する健康相談や個別ケース検討会を通じて、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野における課題の早期発見と解決に努めます。</li> <li>○ 民生委員・児童委員、行政区長、保健・医療・福祉の専門職、社会福祉協議会、ならびにその他の関係機関が相互に連携し、地域福祉連絡会や個別ケース検討会、地域ケア会議等の協議の場を活用して、支援体制の整備に努めます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「西海市包括相談支援チーム」と連携し、生活困窮者自立相談支援事業などを通じて、多様な課題を抱えた世帯への支援に取り組みます。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複雑な困りごとが生じた際には、市や社協の支援を活用し、地域福祉の推進に積極的に協力しましょう。</li> </ul>

## 1-2-2：多機関との連携強化による情報共有

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多職種・関係機関間の連携を強化し、情報共有や困難事例の検討を通じて、西海市包括相談支援チームの継続的な支援とネットワーク体制の整備を進めます。</li> <li>○ 保健、医療、福祉、教育の各分野と、NPO、地域住民など多様な主体が協働し、一つの分野や機関だけでは対応が難しい複雑な課題に対して、関係者が専門性や役割を持ち寄り、互いに補い合いながら解決を図れるような「水平連携」を目指し、西海市障がい者等自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会など、専門分野別の協議会や会議を定期的開催し、情報交換と連携強化を図ります。</li> <li>○ 要援助者や見守りが必要な対象者の生活課題や福祉ニーズの共有、処遇困難ケースの解決に向けた協議・支援、専門職へのつなぎを行い、情報共有体制を強化し、ネットワーク体制の整備を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 西海市包括相談支援チームや関係機関と連携し、複雑に絡み合った課題を解きほぐしながら支援を進めていけるように、機動的な支援チームづくりに努めます。</li> <li>○ 困りごとを抱えている人が早期に相談窓口につながるように、様々なライフライン業者との連携強化に努めます。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で見守りが必要な方や支援が必要な方がいたら、市や社協へ情報をつなぎましょう。</li> </ul>

## 1-3 福祉サービス情報の確実な提供

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 住民が必要な福祉サービス情報を十分に得られているかという点には課題がみられ、住民アンケートにおいて西海市社会福祉協議会の認知度については「名前は知っているが、どのようなことをしているのかは知らない」が31.7%、また「福祉サービスの情報はどこからもこない」が6.7%となっています。
- 情報提供の方法や内容にさらなる工夫が必要であることを示唆しており、高齢者など情報の受け手の特性に合わせた、誰もが情報に触れられる「情報バリアフリー化」を推進し、多様な媒体を活用したわかりやすい情報発信が引き続き求められます。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 保健・医療・福祉に関する「出前講座」を継続的に開催するほか、市民の関心やニーズに合わせて広報紙、ウェブサイト、LINEなど多様な媒体を活用し、タイムリーに発信します。
- 情報の受け手の特性に配慮した「情報バリアフリー化」を進め、わかりやすい情報発信に努めます。

#### 1-3-1: 「出前講座」の継続的な開催

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉、健康づくり、生活環境、介護予防、食・健康管理、心の健康、医療、障害福祉サービス、子育て支援制度、介護保険制度、消費者トラブル防止など、多岐にわたるテーマで「西海市まちづくり出前講座」を実施します。</li> <li>○ イベントや地域での集まりなどを活用し、保健・医療・福祉に関するサービスのPRと情報提供に努め、誰もがわかりやすく関心を持てるよう講座内容を工夫・充実させます。</li> <li>○ 特に市民にとって関心の高い福祉出前講座の内容について協議し、福祉施設や関係機関等の方にも講師として活躍してもらうことを検討します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の興味や関心に応じたわかりやすい、福祉出前講座を継続し、社協や福祉施設・事業所等と連携することで、住民の福祉やボランティアへの理解や関心を深めます。</li> <li>○ 職員が地域に出向き、サロンなどの交流活動を支援することで、市民が福祉やボランティアに触れる機会を創出します。</li> </ul>

行動主体	取組内容
住民 地域	○ 地域で開催される出前講座などに積極的に参加し、福祉への理解と関心を深めましょう。

## 1-3-2：多様な媒体での情報発信の強化

行動主体	取組内容
西海市	○ 広報紙、ウェブサイト、LINE など多様な媒体を活用し、タイムリーな情報発信に努めます。 ○ 西海市公式 LINE や Baby ぐっど等の SNS を活用し、子育て支援、福祉サービス、介護予防事業、イベント情報などを周知し、地域住民の積極的な情報活用とイベント参加を促します。
社会福祉 協議会	○ 広報紙やウェブサイト、SNS を活用し、福祉に関する情報や社協の取組を住民にわかりやすく、タイムリーに発信します。 ○ 地域福祉連絡会やサロン、各種関係団体を通じて、「社協ガイドブック」などで、福祉情報や社協の活動内容をわかりやすく提供します。
住民 地域	○ 広報紙、ウェブサイト、SNS などの多様な媒体で福祉情報やイベント情報の収集を行いましょう。

## 1-3-3：わかりやすい情報提供（情報バリアフリー化）の推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 情報の受け手の特性に配慮した「情報バリアフリー化」を進め、障がいのある人や高齢者にも読みやすい紙面となるよう、フォントサイズ、色使い、イラストの活用などを工夫し、広報紙やウェブサイトの情報を伝わりやすく発信します。 ○ 多様な媒体での情報発信に加え、点字、音声案内などの活用とともに、手話ボランティアの育成支援も継続し、わかりやすく読みやすい情報発信を推進します。
社会福祉 協議会	○ 音訳ボランティアによる「声の広報」や、ユニバーサルデザインフォント、フォントサイズ、色使い、イラストを活用した広報紙を通じて、視覚に障がいのある方や情報が伝わりにくい方への情報提供を支援します。併せて、住民が読みやすく関心を持てる紙面づくりにも努めます。
住民 ボランティア 団体	○ 音訳・手話ボランティア活動へ参加し、情報バリアフリー化の推進に協力しましょう。

## 1-4 生活困窮者の自立支援体制の促進と強化

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 生活保護世帯数及び生活保護人員が減少傾向から令和7年（2025）には微増となり、生活困窮者への支援強化が課題となっています。
- 住民アンケートでは、「経済的に困窮している」と回答した人が5.3%となっており、特に40歳未満の年代では「生活費などの経済的なこと」が最も高い困りごととして挙げられ、複雑かつ多様な形で表出する課題の中で、経済的な問題が個人や家庭の努力だけでは解決困難な状況と考えられます。
- またハローワーク等との連携による就労支援は進んでいるものの、一般就労が難しい相談者の就労先を確保するための企業開拓が継続的な課題となっています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 生活困窮者が相談しやすい環境を整備し、相談窓口の周知を継続するほか、様々な関係機関と連携しながら複合的な相談に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 社会福祉協議会の食料支援や就労支援等、早期対応を通じて自立を支援します。

#### 1-4-1：生活困窮者向け相談窓口の周知と環境整備

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者自立支援法に基づき、「西海市生活支援相談室」を設置し、生活困窮者の自立促進を支援するための相談体制を構築します。</li> <li>○ 住宅確保給付金等の支援相談に応じるとともに、チラシやポスターなどを活用して生活困窮者自立支援制度や相談窓口の周知を図り、実態と課題を把握して支援策の充実に努めます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉に関する相談窓口や西海市生活支援相談室の直通ダイヤルの情報を周知し、住民が利用しやすい体制を整えます。</li> <li>○ SNS やメールでの相談受け付け、積極的なアウトリーチ活動を通じて、困りごとを抱える人が早期に相談者につながるように努めます。</li> </ul>
住民（当事者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的な困りごとを抱えたら、チラシやSNSで周知されている「西海市生活支援相談室」へ積極的に相談しましょう。</li> </ul>

## 1-4-2：複合的な相談に対応する支援体制の充実

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な関係機関と連携しながら、複合的な相談に対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、誰もが自分らしく暮らせるよう「うずしお会議」で地域課題の情報共有や、地域づくりの検討を行い、「重層的支援会議」、「支援会議」を通じ、支援対象者の情報提供からつながった個々のケースに応じた支援の検討を行います。</li> <li>○ 重層的支援会議や支援会議には、保健福祉部及び医療長寿部各課に関わらず教育や住宅の関係課も加わり、包括的な対応を目指します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的にケース検討会を開催し、情報共有と相談支援の向上を図り、弁護士等の専門機関との連携を強化します。</li> <li>○ 家計改善支援事業で家計相談に対応するほか、家計教育教材やアプリを用いながら、家計について学ぶ機会を提供します。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の課題や問題の気づきを市や社協につなぎ、複合的な困りごとの解決のために協力しましょう。</li> </ul>

## 1-4-3：食料支援やレスキュー事業による早期自立対応

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会の食料支援や社会福祉法人によるレスキュー事業を早期に活用し、生活困窮者の早期自立を支援します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な食料提供先の支援を得ながら食料を確保して緊急時の食料支援を行います。</li> <li>○ 生計困難者レスキュー事業の周知を行い、緊急支援のつなぎを行います。</li> </ul>
住民(当事者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活に困ったときは、一人で抱え込まず、食料支援やレスキュー事業などを活用しましょう。</li> <li>○ 緊急時の支援をきっかけに、安心して暮らせる環境を整え、自立に向けた一歩を踏み出すことが大切です。</li> </ul>

1-4-4：就労支援と企業開拓の継続

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハローワークや若者サポートステーション等と連携し、対象者に合った求人情報の提供や就労意欲の喚起を行うなど、きめ細やかな就労支援に努めます。</li> <li>○ 一般就労が難しい相談者の就労先を確保するための企業開拓も継続的な課題として取り組みます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生きづらさを抱えた人が自分のペースで取り組める作業などを通じて、働く楽しさや達成感を感じられる場を提供します。</li> <li>○ 他機関と連携し、相談者が希望する多様な働き方を選択できるように、地域づくりを進めます。</li> </ul>
住民 (当事者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハローワーク等と連携したきめ細やかな就労支援を積極的に活用しましょう。</li> </ul>

## 1-5 ヤングケアラーやひきこもり支援の強化

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 中高年のひきこもりと高齢の親の介護が重なる「8050問題」など、個人や家庭の努力だけでは解決が難しい複雑な課題が顕在化しています。
- 住民アンケートでは、「外部との接触がなく、ひきこもっている」と回答した人が7.0%となっており、これらの層への支援が求められています。
- ヤングケアラーについて、住民アンケートでは「ヤングケアラーがいる」は0.1%にとどまっていますが、傾向として自身がヤングケアラーであることを認識しにくく、相談につながらないなど存在が顕在化せず支援につながりにくくなっています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 誰でも気軽に利用できる居場所づくりに継続的に取り組み、ひきこもりに関する情報把握と途切れない見守りを行います。

#### 1-5-1：居場所づくりと支援の強化

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰でも気軽に利用できる居場所づくりに継続的に取り組み、高齢化や障がいをはじめとした様々な状況のひきこもりに関する情報把握と、途切れない見守りを行います。</li> <li>○ 不登校傾向にある児童生徒に対する支援として、教育支援センター「あおぞら教室（西彼教育文化センター内）」と「とまと教室（大島離島開発総合センター内）」を設置しています。また、必要な小・中学校に校内教育支援センター（SSR）を設置し、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりに努めます。</li> <li>○ 教育支援センター「とまと教室（大島離島開発総合センター内）」に配置したスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携し、学校訪問や家庭訪問等を通じて、不登校傾向にある児童生徒やその保護者への支援を行います。</li> <li>○ 不登校傾向にある児童生徒を対象にした「西海市体験プログラム」を通して人や社会とふれあい、少しずつ外に出るきっかけづくりを行います。</li> <li>○ ヤングケアラーに対する地域住民の理解と認知を促進し、民生委員・児童委員などの身近な支援者との連携を強化することで、支援が必要なケースの早期発見につながるように努めます。</li> </ul>

行動主体	取組内容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが利用できる居場所づくりを継続し、ヤングケアラーに対する住民の理解促進と周知啓発に努めます。</li> <li>○ 社会的なつながりを失われた人が安心して過ごすことができる居心地の良い居場所の提供に努めます。</li> <li>○ 様々な居場所への参加支援を行い、社会参加につなげられるように支援します。</li> </ul>
住民(当事者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヤングケアラーやひきこもりへの理解を深め、当事者はフリースペースなど気軽に利用できる居場所を活用しましょう。</li> </ul>

#### 1-5-2：地域ネットワークによる早期発見と安心して相談できる環境整備

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉連絡会等を活用し、ひきこもり状態にある方の状態把握に努めるとともに、地域の支援ネットワークを構築・強化することで、孤立の防止と相談しやすい環境の整備を推進します。</li> <li>○ 学校や教育支援センターに配置されたスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携し、相談や家庭訪問を通じて児童生徒や保護者の悩みを丁寧に聞き取ります。必要に応じて関係機関とも情報を共有し、連携を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉連絡会等でひきこもりの方の情報把握に努め、関係機関と連携しながら見守りが途切れないように支援します。</li> <li>○ 相談窓口の情報発信を行い、ひきこもりに関する相談を受け付け、社会的なつながりが持てるように伴走支援を行います。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立を恐れずに相談しやすい環境を利用し、地域では地域福祉連絡会などを通じた状況把握に協力しましょう。</li> </ul>

## 1-6 心の健康づくりと孤立防止支援の強化

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 地域や家族間でのつながりの希薄化、健康問題や経済的要因など、社会的な孤独・孤立の問題は多岐にわたる要因や背景を抱えており、住民アンケートでは、「地域社会や自治会との関わりがなく孤立している」と回答した人が7.6%と最も高くなっています。
- 心の健康づくりと孤立防止支援の強化を通じ、潜在的なニーズの掘り起こしと、誰もが取り残されない社会の構築が課題となっています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 関係機関とともに、心の不調の早期発見・早期対応、相談窓口の周知などを継続するほか、誰もが気軽に利用できる居場所づくりに取り組み、孤独・孤立に悩む人が取り残されない社会を目指します。

#### 1-6-1：自殺対策の推進と心の不調早期発見・相談支援

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関とともに、心の不調の早期発見・早期対応、相談窓口の周知などを継続するほか、自殺対策庁内連携会議を継続開催し、自殺対策アクションプランの取組確認と自殺対策計画の推進を図ります。</li> <li>○ 自殺企図のある児童や高齢者等の情報を早期に把握し、児童相談所を含む関係機関や多職種と連携して早期介入、情報共有、家族支援、必要な機関へつなぎます。</li> <li>○ 「心の健康」に関する講演会やゲートキーパー養成講座の開催、相談窓口の周知、心の不調の早期発見・対応体制の整備を図り、心の健康づくりを強化します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心の不調に関する相談に対応し、必要に応じて専門機関への橋渡しを行います。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心の健康づくり講演会やゲートキーパー養成講座に参加し、心の不調の早期発見と相談窓口の周知に協力しましょう。</li> </ul>

1-6-2：誰もが気軽に利用できる居場所づくりと孤立防止

行動主体	取組内容
西海市	○ 孤独・孤立に悩む人が取り残されない社会を目指し、誰もが気軽に利用できる居場所づくりに取り組み、生きづらさを感じている人たちへの支援を強化します。
社会福祉協議会	○ 生きづらさを抱えた人たちが安心して集まり、お互いに共感し合える自由な居場所の提供と居場所を通じた孤立防止に努めます。
住民 (当事者)	○ 孤独・孤立に悩んだら、フリースペースなどの居場所を気軽に利用し、生きづらさを感じている人がいたら声を掛け合しましょう。

## 基本目標2：専門的な支援や地域の助けが“届く”

### 2-1 保健・医療・福祉の地域ネットワークの構築と深化

#### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 少子高齢化のさらなる進行が懸念される中で、要介護認定者数や認知症高齢者数が高い水準で推移しており、介護・生活支援といった福祉サービスへの需要は高まり続けています。
- こうした福祉サービスに対象者をつなげられる情報共有体制や、問題解決のための支援体制が求められています。
- また高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える全世代への包括的支援体制の構築に向け、各分野の専門職や関係機関が連携し、複雑な課題に対応できるネットワークの深化が必要となっています。

#### ●● 施策の方向性 ●●

##### [ 施策の実施方針 ]

- 障がい者、児童、高齢者それぞれの専門分野別の地域ネットワークや地域包括ケアシステムの深化を図り、情報共有と連携強化、課題の迅速な解決に努めます。
- ICTを活用し情報共有体制を整備し、ネットワークの実効性を高めます。

#### 2-1-1：専門分野別協議会の定期開催と連携強化

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者、児童、高齢者それぞれの専門分野別の協議会（西海市障がい者等自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、西海市在宅医療・介護連携検討協議会など）を定期的で開催し、情報共有と連携強化、課題の迅速な解決に努めます。</li> <li>○ 重層的支援会議・支援会議を通じて多職種連携を強化し、相談支援体制の充実、課題の発見・解決、地域包括ケアシステムの深化を目指します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門分野別協議会へ参画し、地域の生活課題の解決に向け住民の意見や課題を把握するとともに、専門職・関係機関との連携を強化します。</li> </ul>
地域 (行政区長・民生委員等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉連絡会に協力し、地域の生活課題を専門職や関係機関に共有する橋渡し役として情報をつなぎましょう。</li> </ul>

2-1-2：地域包括支援センターの強化・充実

行動主体	取組内容
西海市	○ 地域包括支援センターにおける相談支援体制を充実させるとともに、地域の関係機関等と連携し、多職種連携による地域ケア会議を継続・強化します。
社会福祉協議会	○ 地域包括支援センターと連携し、協働的な支援体制を構築するとともに、地域福祉連絡会や生活支援体制整備事業を通じて、住民主体の助け合いや見守りの仕組みづくりを支援し、地域の支え合い力の向上に努めます。
地域の多様な主体	○ 多職種連携による地域ケア会議等に積極的に参加し、地域包括支援センターの相談支援体制に協力しましょう。

2-1-3：情報共有体制の整備

行動主体	取組内容
西海市	○ ICT を活用し、多職種連携による情報共有体制の整備を進め、ネットワークの実効性を高め、各分野にまたがる複雑なケースにも迅速に対応できる仕組みを構築します。 ○ 行政や関連機関の連携強化と、地域の多様な主体と連携した地域づくりを担う「うずしお会議」と、複合的課題等を抱えている可能性がある事案に支援・検討を行う「支援会議」、支援機関間の役割分担や支援の方向性の共有及び支援プランの作成・協議等を行う「重層的支援会議」を用い、強固な情報共有体制と、その後の支援・課題解決を図ります。
社会福祉協議会	○ 地域福祉連絡会を継続し、行政区長や民生委員・児童委員、福祉推進員との連携を強化することで、地域生活課題の把握・解決に向けた専門職・関係機関との連携を推進します。
地域の多様な主体	○ 「うずしお会議」などの多様な主体との連携を深める協議に参画し、多職種連携による情報共有体制に協力しましょう。

## 2-2 地域における福祉人材確保の支援

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 少子高齢化の進行により、地域の担い手となる若年層の減少が著しく、これまで地域を支えてきた自治会や地域ボランティアなどの活動基盤の弱体化が懸念されています。
- 団体・事業所ヒアリングでも「高齢者中心で担い手不足が深刻」「若者や現役世代の参加が乏しい」といった課題が指摘されており、福祉分野全体における人材確保と専門職の継続的な専門性向上支援が課題となっています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 介護事業所等と求職者のマッチング機会の創出・支援を図るとともに、介護職の魅力ややりがいについて、継続的な情報発信を行います。
- 保護司や民生委員・児童委員等地域福祉を担うボランティアの確保・育成を推進し、活動を支えるサポート体制の充実に努めます。

#### 2-2-1：介護職のマッチング支援と魅力発信の継続

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護事業所等と求職者のマッチング機会を支援し、介護職の魅力ややりがいの発信を継続します。</li> <li>○ 長崎圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会と連携し、介護職の魅力発信のための基礎講座や職場体験の機会を提供します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉施設連絡協議会や福祉人材センターと連携し、求人サイト等の活用により、「働く人」と「働く場」をつなぐ情報提供・マッチングを図り、介護人材の確保と魅力発信を支援します。</li> </ul>
地域の多様な主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護職の魅力に関する情報発信を活用し、職場体験やマッチングの機会に積極的に参加することで、福祉人材確保に協力しましょう。</li> </ul>

#### 2-2-2：ボランティアの確保・育成とサポート体制の充実

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護司や民生委員・児童委員といった公的ボランティアの確保・育成、サポート体制等の充実に努めます。</li> <li>○ 民生委員・児童委員協議会連合会に対し、運営費補助の実施や研修会開催、避難行動要支援者名簿の提供などを通じ、地域における見守り活動等委員活動の充実に努めます。</li> </ul>

行動主体	取組内容
社会福祉協議会	○ 若者や企業も参加しやすい多様なボランティア活動の機会を設け、研修やコーディネーター支援、有償ボランティア制度の活用を通じて、地域福祉を担う人材の確保・育成に取り組みます。
地域の多様な主体	○ 地域内のボランティア活動に積極的に参加し、地域を支えるサポート体制の充実に協力しましょう。

### 2-2-3：業務効率化に向けた検討

行動主体	取組内容
西海市	<p>○ 福祉サービスを持続的に提供していくため、介護支援業務を「直接ケア」と「間接業務」に分類し、業務の見える化やICT導入によって事務作業の効率化・標準化を進める事業者の取組を支援します。</p> <p>○ 人材シェアやタスクシフト・タスクシェアなど、各地域の特性に対応した体制づくりを推進し、適切な人員配置と経営の安定化を図る事業者の取組を支援します。</p>
社会福祉協議会	○ 複雑な介護・福祉の事務をデジタル技術で簡素化・自動化し、ボランティアや専門職の負担を軽減することで、効率的な社会福祉の基盤を整備します。
地域の多様な主体	○ 福祉サービスの質の向上と職員の負担軽減のため、ICT導入による業務効率化への取組を理解し協力しましょう。

## 2-3 地域資源の掘り起こしと地域格差のない支援体制

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 離島を含む地域で、日常生活を営むうえで地域格差が生じないように、福祉人材や移動手段の確保、市内資源の効率的な分配・活用が課題となっています。
- 団体・事業所ヒアリングでは、「高齢化に伴う移動手段の不足、病院へのアクセス困難」「買い物、医療、介護サービスの不足」が挙げられています。
- 少子化の進行を受け、保育所等の教育・保育施設が減少をしており、特に離島地域や過疎地域においてサービスが存続できず、地域格差の一端となっています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 必要とされる支援が地域に限定されず受けられるよう、不足する社会資源については、地域住民や関係機関との協議を通じて検討します。
- 離島地域の医療体制確保のため、医師や看護師の確保に努め、あじさいネットを活用した病診連携を推進します。

#### 2-3-1：離島での集いの場実現と介護予防の推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 社会資源や介護保険サービスが十分でない離島地域において、住民の意見を的確に把握し、住民主体の集いの場の実現と介護予防の推進を支援します。
社会福祉協議会	○ 地域福祉連絡会を通じた課題把握と既存団体との連携により、離島地域（江島・平島・松島）における住民主体の集いの場づくりにより孤立防止・介護予防の推進を支援します。
住民地域	○ 住民主体の集いの場への参加と、介護予防の推進に積極的に取り組みましょう。

#### 2-3-2：不足する社会資源の検討と確保

行動主体	取組内容
西海市	○ 必要とされる支援が地域に限定されず受けられるよう、不足する社会資源（福祉人材、移動手段、医療・介護サービスなど）について、地域住民や関係機関との協議を通じて検討し、確保に努めます。
	○ 離島など、保育施設の乏しい地域においては、施設への運営支援を通じて子育て支援・児童福祉の向上を図ります。

行動主体	取組内容
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉連絡会で地域課題を把握し、社会・地域資源の開発や有効活用を市や地域住民と連携して検討し、確保に努めます。</li> <li>○ 江島・平島・松島の離島地区の地域福祉連絡会では、既存資源を活かした住民参加型サービス（有償・無償）の開発や、新たな住民の集いの場づくりを検討・支援します。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の社会資源の不足について、地域住民として協議に積極的に参画し、課題解決に向けた意見提供をしましょう。</li> </ul>

### 2-3-3：離島の医療体制確保と病診連携の推進

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離島の医療体制確保のため、医師や看護師の確保に努め、地域医療ネットワーク「あじさいネット」を活用した病診連携を推進します。</li> <li>○ 江島、平島、松島地区では、夜間ヘリコプター離着陸のための資機材を導入し、ヘリポート周辺整備、照明設備の点検等については、消防団、地域住民及び職員により維持管理に努めます。</li> <li>○ 離島での定例健康相談や家庭訪問、電話相談により健康支援体制を充実させます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉連絡会で高齢者や要配慮者の状況を把握し、診療所との連携により緊急時対応や情報共有を円滑にするとともに、必要な支援が早期に医療・関係機関につながる体制を整えます。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離島における定例健康相談や家庭訪問を積極的に活用し、緊急時の地域内での助け合いに協力しましょう。</li> </ul>

## 2-4 質の高いサービスとデジタル活用による支援の推進

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 政府主催の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方の検討会」では、全国を地域特性別に分類し、それぞれに合わせた効果的・効率的な福祉サービス提供体制の構築、ICT・AIなど新しい技術の導入による生産性の向上、人材の確保や定着が示されています。
- 本市においても、時代の変化や地域の実情に即した新たな枠組みの構築が求められる中で、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の経験を踏まえ、感染症や災害などの困難な状況に対しても、しなやかに適応するサービス提供体制の確立が課題となっています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 事業者への情報提供や市役所内での連絡会を通じて、サービスの質の向上に継続的に取り組めます。
- 感染症や災害などの困難な状況に適応できるサービス提供体制の確立を目指します。
- オンライン会議や研修会の利用促進を図ることで、デジタル技術を活用した支援の検討を進めます。

#### 2-4-1：サービスの質の向上と情報提供の継続

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者への情報提供や市役所内での連絡会を通じて、サービスの質の向上に継続的に取り組めます。</li> <li>○ 西九州させば広域都市圏事業や地域リハビリテーション活動支援事業を通じて多職種連携研修会、児童虐待防止研修会を継続実施し、サービスの質の向上を図るとともに、リハビリテーション専門職の派遣受け入れも支援します。</li> <li>○ 福祉サービスを必要とする地域住民が、それぞれのニーズに合致した適切なサービスを安心して選択できるよう、第三者機関によるサービスの評価を促進し、その評価結果を積極的に反映できる仕組みを強化し、福祉サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者研修とデジタル技術でサービスの質向上と情報発信を推進し、介護事業では法令遵守とケース検討で職員の専門性向上を図ります。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な福祉サービスや情報を積極的に活用し、利用や参加を通じて地域の支え合いや福祉サービスの質の向上に協力しましょう。</li> </ul>

2-4-2：感染症・災害に強いサービス提供体制の確立

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症や災害などの困難な状況に適應できるサービス提供体制の確立を目指します。</li> <li>○ 指定避難所及び福祉避難所の感染予防対策と設備等の充実に向け防災関係部署と連携し対応策を検討し、各施設における感染症対策を継続します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平時から多機関連携訓練や職員向け勉強会などを通じて備蓄計画を強化し、災害・感染症発生時にも途切れない福祉サービス提供体制の基盤の確立を目指します。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の防災訓練や防災を学ぶ機会に積極的に参加しましょう。</li> </ul>

2-4-3：デジタル技術を活用した支援の推進

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン会議や研修会の利用促進を図ることで、デジタル技術を活用した支援体制の整備を進めます。</li> <li>○ 感染症・災害等をはじめ、効果的・効率的に周知する必要がある情報をタイムリーかつ確実に得られるよう、ウェブサイト、西海市公式 LINE などの多様なデジタル媒体を活用した情報発信を強化します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル技術を活用した効率的で質の高い福祉サービス提供体制を確立するため、機器貸与や多様なデジタル媒体での情報発信を強化し、困難な状況への対応を支援します。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時を含む必要な情報を確実に入手できるよう、ウェブサイトや公式 LINE などの多様なデジタル媒体を積極的に活用しましょう。</li> </ul>

## 基本目標3：世代や制度を超えて地域で“支え合う”

### 3-1 地域福祉への理解促進と福祉教育の推進

#### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 少子高齢化の進行に伴い、市内の小中学校の児童・生徒数が年々減少しており、教育環境の質の維持が課題となっています。
- 団体・事業所ヒアリングでも「若年層流出の懸念」や「担い手不足」が指摘されており、若年層の減少による地域担い手の弱体化と、多世代の地域活動への参加を促すための福祉教育の推進が求められます。

#### ●● 施策の方向性 ●●

##### [ 施策の実施方針 ]

- 市内の小中学校と連携し、「総合的な学習の時間」等の授業において福祉に関する体験学習やボランティア活動の機会を充実させ、こどもたちが実感を伴って福祉を学べるよう働きかけます。
- 福祉施設や小中学校等と連携し、こどもたちのボランティア体験の機会創出と充実を図ります。

#### 3-1-1：小中学校における福祉教育と体験学習の充実

行動主体	取組内容
西海市	○ 市内の小中学校と連携し、「総合的な学習の時間」等の授業において福祉に関する体験学習やボランティア活動の機会を充実させ、こどもたちが実感を伴って福祉を学べるよう支援します。
社会福祉協議会	○ 福祉教育の推進と体験・ボランティア機会の充実により、小中高校生が実感を持って福祉を学べるよう支援します。 ○ 教育委員会や福祉施設、地域団体と連携し、障がいや高齢、子育てなど、多様な背景を持つ人々への理解を深め、共生社会実現の基盤づくりを推進します。
住民	○ 障がいの有無や年齢に関わらず多様性への理解を深めるため、福祉体験学習やボランティア活動の機会に積極的に参加しましょう。

3-1-2：ユニバーサルデザインの学習機会と意識啓発の推進

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ユニバーサルデザインに関する情報提供や学習機会の充実を図り、市民一人ひとりがその考え方を理解し、自身の問題として捉えられるよう意識啓発を行います。</li> <li>○ 教職員の研修等を通して、ユニバーサルデザインへの理解を深め、配付物や掲示物へのユニバーサルデザインフォント活用等を推進します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉出前講座や啓発活動、地域講師による講話などを通じ、住民が当事者の立場でユニバーサルデザインや障がい理解を深め、誰もが暮らしやすい共生社会の地域づくりに住民参加を促します。</li> </ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するように心がけ、ユニバーサルデザインやバリアフリー等への理解を深めましょう。</li> </ul>

## 3-2 ボランティア活動及び市民福祉活動の活性化

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 少子高齢化の進行により、地域の担い手となる若年層の減少が著しく、自治会や自主防災組織、地域ボランティアなどの活動基盤の弱体化が懸念されます。
- 住民アンケートでは、ボランティア活動への参加経験がある人が30.7%にとどまり、参加しない理由として「仕事や家事などが忙しく時間がとれないから」が35.9%、「自分の健康に自信がないから」が24.4%、「身近に活動できる場所やグループがない（知らない）から」が23.8%と挙げられ、ボランティア活動の活性化には、より幅広い世代の参加を促す仕組みづくりと啓発活動が求められます。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 総合防災訓練等の機会を捉え、人材確保・レベルアップのための養成講座や研修機会確保に努めます。
- 「地域をよくする活動」を総合的に支援できる拠点としてボランティアセンターの機能強化を図ります。

#### 3-2-1：ボランティア人材の養成と研修機会の確保

行動主体	取組内容
西海市	○ 西海市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成講座や研修、ボランティア体験などの機会を充実させ、多様な人材の確保・育成を図ります。
社会福祉協議会	○ 幅広い世代が短時間・オンラインで参加できる入門・体験プログラムを提供し、ボランティア人材の発掘につなげます。
住民	○ 地域福祉活動やボランティア活動に興味を持ち、できることから活動に参加しましょう。

#### 3-2-2：ボランティア活動の情報発信と参加促進

行動主体	取組内容
西海市	○ ボランティア団体向けの助成金制度の運用や、活動場所・インターネット環境・資機材の提供など、活動支援の充実を図ります。
社会福祉協議会	○ 広報紙やウェブサイト、SNS を通じて、働く世代も無理なく参加できるボランティア活動の事例紹介や地域貢献の意義について啓発を行います。

行動主体	取組内容
住民	○ 広報紙や LINE 等で発信されるボランティア活動情報を活用し、活動へ積極的に参加しましょう。

### 3-2-3：こどもたちのボランティア体験機会の創出と充実

行動主体	取組内容
西海市	○ 市内の小中学校と連携し、「総合的な学習の時間」等の授業等において福祉に関する体験学習やボランティア活動の機会を充実させ、こどもたちが実感を伴って福祉を学べるよう支援します。 ○ 社会福祉協議会や福祉施設等が主催するボランティア体験活動の周知等に協力し、こどもたちのボランティア体験参加を促します。
社会福祉協議会	○ 小中学校・高校や福祉施設と連携し、参加しやすいボランティア体験の機会創出と福祉教育の推進を通じて、こどもたちの参加を促進します。 ○ ボランティアセンターは、活動情報の集約・マッチング・コーディネートに加え、こども向け情報提供と受け入れ支援を強化します。
福祉施設 学校	○ 福祉施設や学校と連携し、こどもたちが参加しやすいボランティア活動プログラムの創出と充実に協力しましょう。

### 3-2-4：ボランティアセンターの機能強化

行動主体	取組内容
西海市	○ ボランティアセンターの円滑な運営につながるよう、社会福祉協議会やボランティア活動を支援します。
社会福祉協議会	○ ボランティアセンターは、「地域をよくする活動」の総合支援拠点として、活動助成や拠点提供、オンライン環境や機材貸出などの支援を継続・強化します。 ○ 福祉施設や学校との連携やプログラム開発、広報やマッチング、短時間活動の創出などを進め、こどもの体験機会の拡充と幅広い世代の参加促進を図ります。
住民 ボランティア 団体	○ 「地域をよくする活動」を推進するため、ボランティアセンターが提供する活動拠点や助成金などの情報を収集し、積極的に活用しましょう。

### 3-3 ふれあい・交流の場・活動の創出と多世代共生社会の推進

#### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 住民アンケートでは、住みよい地域社会への課題として「近所づきあいが減っていること」が42.5%と高くなっており、地域での交流機会の減少によって人と人とのつながりの希薄化が顕著です。
- 市内で活動する「子ども食堂」では、子育て世帯だけでなく、高齢者や他地域住民をはじめとした多世代にわたる関わりの場となっています。
- 地域全体で互いに支え合い、多世代が共生できるような交流の場・活動の継続と創出が課題となっています。

#### ●● 施策の方向性 ●●

##### [ 施策の実施方針 ]

- 子育て支援センターや児童館への支援を通じて、子育て支援と地域交流の拠点としての機能を維持するほか、子ども食堂の運営事業所数増加に向けた認知度向上に努めます。
- 高齢者の閉じこもり防止、仲間づくり、世代を超えた交流、介護予防等の地域福祉活動の担い手としての活動支援を継続します。

#### 3-3-1：地域福祉活動の担い手支援の継続

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館、総合支所、児童館などを活用し、「わいわいサロン」のような高齢者の集いの場や、子育て支援拠点事業による相談・交流の場を充実させます。</li> <li>○ 高齢者の閉じこもり防止、仲間づくり、多世代交流、介護予防を促進し、地域福祉活動の担い手としての活動を支援します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の集いの場や交流事業を通じて、高齢者の閉じこもり防止や仲間づくり、介護予防に参加できる場を支援し、多世代交流促進と地域活動の担い手育成を推進します。</li> </ul>
住民（高齢者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で開催される集いの場に積極的に参加し、活動の担い手として閉じこもり防止、仲間づくり、多世代交流をしましょう。</li> </ul>

### 3-3-2：認知症カフェの継続と「いきいき百歳体操」の拡充

行動主体	取組内容
西海市	○ 認知症の人、その家族、地域の方々が気軽に集える認知症カフェを継続するとともに、「いきいき百歳体操」の新規団体の拡充と既存団体へのリハビリテーション支援等の充実を図り、高齢者の介護予防を推進します。
社会福祉協議会	○ 認知症カフェやいきいき百歳体操などの情報を発信し、地域の見守り活動や支え合いの場づくりとしての取組を推進します。
住民 (高齢者)	○ 認知症カフェで気軽に交流し、「いきいき百歳体操」などの活動に積極的に参加して、介護予防を推進しましょう。

### 3-3-3：子育て支援センターや児童館の機能維持と継続支援

行動主体	取組内容
西海市	○ 市内8箇所の子育て支援拠点事業に対し、運営費補助金を交付するとともに、児童館の運営を継続し、子育て支援と地域交流の拠点としての機能を維持するとともに、事業の周知に努め、継続して支援を行える体制を強化します。
社会福祉協議会	○ ファミリー・サポート・センター事業や放課後児童健全育成事業(学童保育)、地域子育て支援拠点事業を通じて、子育て世帯や多世代交流の支援と地域交流の拠点機能を強化します。
住民 (子育て世帯)	○ 子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センターを活用し、地域の子育て世帯への支援と交流の機会を創出しましょう。

### 3-3-4：子ども食堂の認知度向上と活動の推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 子ども食堂の運営事業所数増加に向けた認知度向上に努め、こどもの貧困解消と世代を超えた交流の場の立ち上げを支援するため、関係団体と連携し、地域ネットワークを構築します。 ○ また子ども食堂の運営事業所数増加に関して、県からの研修開催情報や情報提供を事業所へ共有し、必要に応じた支援を検討します。
社会福祉協議会	○ 広報紙やウェブサイト、SNSを通じて、子ども食堂の開催状況や取組の事例や研修会等の情報の周知を行い、認知度向上と活動推進の支援を図ります。
住民 地域	○ 子ども食堂の認知度向上に協力し、こどもの貧困解消に向けた居場所づくりを支援しましょう。

### 3-4 公民協働による支え合いの基盤づくり

#### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 住民アンケート調査では、公民協働でまちづくりを進めるために重要なこととして、市民は「市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する」42.8%、「市民・地域の意見を聞く機会を充実させる」41.3%、「市の計画づくりや実施に市民が関わる機会の充実」33.3%となっています。
- 一方で団体・事業所ヒアリングからは「人材や担い手不足」が課題として指摘されており、行政からの情報発信と支援が求められています。
- 行政と地域住民、関係団体が協働し、地域資源を最大限に活用しながら持続可能な地域福祉を推進するためには、多様な主体が参画できる具体的な仕組みづくりと、効果的な情報共有と事業の周知が課題となっています。

#### ●● 施策の方向性 ●●

##### [ 施策の実施方針 ]

- 市民と行政の協働による体制づくりを継続し、ボランティア団体や NPO 等の市民参画を促進します。
- 行政区長との連携を密にして、地域の現状や課題把握に努めます。また、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを反映した公益的な取組が行われるよう、必要な支援と情報提供を検討・推進します。

#### 3-4-1：市民と行政の協働体制づくりと市民参画の促進

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民と行政が協働する体制を構築するため、「さいかい力創造支援事業補助金」によるボランティア活動支援や、公的施設の場の提供、情報発信を通じて NPO 等を含んだ市民参画を促進します。</li> <li>○ 住民アンケートや地域助け合い勉強会等を通じて住民と語り合う場を設け、協働を推進します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民・行政の協働基盤を構築し、市民参画による地域福祉の課題解決推進のため、多世代への情報発信と地域福祉連絡会を通じた課題共有・助け合いへの参加促進を行います。</li> <li>○ 住民が参加しやすい仕組みを整備し、助け合いや見守りなどの地域活動を支援することで、市民参画の輪を広げます。</li> </ul>
住民地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民アンケートや地域助け合い勉強会等を通じて行政との協働体制づくりに積極的に参画しましょう。</li> </ul>

3-4-2：地域課題の把握と各地区からの要望への支援

行動主体	取組内容
西海市	○ 行政区長との定期的な情報交換や協議を通じて把握した地域の実情や課題及び要望などについて、関係部署と情報を共有し連携しながら、迅速かつ的確な支援につなげます。
社会福祉協議会	○ 地域の課題把握と住民の声をもとに、関係機関と連携し、住民主体の地域活動への助言・伴走支援を行います。 ○ 地域生活・福祉課題の把握と住民参加促進のため、助け合いや対話の場を継続的に支援します。
住民行政区長	○ 地域福祉連絡会を通じて、地域の現状や課題を正確に行政と共有し、各地区からの要望への支援を受けましょう。

3-4-3：社会福祉法人の公益的取組への支援と推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 社会福祉法人が地域の福祉ニーズを反映した公益的な取組が行われるよう、情報収集・情報提供を検討・推進し、法人の取組を促す環境整備に努めます。
社会福祉協議会	○ 県内社会福祉法人の公益的な取組状況を調査・情報共有し、推進環境の整備を行います。
住民地域	○ 地域の福祉ニーズを反映した社会福祉法人の公益的取組を積極的に利用し、情報収集・情報提供に協力しましょう。

## 基本目標4：いつまでも、自分らしく安心して“暮らす”

### 4-1 成年後見制度利用促進と中核機関の機能強化 (成年後見制度利用促進基本計画)

本施策における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付け、権利を擁護するために支援が必要な人の意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指します。

#### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいにより財産管理や日常生活等に支障がある人々を支える重要な制度であるにもかかわらず、現状では十分に周知、認識されていないという課題があります。
- 住民アンケートでは、成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度について「聞いたことはあるが、内容までは知らない(両方でも、どちらか一方でも)」が55.7%、「どちらも初めて聞いた」が22.3%。また利用意向について「利用したいと思う」が34.2%と最も高いものの、年齢が上がるにつれて割合が低くなる傾向がみられ、制度の普及啓発と利用促進が重要となっています。
- 認知症の進行等で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が適切なケースで移行が進まない現状や、身寄りのない利用者の死亡後の対応など、行政や関係機関との包括的な連携体制の強化が必要となっています。

#### ●● 施策の方向性 ●●

##### [ 施策の実施方針 ]

- 成年後見制度の中核機関を設置し、制度の周知と利用促進、体制整備に努めます。
- 関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する総合的な権利擁護支援の環境整備に努めます。

#### 4-1-1：成年後見制度中核機関の設置と利用促進

行動主体	取組内容
西海市	○ 成年後見制度の中核機関を運営し、制度の周知と相談利用促進、後見人支援に努めます。
社会福祉協議会	○ 制度の周知のために広報や啓発を行い、必要な方が制度を利用することができるように支援します。

行動主体	取組内容
住民地域	○ 成年後見制度や中核機関への理解を深める研修会等に参加し、制度の理解と利用促進に協力しましょう。

#### 4-1-2：成年後見制度・日常生活自立支援の総合的な支援体制の強化

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度に関する多方面からの相談に対応するため、地域の専門職と連携してネットワークを構築し、制度説明や利用支援を強化します。</li> <li>○ 複合的な課題を抱える対象者に対し、中核機関が社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援の利用相談にも応じながら、総合的な支援体制を構築・推進します。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活自立支援事業を通じて、認知症高齢者、知的・精神障がいのある方など判断能力が不十分な方への支援を継続し、研修によって専門員・生活支援員の資質向上に努めます。</li> <li>○ 仮称・権利擁護あんしんセンターを立ち上げ、法人後見事業に取り組むことで、日常生活自立支援事業では対応が難しい相談者や身寄りのない市民等に対し、権利擁護の制度に狭間ができないように支援を行い、終身サポート事業など幅広い事業展開を行います。</li> </ul>
住民地域	○ 配慮や支援が必要な人がいる場合、市や社協の相談窓口を活用し、適切な支援を受けられるようにしましょう。

### ●● 実施事項 ●●

成年後見制度の利用促進に向けた取組を次のとおり推進します。

権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、権利が担保される地域づくりを目指します。

#### ① 成年後見制度等の普及啓発・理解促進（広報業務）

認知症や障がい等により、判断能力が衰えた方や将来の判断能力の低下に不安を感じる方が地域で安心して自立した生活が送れるよう、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業について、支援を必要とする市民が円滑に利用につながるよう普及・啓発に取り組みます。

また、必要なときに必要な制度を選択できるように、判断能力が衰える前から利用に備える意識づくりに努めます。

② 中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築

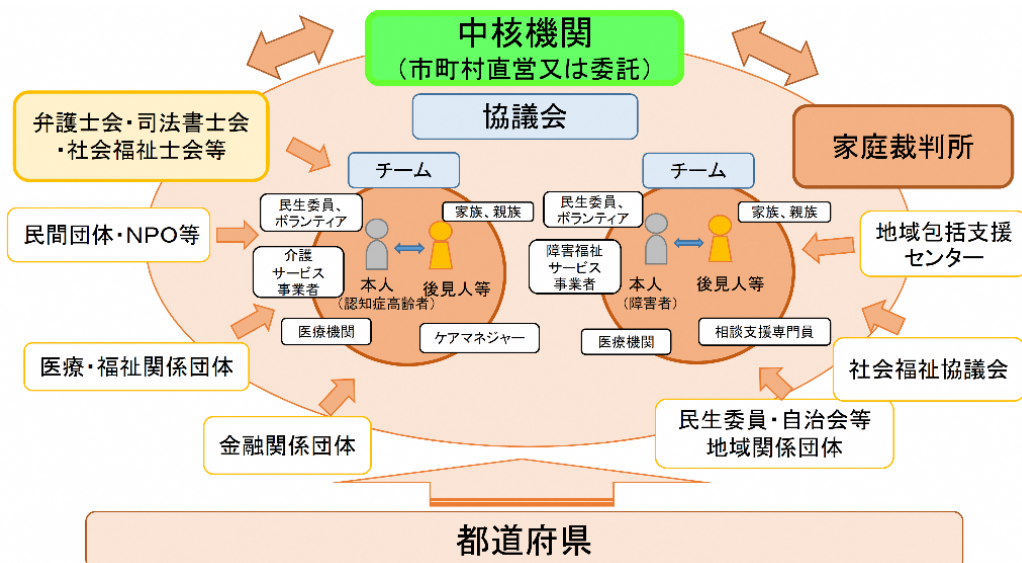
中核機関となる権利擁護センターを設置し、関係団体間のネットワークの構築、連携強化を図り、本人支援体制を整備します。

図表 中核機関における業務内容

内容	具体的な取組
広報業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度パンフレット、リーフレットを作成します。</li> <li>・市民や関係機関の専門職等に対して出前講座の開催や勉強会を実施します。</li> </ul>
相談業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談窓口を1次相談窓口、権利擁護センターを2次相談窓口とし、初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。</li> <li>・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。</li> </ul>
利用促進業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度申立てにかかる書類作成の支援を行います。</li> <li>・市民後見人の育成・活用を行います。</li> </ul>
後見人支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム員会議を実施します。</li> </ul>
不正防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築を目指し、不正行為の未然防止に努めます。</li> <li>・地域連携ネットワークによるチームへの関わりを通じて、後見人の経済的虐待や横領等の早期発見、不正防止につなげます。</li> </ul>

また、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じた適切な支援が行えるよう、本人と法定後見人等を中心として日常生活の支援を行う支援者の集まり（チーム）に対して個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、個々の専門性を活かした助言・支援を通して多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークを構築します。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省資料より抜粋

なお、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携する地域連携ネットワークでは、主な役割を担い、本人及び後見人等を支援します。

図表 地域連携ネットワークの役割

内容	具体的な取組
権利擁護支援が必要な人の発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政のほか地域包括支援センターや基幹相談支援センターをはじめ、相談支援を行い、身近な地域の成年後見制度の「相談機関」として活動しています。</li> <li>地域連携ネットワークには、相談機関相互の情報交換や連携、支援困難な事例への対応など、権利擁護の支援が必要な人を発見し、成年後見制度の利用に結びつけていきます。</li> </ul>
早期の段階からの相談・対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期段階からの相談に対して、個々の事情に応じて最も適切な権利擁護ができるよう、関係機関が連携する体制を編成し、成年後見制度を利用する本人の意思決定に基づいた申立てと支援ができる体制を構築します。</li> </ul>
意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援が必要な人について、本人に身近な親族や司法・医療・福祉・地域の関係者のほか、後見人が加わり、「チーム」として関わる体制づくりを進めます。</li> </ul>

### ③ 相談・後見人支援体制の整備（相談業務・後見人支援業務）

相談、後見人支援にあたっては、在宅等で生活している方、医療機関長期入院中や施設等へ入所の方等、本人の生活状況に応じた窓口と連携して相談を受け、相談員とともに「チーム」を構成し、後見人支援を行います。

図表 （参考）生活状況に応じた相談対応について

生活拠点	高齢者の場合	障がい者の場合
在宅（自宅）	地域包括支援センター	基幹相談支援センター 相談支援事業所
居宅（有料老人ホーム）	地域包括支援センター 介護支援専門員	
介護保険3施設・グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員
医療機関	医療機関相談員	医療機関相談員

また、本人の状況に応じた適切な後見人候補者の選任や、身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成、活動支援等、実施体制について検討を行い、機能強化を図ります。

### ④ 利用しやすい環境整備・担い手の支援（利用促進業務）

利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用、選択できるように、日常生活自立支援事業との連携により円滑な移行に取り組むほか、市長申立てや報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行う等、利用しやすい環境整備に取り組みます。

また、成年後見人等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるよう支援します。

● 日常生活自立支援事業との連携

相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした日常生活自立支援事業の利用状況を把握し、成年後見制度への円滑な移行を含めた多様な選択ができるよう支援します。

● 市長申立て

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

● 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

● 制度の担い手の確保及び能力の向上

身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人についての制度の周知、候補者の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

## 4-2 地域ぐるみの再犯防止対策の推進（再犯防止計画）

本施策を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付け、国や県、警察等と連携しつつ、県再犯防止推進計画に基づき、県及び警察署等の関係機関と連携を図りながら、本市が行うべき取組を推進します。

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 全国的に刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで「再犯防止」が大きな課題となっています。
- 住民アンケートでは、再犯防止に関する取組の認知度が年齢を重ねるごとに高くなる傾向がある一方で、20～29歳では51.9%が「どちらも初めて聞いた」と回答しており、幅広い世代への啓発が必要です。
- また再犯防止に必要な取組として「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる」が39.2%と最も高く、民間協力者への支援も求められています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 長崎県更生保護協会西海支部と連携し、「社会を明るくする運動」を推進し、再犯防止に関する地域での意識醸成と保護司等の人材確保・活動支援に努めます。
- 本計画を西海市再犯防止推進計画として位置付け、本市の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進することで、安全安心な社会を維持します。

#### 4-2-1：再犯防止に向けた支援体制の整備

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長崎県再犯防止推進計画に基づき、長崎県更生保護協会西海支部と連携し、罪を犯した人々の更生と社会復帰を支援する地域社会の重要性について啓発広報運動を推進します。</li> <li>○ 住まいや仕事の確保、保健医療・福祉サービスへの連携を強化することで、再犯防止に向けた支援体制の整備に取り組みます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再犯防止に関連する相談にも対応し、専門機関への橋渡しを行うことで、支援体制を強化します。</li> </ul>
住民地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全安心な社会を維持するため、罪を犯した人々の更生と社会復帰の重要性について理解を深めましょう。</li> </ul>

## 4-2-2：再犯防止対策の推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 犯罪や非行の背景にある生活困窮や孤立、孤独の福祉的な問題にも対応し、再出発を地域全体で支援します。
社会福祉協議会	○ 再犯防止と更生保護の理解促進のため、関係機関と連携します。
住民地域団体	○ 更生保護の活動に関心を持ち、再出発を目指す人々を地域全体で支えましょう。

## 4-2-3：「社会を明るくする運動」の推進と保護司等への活動支援

行動主体	取組内容
西海市	○ 「社会を明るくする運動」を通じて再犯防止に関する取組の理解を広め、関連機関と連携して犯罪や非行の防止、立ち直りを支援できる地域づくりを目指します。 ○ 啓発広報活動や弁論大会開催を通じて、再犯防止に関する地域での意識醸成と、保護司等の人材確保・活動支援に努めます。
社会福祉協議会	○ 更生保護への市民の理解促進のため関係機関と連携します。
住民	○ 「社会を明るくする運動」に連携して取り組むことで、犯罪や非行の防止を目指す地域づくりに協力しましょう。

## 4-3 生活基盤の安定と地域交通インフラの整備

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 高齢化の進行に伴い、介護・生活支援・緊急対応といった在宅福祉サービスへの需要が高まり続けています。
- 住民アンケートでは、日常生活の困りごととして、40歳代以降で「自分や家族の健康や介護のこと」が最も高く、80歳以上では「通院での外出のこと」が28.1%と上位の結果となっています。
- 団体・事業所ヒアリングでも、「高齢化に伴う移動手段の不足、病院へのアクセス困難、買い物・医療・介護サービスの不足」が挙げられており、特に離島を含む地域においては交通インフラの弱さが日常生活基盤の課題となっています。
- 高齢者の移動手段の確保、生活困窮者への経済的支援、住まいや就労支援など、生活基盤を安定させるためのインフラ整備とサービスの多様化が求められています。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 高齢者の移動手段の確保、生活困窮者への経済的支援、住まいや就労支援など、生活の基盤となるインフラ整備とサービスの多様化を図ります。

#### 4-3-1：社会基盤の安定に向けたインフラ整備と支援の多様化の推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 高齢者の移動支援、生活困窮者への経済的支援、住まいや就労支援など、生活の基盤となるインフラ整備と支援の多様化を図ります。
社会福祉協議会	○ 身寄りのない方や単身高齢者などの住宅確保要配慮者に対し、住まい確保の相談を行い、住宅セーフティネット制度や居住支援法人などの居住支援策を研究し、生活基盤の安定を図ります。 ○ 家計改善支援事業で家計相談対応、家計表の作成・見直し及び、家計全般について学ぶ機会を提供します。
住民	○ 住まいの確保など生活基盤の安定に関する相談窓口を積極的に活用し、安心して暮らせる地域社会の構築に協力しましょう。

## 4-3-2：多様な移動手段の確保

行動主体	取組内容
西海市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通弱者の通院や買い物等の移動手段の確保及び交通空白地域の解消を目的に、ライドシェアなど持続可能で利便性の高い交通手段の確保に努めます。地域の実情に応じた新たな交通サービスの導入や、既存資源の活用を含めた検討を進めます。</li> <li>○ 離島地域における交通インフラについては、地域の実情に応じ、整備または支援を行います。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 江島・平島地区住民向けに、日中限定で軽自動車を無料貸出することにより、本土での交通の利便性向上を図ります。</li> <li>○ 多様な移動手段の確保のため、モデル地区により地域福祉連絡会や関係機関と連携し、移動支援に関する研究・協議を行います。</li> </ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の中で買い物や通院などの移動に困っている人がいたら、公共交通事業の情報を伝えたり、地域の助け合いで移動の利便性を確保しましょう。</li> </ul>

## 4-4 災害時・緊急時における要支援者への包括的な支援

### ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

- 近年多発する自然災害に鑑み、地域の防災力向上が重視されており、住民アンケートでは、災害時の避難方法について、全体で「自分ひとりで避難できる」が79.7%と高いものの、80歳以上では41.7%にとどまり、災害時の介助の必要性が示されています。
- また、自主防災組織が整備されてきたものの、多くの組織で構成員の高齢化が進んでおり、災害発生時における避難誘導や初動対応等の機能維持が懸念されます。

### ●● 施策の方向性 ●●

#### [ 施策の実施方針 ]

- 平常時から避難行動要支援者の把握、避難場所の周知、経路の確認・点検を継続します。また、緊急時に要支援者が迅速に避難するための個別避難計画の作成を推進し、要支援者の安全確保に努めます。
- 防災講演会や出前講座の実施を通じて、防災知識の普及・啓発や地域コミュニティでの協力体制構築に取り組み、地域防災力向上に努めます。

#### 4-4-1：災害時要支援者の把握と個別避難計画の推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 平常時から要支援者の把握、避難場所の周知、経路の確認・点検を継続します。緊急時に要支援者が迅速に避難するための個別避難計画の作成と福祉避難所とのマッチングについて推進し、要支援者の安全確保に努めます。
社会福祉協議会	○ 地域福祉連絡会において、災害時に避難が必要な方を把握し、避難方法や支援体制づくりを行います。
住民地域	○ 緊急時の迅速な避難のため、災害時要支援者の個別避難計画の作成に協力し、地域の住民同士で支援できる体制づくりを進めましょう。

#### 4-4-2：防災講演会・出前講座による地域防災力の向上

行動主体	取組内容
西海市	○ 防災講演会や出前講座の実施を通じて、防災知識の普及・啓発に取り組み、地域の防災力向上を図ります。 ○ 非常持出品の備え、避難時の心構え、避難場所の周知など、一般的な防災知識の普及・啓発に努めます。

行動主体	取組内容
西海市	○ 高齢化が進む自主防災組織の活動を強化するため、若年層や現役世代を対象とした地域防災リーダー養成講座の受講を促進し、地域防災活動への参加を促します。
社会福祉協議会	○ 西海市総合防災訓練での災害ボランティアセンター設置訓練に自主防災組織が参加するとともに、職員向け訓練や住民向け災害研修会を関係機関と協働で実施することで、平時からの体制づくりと防災知識の普及啓発・地域防災力の向上を支援します。
住民地域	○ 防災講演会や地域防災リーダー養成講座へ積極的に参加し、防災知識の普及・啓発と地域防災力の向上に努めましょう。

## 4-4-3：地域コミュニティでの協力体制づくりの推進

行動主体	取組内容
西海市	○ 行政区長会等において、警戒レベル3での避難開始や地域における普段の見守り、災害時の手助けなど「共助」の重要性を認識していただくよう説明し、地域での避難支援体制の確保に向けた協議を促します。 ○ 民生委員・児童委員、行政区長、社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者名簿の提供と個別避難計画の作成・配付を通じて、緊急時の要支援者の安全確保と避難支援者との連携を強化します。
社会福祉協議会	○ 地域福祉連絡会で自主防災組織との連携を図り、災害時の避難について支援が必要な方（災害時要支援者）の情報を共有・連絡方法などの検討を行い、情報を随時更新します。 ○ 災害発生時に、適切な対応ができるように、こどもから大人までわかりやすく学べる災害学習の内容を研究し、地域福祉連絡会や福祉出前講座で災害について考える機会をつくります。
住民地域	○ 警戒レベルに応じた避難や、災害時の手助けなどの「共助」の重要性を認識し、地域での協力体制づくりを推進しましょう。



## 第5章 計画の推進に向けて



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 協働による計画の推進

地域福祉を支えるためには、行政だけでなく、一つの組織を超えて、多様な主体が手を取り合うことが大切です。

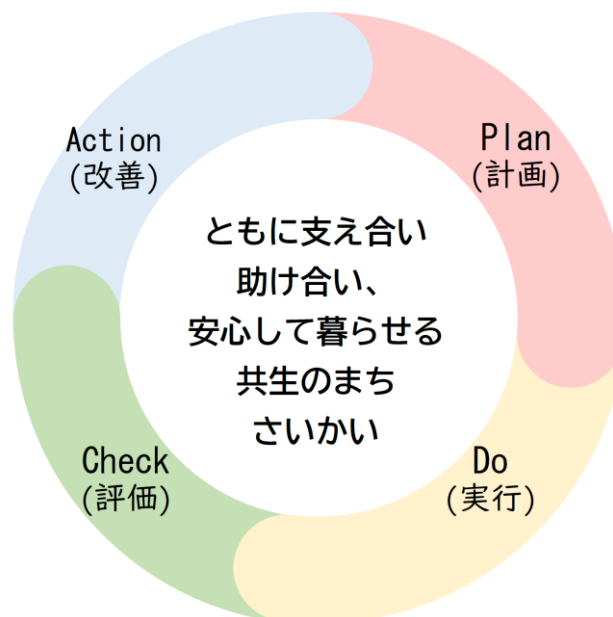
本計画では、重層的支援体制整備事業を基盤とし、行政だけでなく、地域住民、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、医療・福祉事業者など多様な主体が互いに協力し合う「協働」を基本姿勢とした支え合いの輪を広げていきます。

また、多様な困りごとに対して包括的に対応し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

### 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画的かつ着実に目標を達成するため、進捗を的確に把握しながら、継続的に改善を進めていくことが必要です。

そこで、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づいた進行管理を行い、基本目標ごとに設定した指標を用いて、進捗状況を定期的に点検するとともに、得られた成果や課題を踏まえて計画を柔軟に見直し、よりよい施策の実施につなげていくことで、地域の変化やニーズに的確に対応し、持続可能な地域福祉の推進を図ります。



計画の評価にあたっては、基本理念である「ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかい」の実現に向けて、各施策における事業実施状況をもとに進捗を点検するとともに、次の指標をもとに総合的に評価を行います。

ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる共生のまち さいかいの実現

《アンケートから見る指標》

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	毎日の暮らしに「とても満足している」、「まあまあ満足している」と回答した住民の割合の増加	%	72.4	増加
2	生活の中で生きがいを「とても感じている」、「まあまあ感じている」と回答した住民の割合の増加	%	73.4	増加
3	現在住んでいる地域が「とても好きだと感じる」、「まあまあ好きだと感じる」と回答した住民の割合の増加	%	73.8	増加
4	将来も現在の地域に「暮らしたい」、「できれば暮らしたい」と回答した住民の割合の増加	%	69.9	増加

基本目標1：困りごとに寄り添い、支援の輪に“つなぐ”

《アンケートから見る指標》

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	困った時の相談先が「誰にも相談しない」「相談する所を知らない」を挙げた住民の割合の減少	%	3.4	減少
2	「外部との接触がなく、引きこもっている（方がいる）」と回答した住民の割合の減少	%	17.5	減少

《統計・事業等から見る指標》

施策	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
1-1	重層的支援ケースとしての受理件数	件	-	10	
1-2	重層的支援会議・支援会議の開催回数	回	-	10	
1-3	保健・医療・福祉に関連する出前講座の開催回数・参加人数	福祉	回	6	10
			人	182	250
		健康づくり	回	10	増加
			人	242	増加
		こども	回	0	1
			人	0	20

施策	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
1-3	保健・医療・福祉に関連する出前講座の開催回数・参加人数	高齢介護	回	26	28
			人	550	581
		社協 (福祉出前講座)	回	26	地域の希望により随時開催
1-4	生活困窮者自立支援制度の利用世帯増加率 ※算出方法:(生活困窮者自立支援相談室の年間新規相談件数/前年の相談件数)の伸長率	%	1.19 ※ 100/84	1.20 ※ 120/100	
5	フリースペースの年間延べ利用者数	人	46	120	
6	心の健康関連相談件数	福祉	件	2	2
		健康づくり	件	13	現状維持 (相談の場の確保を継続)

基本目標2：専門的な支援や地域の助けが“届く”

《アンケートから見る指標》

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	「福祉サービスの情報はどこからもこない」住民の割合の減少	%	6.7	減少
2	日常生活の困りごとに「とくに悩みや心配はない」を挙げた住民の割合の増加	%	14.6	増加

《統計・事業等から見る指標》

施策	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
2-1	協議会の回数	障がい者等自立支援協議会専門部会	回	21	20
		要保護児童対策地域協議会実務者会議	回	3	3
		在宅医療・介護連携検討協議会	回	2	2
2-2	生活支援サポーター養成講座の開催回数	回	2	2	
2-3	住民主体のつどいの場の新規立ち上げ件数	件	1	1	
2-4	事業者向けの研修会・連絡会の年間開催回数	福祉	回	3	3
			人	30	30
		健康づくり	回	0	増加
			人	0	増加

施策	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
2-4	事業者向けの研修会・連絡会の年間開催回数	こども	回	1	1
			人	60	80
		高齢介護	回	1	1
			人	45	45

基本目標3：世代や制度を超えて地域で“支え合う”

《アンケートから見る指標》

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	近所の人とのつきあいにおいて「あいさつ程度のつきあい」以上の交流がある住民の割合の増加	%	93.0	現状維持
2	ボランティア活動への参加経験が「ある」住民の割合の増加	%	30.7	増加

《統計・事業等から見る指標》

施策	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
3-1	小中学校でのボランティア体験実施件数（社協）	件	延べ24	各校の希望により随時開催
3-2	ボランティア養成講座・研修会の年間開催回数（社協）	回	1	2
3-2	サマーボランティア・キャンペーン参加状況（社協）	人	延べ31	40
3-3	わいわいサロンの年間開催回数	回	330	380
3-3	認知症カフェの開催回数	回	12	24
3-4	地域福祉連絡会の年間開催回数（社協）	回	99	市内80ヶ所で年間1~2回

基本目標4：いつまでも、自分らしく安心して“暮らす”

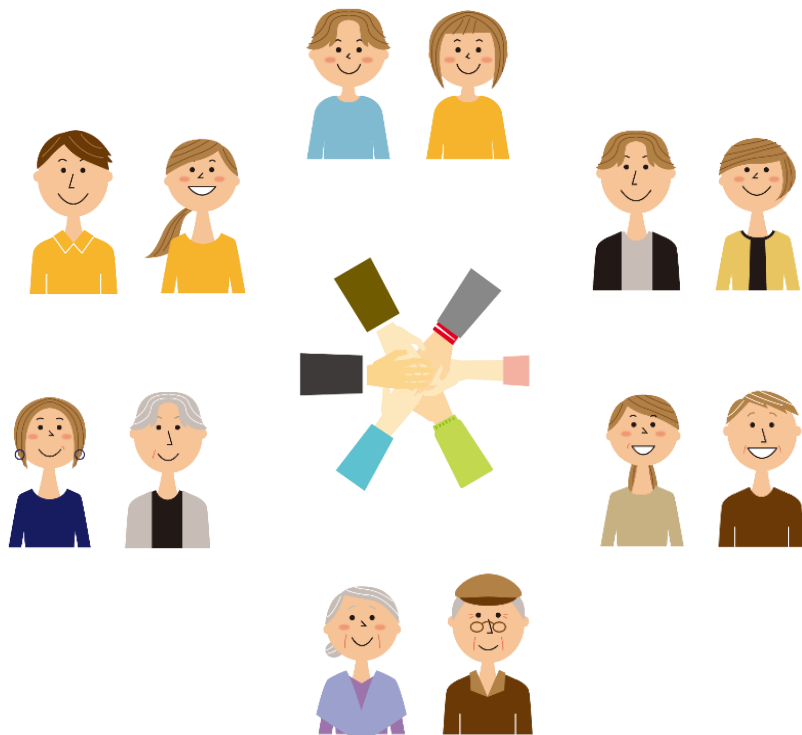
《アンケートから見る指標》

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	西海市に今後も「暮らしたい」「できれば暮らしたい」と回答した住民の割合の増加	%	68.9	増加
2	地域の治安に「まったく不安は感じない」「あまり不安は感じない」と回答した住民の割合の増加	%	51.9	増加
3	成年後見制度と日常生活自立支援事業について「(どちらか一方でも)制度の内容まで知っている」と回答した住民の割合の増加	%	17.1	増加

≪統計・事業等から見る指標≫

施策	指標名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
4-1	成年後見制度に関する市民向け研修または広報活動の年間実施回数(市・社協)	回	1	11	
4-1	成年後見制度利用支援事業の実利用者数	人	28	30	
4-1	日常生活自立支援事業に関する相談・支援件数(社協)	利用者	人	31	利用者支援計画に応じ支援実施 新規相談には随時対応
		相談	件	828	
		支援	件	654	
4-2	「社会を明るくする運動」の啓発・広報活動の実施回数	回	2	2	
4-3	移動支援サービスの利用者数(延べ)	高齢・介護	人	46	46
		福祉	人	13	13
4-4	防災講演会・出前講座の年間実施回数	回	7	10	





# 資料編



# 資料編

## 1 西海市地域福祉推進会議設置条例

平成 23 年 3 月 31 日西海市条例第 15 号

(設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく西海市地域福祉計画を推進するとともに、福祉に関する情報の共有及び総合的な連携を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西海市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 西海市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 西海市地域福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (3) 障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野における情報、課題等に係る総合調整及び連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、西海市において地域福祉を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野において市が設置する専門会議の代表者
- (2) 社会福祉関係の施設又は事業者の代表者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初の推進会議の会議は、市長が招集するものとする。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定に準じて実費弁償を支給する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(西海市地域福祉計画策定委員会設置条例の廃止)

2 西海市地域福祉計画策定委員会設置条例（平成21年西海市条例第22号）は、廃止する。

## 2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定 評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西海市が策定する地域福祉計画と一体となり、地域福祉の活動を推進するために、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、地域福祉活動計画策定評価委員会（以下「策定評価委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 策定評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関する事
- (2) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事
- (3) 地域福祉活動計画の評価に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉活動計画の推進に関する事

### (組織)

第3条 策定評価委員会は、策定評価委員（以下「委員」という。）17名以内で組織する。2委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉等の施設又は事業所の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会会長が適当と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定評価委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

### (会議)

第6条 策定評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合は、本会会長が招集する。

- 2 策定評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

### 3 策定の経緯

#### (1) 西海市地域福祉推進会議

(策定期間：令和6年11月～令和8年3月)

開催日時	内容	主な協議内容
令和6年11月12日	令和6年度第1回 西海市地域福祉推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状交付</li> <li>・委員長・副委員長選出</li> <li>・第4期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び第4期西海市地域福祉計画について</li> <li>・重層的支援体制整備事業について</li> </ul>
令和7年1月17日～ 令和7年2月3日	住民アンケート調査実施	
令和7年2月28日	令和6年度第2回 西海市地域福祉推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期西海市地域福祉計画の進捗状況について</li> <li>・第4期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかる住民アンケートについて</li> </ul>
令和7年4月10日～ 令和7年5月7日	団体・事業所等ヒアリング調査実施	
令和7年5月26・27日	各課ヒアリング調査実施	
令和7年7月29日	令和7年度第1回 西海市地域福祉推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・諮問</li> <li>・資料説明 (更生保護、孤独・孤立対策、重層的支援体制整備事業、成年後見制度の利用促進について)</li> <li>・報告事項 (住民アンケート、団体・事業所等ヒアリング調査、地区カルテ、基礎調査)</li> <li>・第4期西海市地域福祉計画骨子について</li> </ul>
令和7年10月2日	令和7年度第2回 西海市地域福祉推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期西海市地域福祉計画・第4期西海市地域福祉活動計画について(素案)</li> </ul>
令和7年12月22日	令和7年度第3回 西海市地域福祉推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期西海市地域福祉計画・第4期西海市地域福祉活動計画について(素案)</li> </ul>
令和8年1月20日～ 令和8年2月4日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月12日	令和7年度第4回 西海市地域福祉推進 会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期西海市地域福祉計画・第4期西海市地域福祉活動計画(素案)について</li> <li>・西海市重層的支援体制整備事業実施計画(素案)について</li> </ul>
令和8年3月●日	答申書の提出	

## (2) 西海市地域福祉活動計画策定評価委員会

(策定期間：令和7年4月～令和8年3月)

開催日時	内容	主な協議内容
令和7年4月28日	地域福祉課会議	・第3期計画最終年度推進の方法及び、第4期計画策定について
令和7年5月26日	各課ヒアリング調査実施	・地域福祉活動計画にかかるヒアリング
令和7年7月15日	地域福祉課会議	・第3期計画最終年度評価に向けた作業部会の実施確認について
令和7年9月10日	地域福祉課会議	・第3期西海市地域福祉活動計画の評価について ・第4期西海市地域福祉活動計画策定の状況説明について
令和7年10月27日	地域福祉課会議	・第4期西海市地域福祉活動計画第4章策定に係る内容確認分担について ・第3期西海市地域福祉活動計画評価に係る資料作成について
令和7年11月10日	教育委員会、学校教育課との打合せ	・第4期西海市地域福祉活動計画について ・福祉教育推進について
令和7年11月26日	地域福祉課会議	・第4期西海市地域福祉活動計画第4章について
令和7年12月5日	第1回西海市地域福祉活動計画策定評価委員会	・第3期西海市地域福祉活動計画の評価について ・第4期西海市地域福祉活動計画策定状況報告について
令和8年2月5日	第2回西海市地域福祉活動計画策定評価委員会	・第4期西海市地域福祉活動計画策定状況報告について

## 4 策定委員会

### (1) 西海市地域福祉推進会議

(令和7年7月1日現在)

選出区分	所属団体等	氏名	備考
障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野において市が設置する専門会議の代表者	西海市要保護児童対策地域協議会 副会長	平 岩 かな	
	西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会 会長	北 島 淳 朗	副会長
	西海市障がい者等自立支援協議会 副会長	古 庄 正 輝	
社会福祉関係の施設又は事業者の代表者	西海市福祉施設連絡協議会 代表	谷 口 剛	
社会福祉関係団体の代表者	西海市社会福祉協議会 地域福祉課長	中 尾 千佳子	
	西海市身体障害者福祉協会 会長	田 淵 勝 利	
	西海市老人クラブ連合会 会長	三 岳 孝 夫	
地域住民の代表者	西海市地域婦人会会長	今 村 幸 江	
	西海市母子寡婦福祉会 会長	岸 川 順 子	
	西海市手をつなぐ育成会 理事長	松 山 一 成	
	西海市青少年育成協議会 会長	佐々木 義 信	
	西海市民生委員児童委員協議会連合会 会長	坂 本 純 敏	
学識経験者	長崎国際大学人間社会学部 社会福祉学科講師	斐 孝 承	会長
	西彼保健所 地域保健課長	林 田 祥 子	
市長が適当と認める者	西海市行政区長連絡協議会 会長	林 俊 範	

(敬称略)

## (2) 西海市地域福祉活動計画策定評価委員会委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

選出区分	所属団体等	選出所管	氏名	備考
学識経験者	長崎国際大学人間社会学部 社会福祉学科講師	—	裴 孝 承	委員長
保健、医療、福祉等の施設関係者	西海市福祉施設連絡協議会 副会長	西海	古 庄 正 輝	副委員長
福祉団体の関係者	西海市老人クラブ連合会長	西海	太 田 孝 明	
	西海市民生委員児童委員協議会連合 副会長	大島	磯 田 篤 市	
学校関係者	西海市校長会長 (ときわ台小学校)	西彼	楠 本 正 信	
地域住民の代表者	西彼地区行政区長会長	西彼	峯 英 樹	
	西海地区行政区長会長	西海	辻 道 行	
	大島地区行政区長会長	大島	中 島 義 則	
	崎戸地区行政区長会長	崎戸	藤 戸 秀 次	
	大瀬戸地区行政区長会長	大瀬戸	田 崎 喜久雄	
前各号に掲げる者の他、 本会会長が認める者	西海市福祉課長	—	浅 山 康 成	

(敬称略)

## 5 用語解説

	用 語	解 説
あ	アウトリーチ	支援が必要な人が自ら相談に来られない場合に、行政や関係機関の担当者が積極的に訪問・声かけを行い、潜在的なニーズを早期に発見・掘り起こす活動。
	うずしお会議	制度の狭間にあるニーズへの対応や地域資源の開発を検討し、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりを目的として、福祉・保健・子育て・教育などの関係課が毎月集まり、分野横断的な課題を議論・連携強化を図るワーキングチーム会議。
	ウェブサイト	企業などの団体が自身を紹介するため自ら構築したインターネットを使ったサイト。
か	寡婦	夫と死別又は離別し再婚していない女性。
	権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどがある高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動。
さ	自主防災組織	自治会を中心として、日頃から風水害や地震等の防災に関する知識の普及や避難経路の確認・災害時の準備等について地域で取り組む組織。
	社会資源	福祉施設、ボランティア、行政機関、学校、隣近所、家族、知人、制度、法律など。
	重層的支援会議	複雑化・複合化した支援ニーズを抱える人に対して、関係機関が集まり、支援の方向性や役割分担を共有・調整する会議。案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催され、本人の同意がない場合も情報共有のもとで支援体制の検討を行う。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象として、財産の管理と身上の監護をするため、家庭裁判所から選任された後見人等が法律に基づき、本人に代わって、契約や手続き等を行い様々な生活支援を行う制度。
た	地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
	地域福祉連絡会	行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等で構成し、福祉情報の共有と地域の困りごとを早期発見し、解決を図る協議の場。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情に沿って「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障がい者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・進化が求められている。

	用語	解説
た	地域包括支援センター	高齢者の介護などの総合的な相談支援機関。保健師と社会福祉士、主任ケアマネジャーが常駐し、地域の介護や医療福祉関係者等と連携して、高齢者や家族の支援を行う機関。
な	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した生活が営めるように、福祉サービスの利用援助、金銭管理などを行う事業。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
は	福祉推進員	隣近所の目くばり・気くばりから地域の福祉課題を早期発見・解決につなぐため、西海市では約40世帯に1人を目安に行政区長の推薦により、社協会長が委嘱する福祉の推進者のこと。
	福祉体験	車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験等を通じて、思いやりの心を育むこと。
	福祉団体	老人クラブ連合会、母子寡婦福祉会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、療育を考える会など。
	フリースペース	西海市社会福祉協議会が運営する地域住民のための交流・居場所づくり事業。孤立しがちな人や外出の機会が少ない人などが、地域の中で自然に人とつながり、見守りや相談につながることを目的として、市内のコミュニティスペースで開催。
	包括相談支援チーム	西海市福祉課内に設置されたチームで、どこに相談すればよいかわからない制度の狭間にある相談や複雑な課題を受け止め、多機関協働やアウトリーチのコーディネートを行う。
	保護司	法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティア。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行う。
ま	民生委員・児童委員	地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係機関の業務へ協力する人。
や	ユニバーサルデザイン	障がいのある人を特別に対象とするのではなく、できるだけ多くの人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするというものづくりの考え方。
わ	わいわいサロン	高齢者の家庭への閉じこもりを防止し、高齢者一人ひとりが生きがいをもち健康で安らかな生活を営むため、地域の公民館等を利用して交流や生きがい活動を行う事業のこと。

## 6 地区別データ

### (1) 地区別人口

令和7年(2025)3月末の地区別人口では、江島地区と平島地区において、0～4歳・5～9歳の人口は0人となっているなど、少子高齢化の深化が懸念されます。

図表 地区別人口

区 分	西彼地区	西海地区	大島地区	崎戸地区	大瀬戸地区	計
総 数 (人)	7,777	6,449	4,585	1,019	4,885	24,715
0～4歳	248	173	94	13	88	616
5～9歳	358	243	131	15	142	889
10～14歳	369	259	160	14	168	970
15～19歳	307	250	201	42	183	983
20～24歳	252	222	255	25	121	875
25～29歳	259	173	268	23	130	853
30～34歳	330	202	337	24	141	1,034
35～39歳	352	269	354	33	170	1,178
40～44歳	419	301	285	32	254	1,291
45～49歳	439	349	246	37	261	1,332
50～54歳	498	406	228	62	271	1,465
55～59歳	489	379	181	55	307	1,411
60～64歳	551	502	266	73	428	1,820
65～69歳	562	559	277	100	517	2,015
70～74歳	671	655	376	133	496	2,331
75～79歳	579	510	344	124	430	1,987
80～84歳	424	347	245	87	284	1,387
85～89歳	334	346	189	76	254	1,199
90～94歳	235	215	103	37	165	755
95歳以上	101	89	45	14	75	324
総 計 (人)	7,777	6,449	4,585	1,019	4,885	24,715
15歳未満	975	675	385	42	398	2,475
15～64歳	3,896	3,053	2,621	406	2,266	12,242
65歳以上	2,906	2,721	1,579	571	2,221	9,998
前期高齢者	1,233	1,214	653	233	1,013	4,346
後期高齢者	1,673	1,507	926	338	1,208	5,652

資料：住民基本台帳調査（令和7年(2025)3月末現在）

## (2) 地区カルテ

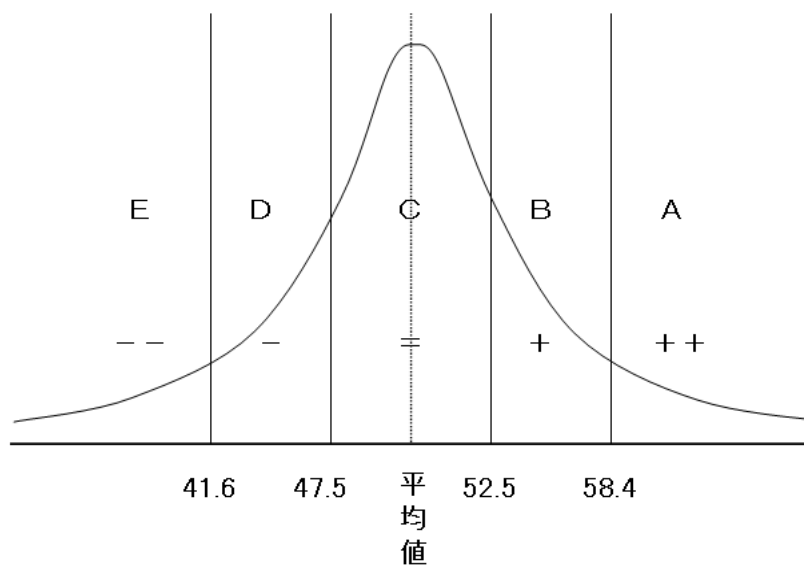
地区カルテは、各地区での活動（第2層）の人口等の統計情報や、アンケート調査による住民意識をまとめたものです。

アンケート調査の住民意識では、「ア 日常の暮らしや地域の生活環境」、「イ 地域福祉や制度への関心・関わりについて」、「ウ 地域で支援できること・支援してほしいこと」の視点を持ち、指標ごとに市全体を平均とした「※偏差値」を算出し、この平均値と比較して各地域（地区）がどの水準にあるかを評価しています。

評価方法としては、各地域（地区）偏差値を求め、偏差値が下図に示す正規分布に従っていると仮定し、釣鐘型の面積がそれぞれ20%となるよう5等分し、各地域（地区）の偏差値がどの範囲に入っているかによって水準を評価しました。

評価では、偏差値が58.4以上（A）、偏差値が41.6未満（E）であった項目を地区の「強み」「取組のポイント」と定義し、市全体の意向と比較を行いました。

図表 偏差値による分布



※ 偏差値とは、ある数値が全体でどの位置にあるかを表す数値で、平均値を50とし、標準偏差（ばらつき）を10としたときの当該データの位置を表します。

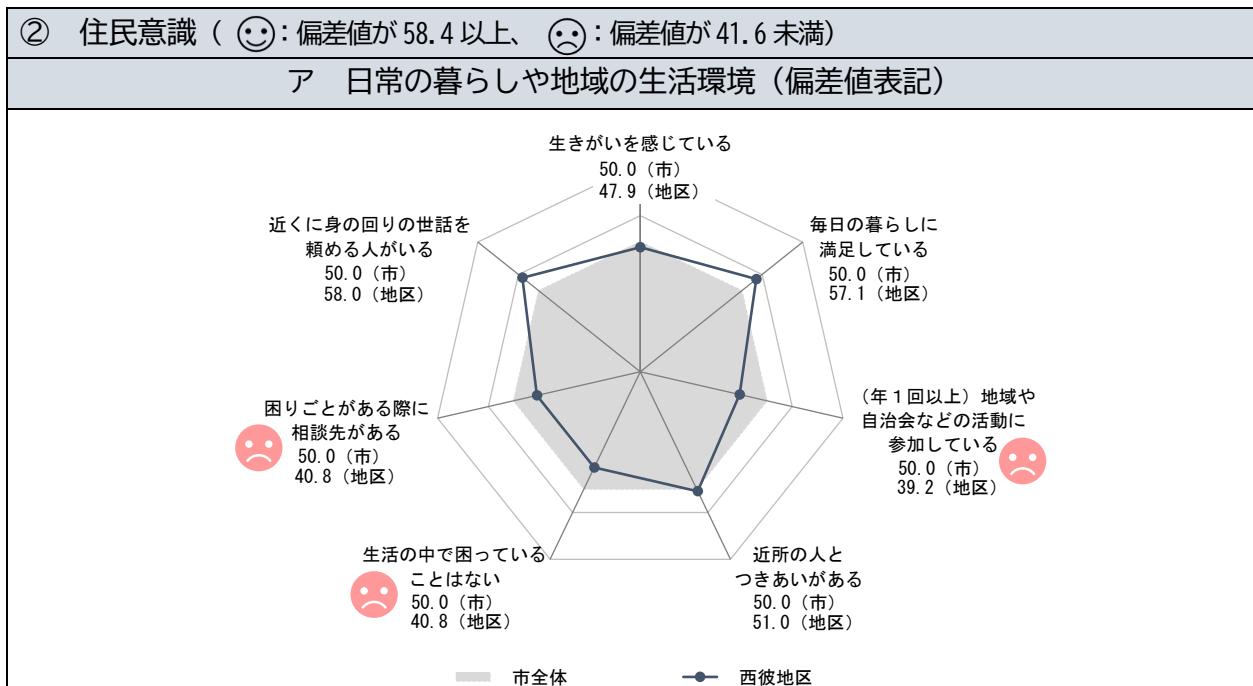
hh

各地区での活動（第2層）の地区カルテは、次のとおりです。

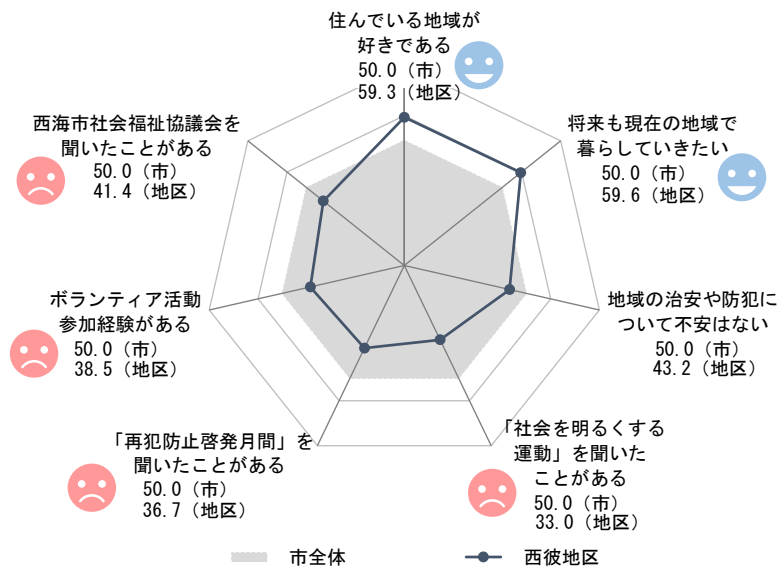
① 西彼地区

西彼地区の特徴	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西彼地区の住民意識では、「（年1回以上）地域や自治会などの活動に参加している」（39.2）、「生活の中で困っていることはない」（40.8）、「困りごとがある際に相談先がある」（40.8）が、日常の暮らしや地域の生活環境における上記の項目で偏差値が低くなっています。</li> <li>・地域福祉や制度への関心・関わりに関する項目では、「住んでいる地域が好きである」（59.3）、「将来も現在の地域で暮らしていきたい」（59.6）の偏差値が高くなっている一方で、「社会を明るくする運動」を聞いたことがある」（33.0）、「再犯防止啓発月間」を聞いたことがある」（36.7）、「ボランティア活動参加経験がある」（38.5）、「西海市社会福祉協議会を聞いたことがある」（41.4）の偏差値は低くなっています。</li> <li>・地域で支援できること・支援してほしいことについては、市全体に近い回答傾向となっています。</li> </ul>	

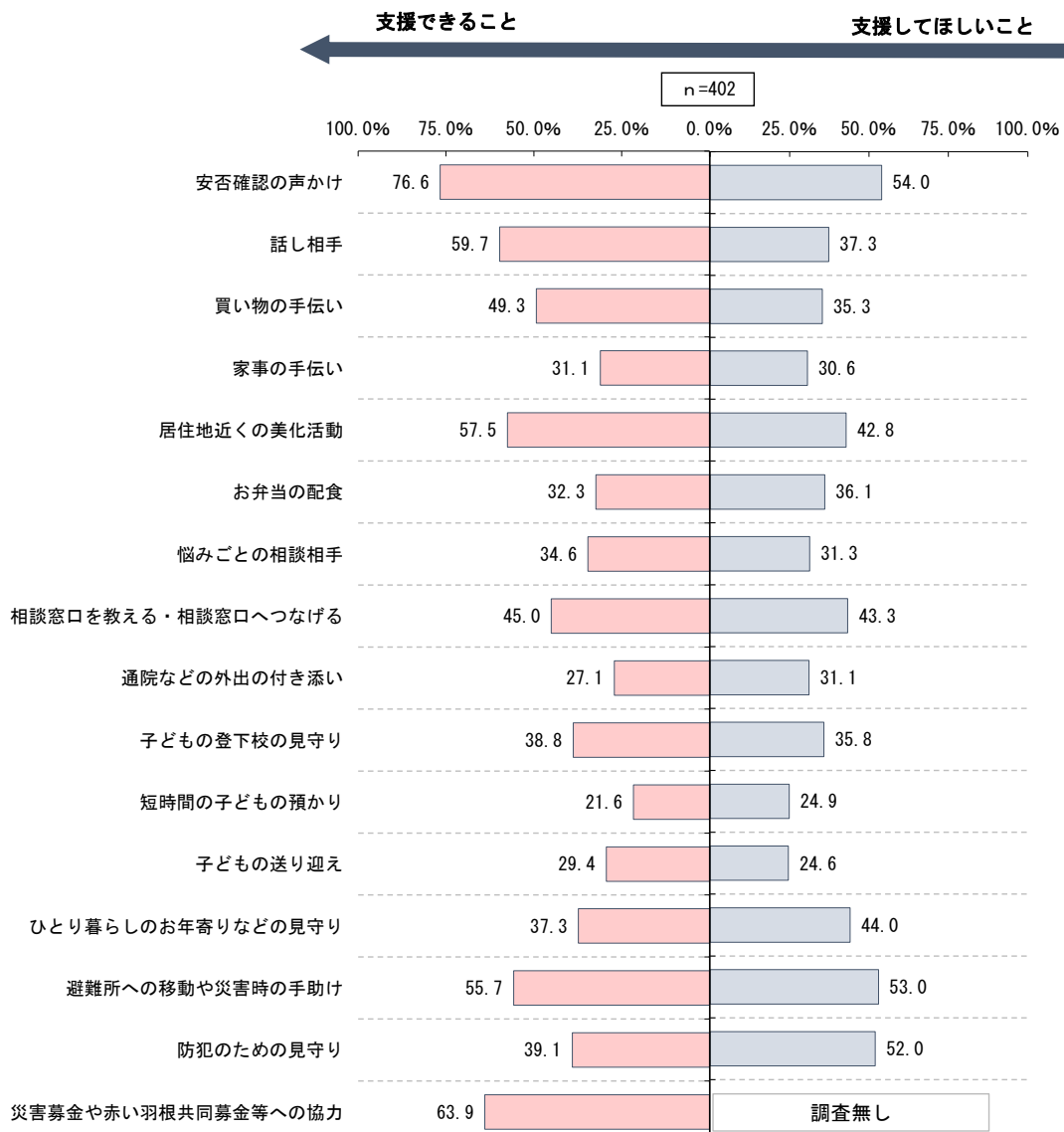
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	7,777人	世帯数	3,479世帯
高齢者数	2,906人	ひとり暮らし高齢者世帯数	811世帯
高齢化率	37.4%	令和7年3月末現在	



イ 地域福祉や制度への関心・関わりについて（偏差値表記）



ウ 地域で支援できること・支援してほしいこと（アンケート回答割合表記）



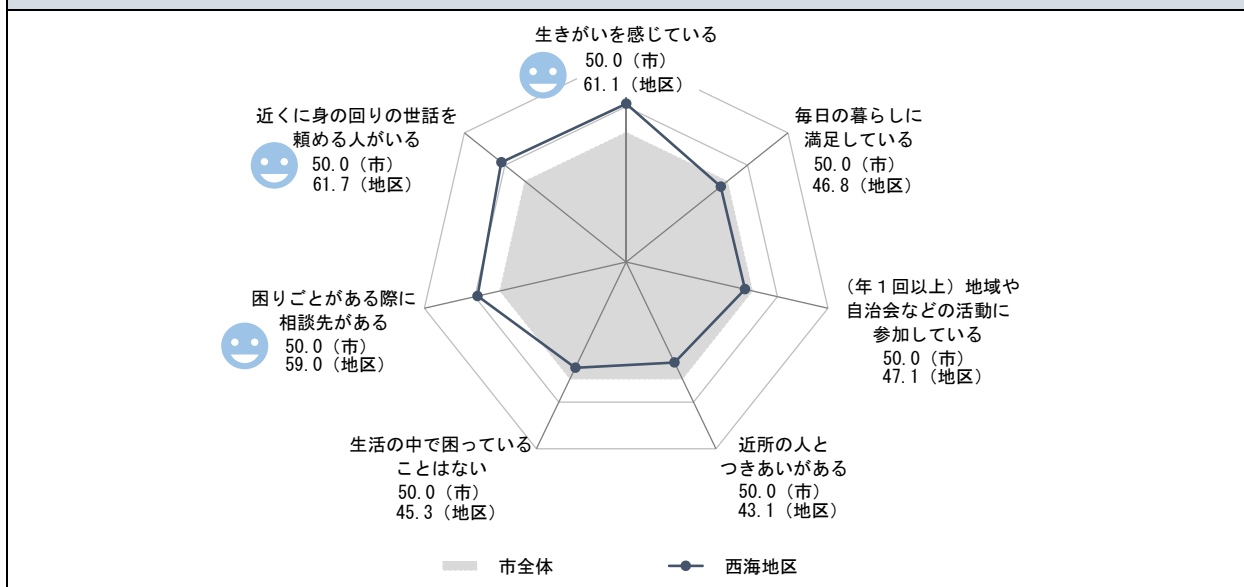
② 西海地区

西海地区の特徴	
・西海地区の住民意識では、「生きがいを感じている」(61.1)、「困りごとがある際に相談先がある」(59.0)、「近くに身の回りの世話を頼める人がいる」(61.7)と、日常の暮らしや地域の生活環境における上記の項目で高い偏差値となっています。	
・地域福祉や制度への関心・関わりに関する項目では、「将来も現在の地域で暮らしていきたい」(59.6)が高い偏差値となっています。	
・地域で支援できること・支援してほしいことについて、「悩みごとの相談相手」の項目で、「支援できる」が28.7%、「支援してほしい」が29.9%と1.2ポイント需要が供給を上回っています。	
・また「短時間のこどもの預かり」の項目では、「支援できる」が16.5%、「支援してほしい」が15.7%と1.2ポイント供給が需要を上回っています。	

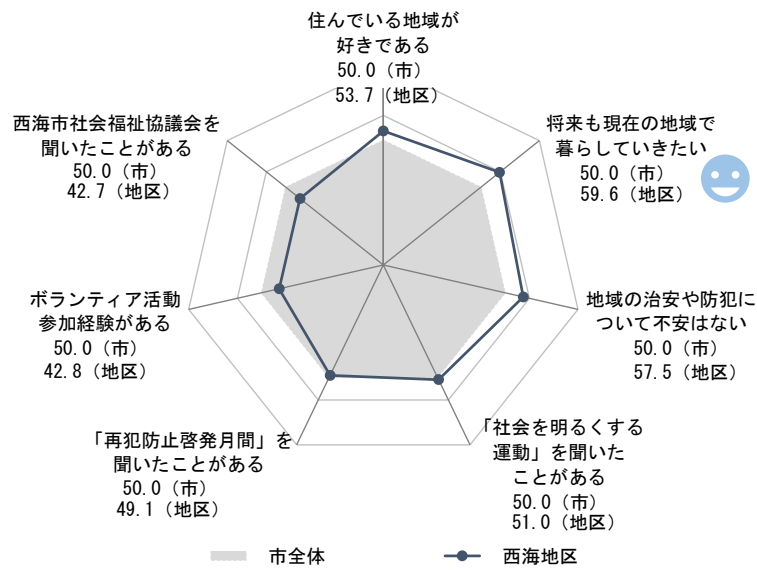
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	6,449人	世帯数	2,874世帯
高齢者数	2,721人	ひとり暮らし高齢者世帯数	721世帯
高齢化率	42.2%	令和7年3月末現在	

② 住民意識 (😊: 偏差値が58.4以上、☹️: 偏差値が41.6未満)

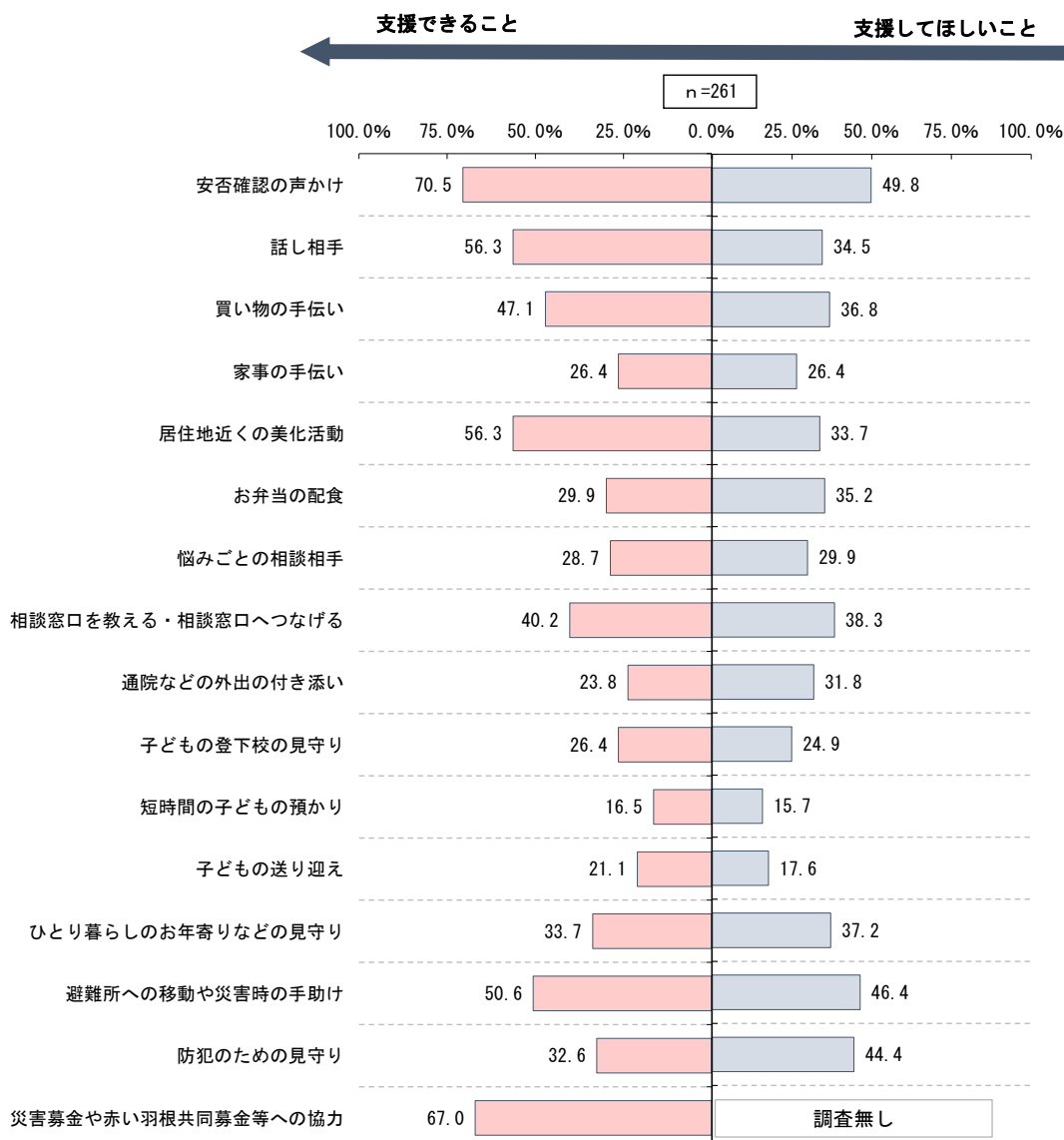
ア 日常の暮らしや地域の生活環境 (偏差値表記)



## イ 地域福祉や制度への関心・関わりについて（偏差値表記）



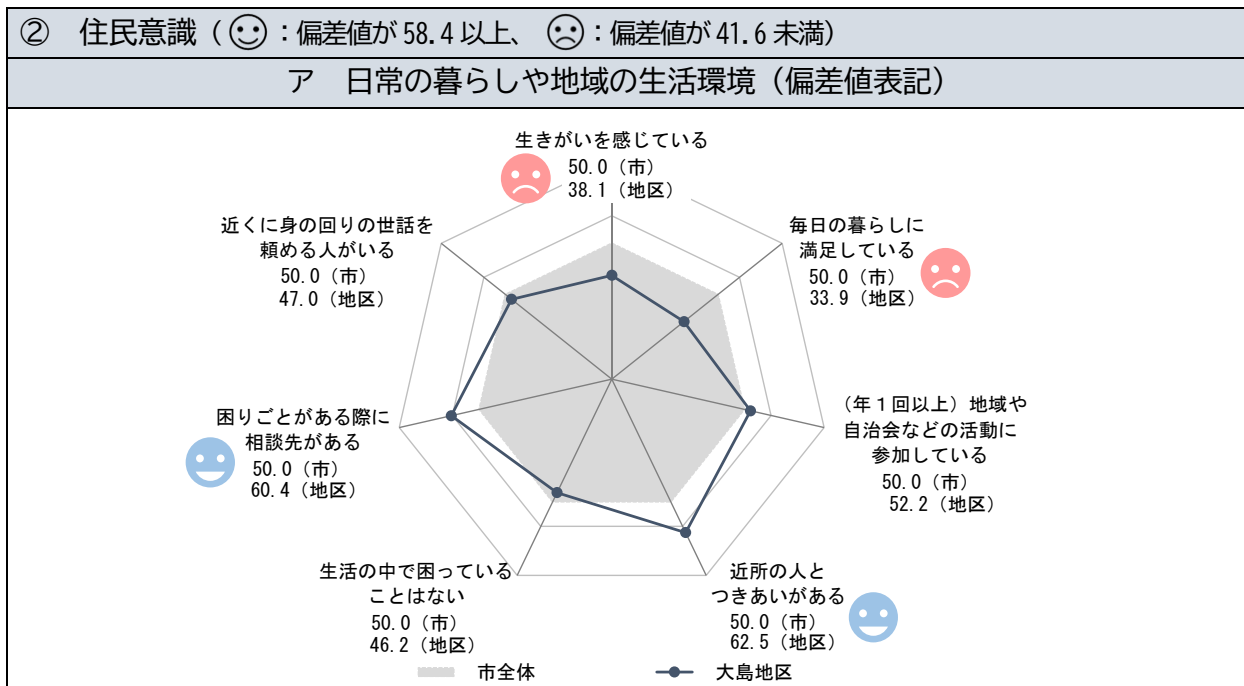
## ウ 地域で支援できること・支援してほしいこと（アンケート回答割合表記）



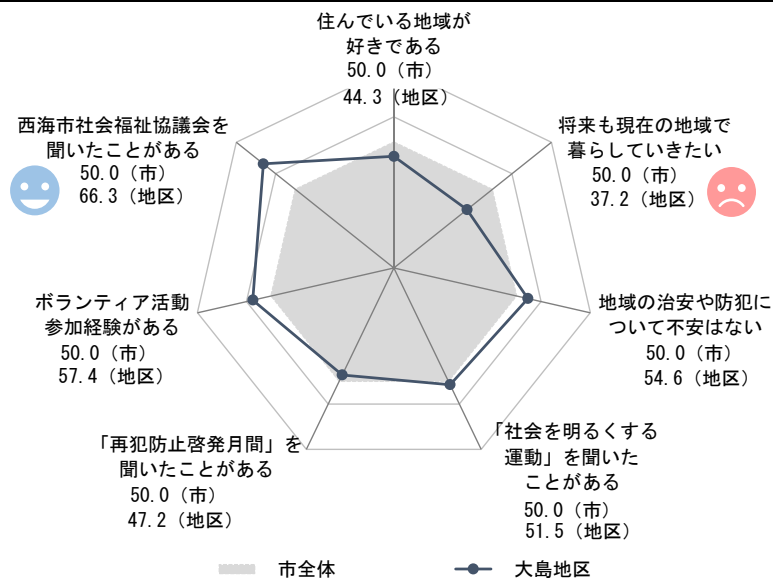
③ 大島地区

大島地区の特徴	
・大島地区の住民意識では、「近所の人とつきあいがある」(62.5)、「困りごとがある際に相談先がある」(60.4)の日常の暮らしや地域の生活環境における上記の項目で高い偏差値となっている一方で、「生きがいを感じている」(38.1)、「毎日の暮らしに満足している」(33.9)は低い偏差値となっています。	
・地域福祉や制度への関心・関わりについては、「西海市社会福祉協議会を聞いたことがある」(66.3)で高い偏差値となっている一方で、「将来も現在の地域で暮らしていきたい」(37.2)は偏差値が低くなっています。	
・地域で支援できること・支援してほしいことについて、「相談窓口を教える・相談窓口へつなげる」(7.1ポイント)、「こどもの登下校の見守り」(0.8ポイント)、「こどもの送り迎え」(10.2ポイント)、「避難所への移動や災害時の手助け」(8.7ポイント)の項目で需要が供給を上回っています。	

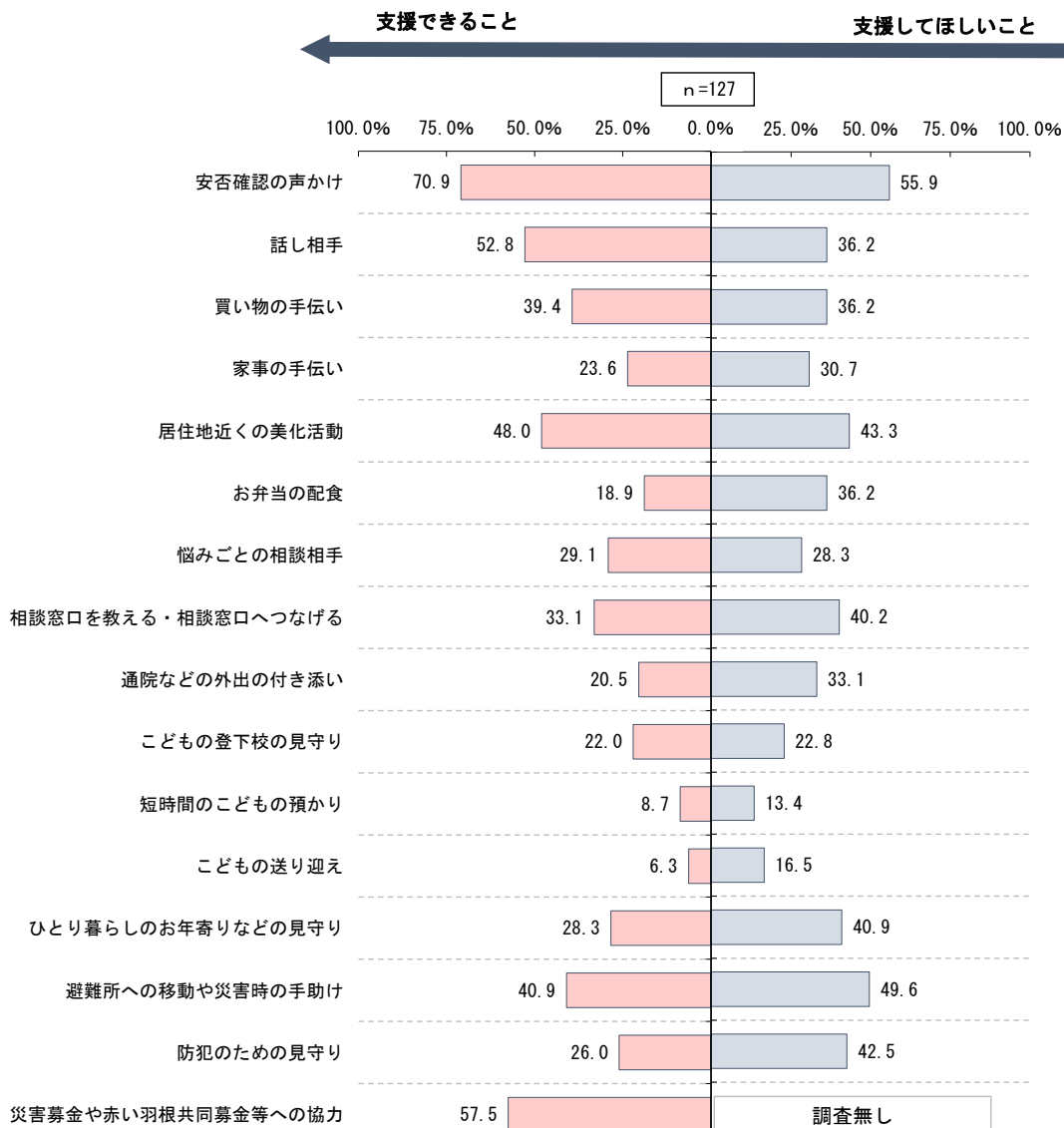
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	4,585人	世帯数	2,831世帯
高齢者数	1,579人	ひとり暮らし高齢者世帯数	580世帯
高齢化率	34.4%	令和7年3月末現在	



## イ 地域福祉や制度への関心・関わりについて（偏差値表記）



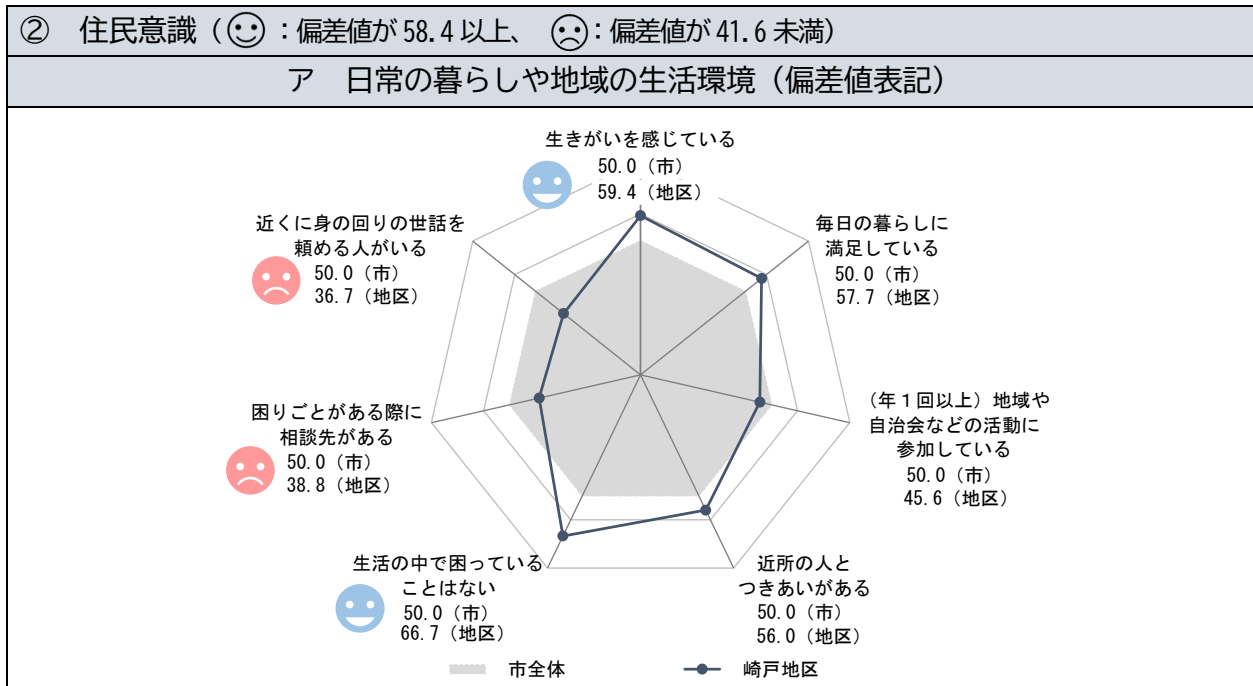
## ウ 地域で支援できること・支援してほしいこと（アンケート回答割合表記）



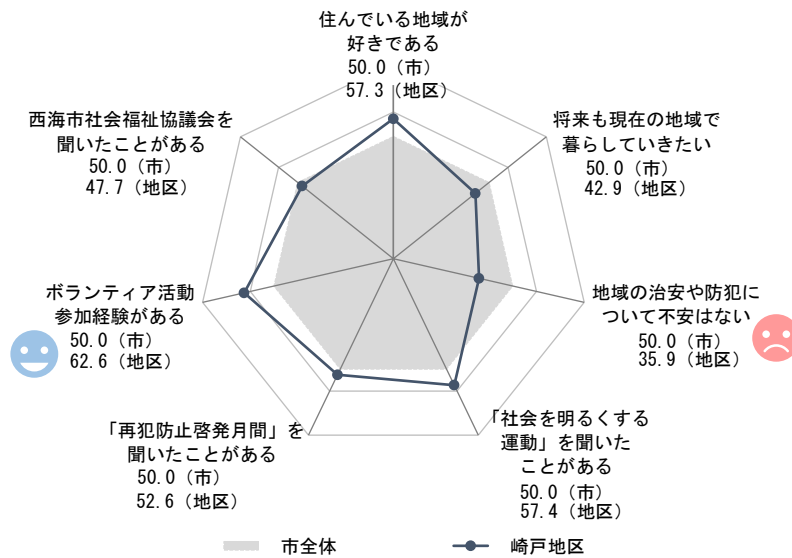
④ 崎戸地区

崎戸地区の特徴	
<p>・崎戸地区の住民意識では、「生きがいを感じている」(59.4)、「生活の中で困っていることはない」(66.7)の日常の暮らしや地域の生活環境における上記の項目で高い偏差値となっている一方で、「困りごとがある際に相談先がある」(38.8)、「近くに身の回りの世話を頼める人がいる」(36.7)は低い偏差値となっています。</p>	
<p>・地域福祉や制度への関心・関わりについては、「ボランティア活動参加経験がある」(62.6)は偏差値が高く、「地域の治安や防犯について不安はない」(35.9)は偏差値が低くなっています。</p>	
<p>・地域で支援できること・支援してほしいことについて、「家事の手伝い」(2.8ポイント)、「短時間のこどもの預かり」(5.7ポイント)、「ひとり暮らしのお年寄りなどの見守り」(11.4ポイント)の項目で「できる」(供給)が「してほしい」(需要)を上回り、市全体と比較しても地域での支援について特徴がみられます。</p>	
<p>・離島地区の民生委員・児童委員の意見から、地理的制約と高齢者の身体機能の低下が複合的に絡み合った、生活上の移動と緊急時の対応に関する課題がみられます。また、足腰の悪い後期高齢者が多く、シニアカーも困難な坂道が多いことや、買い物等へ向かうための交通手段がないなど地理的・生活環境的な移動制約が深刻である一方で、災害時支援においては緊急連絡カードなど住民が主体の協力的体制が築かれています。</p>	

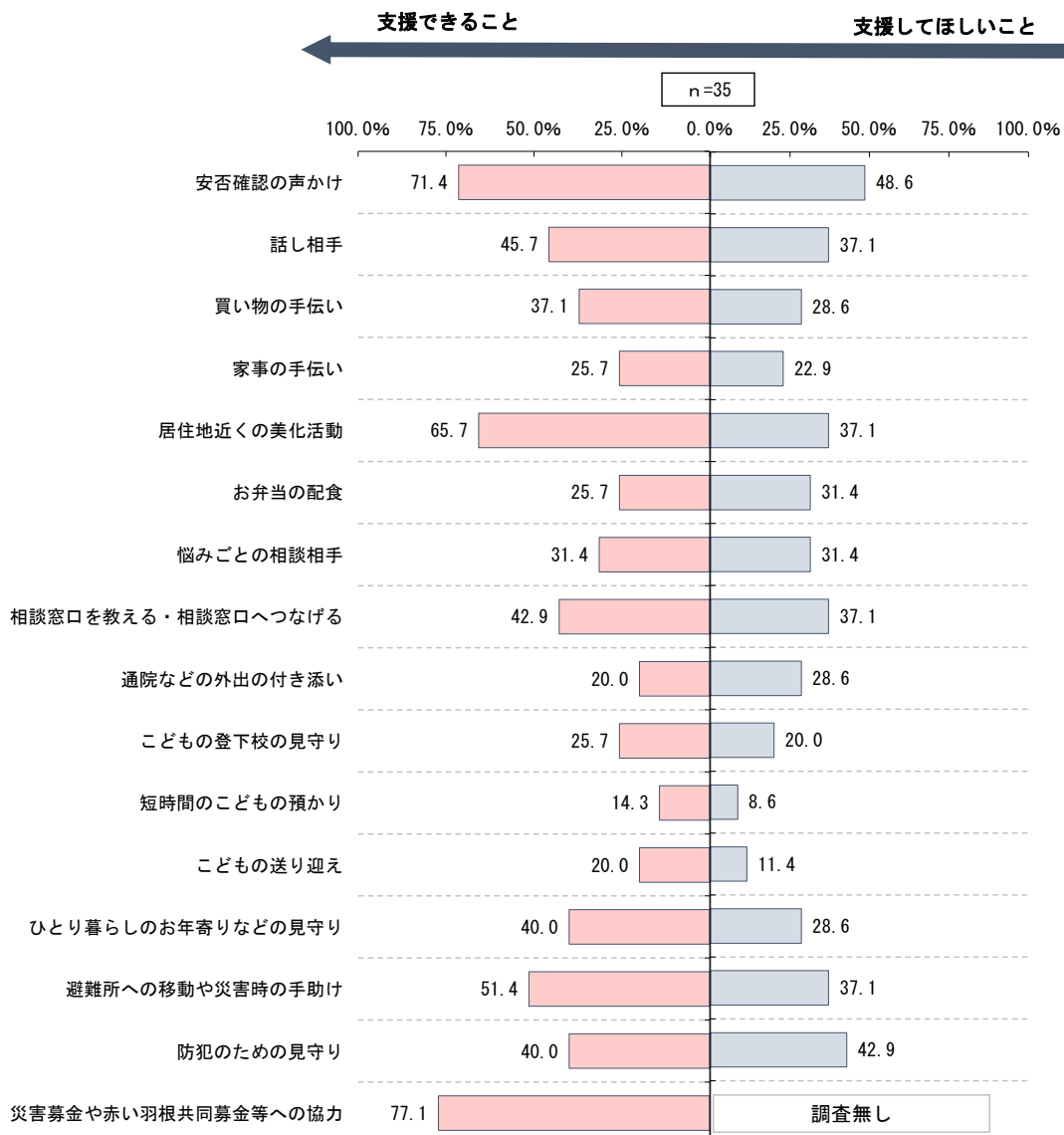
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	1,019人	世帯数	651世帯
高齢者数	571人	ひとり暮らし高齢者世帯数	263世帯
高齢化率	56.0%	令和7年3月末現在	



イ 地域福祉や制度への関心・関わりについて（偏差値表記）



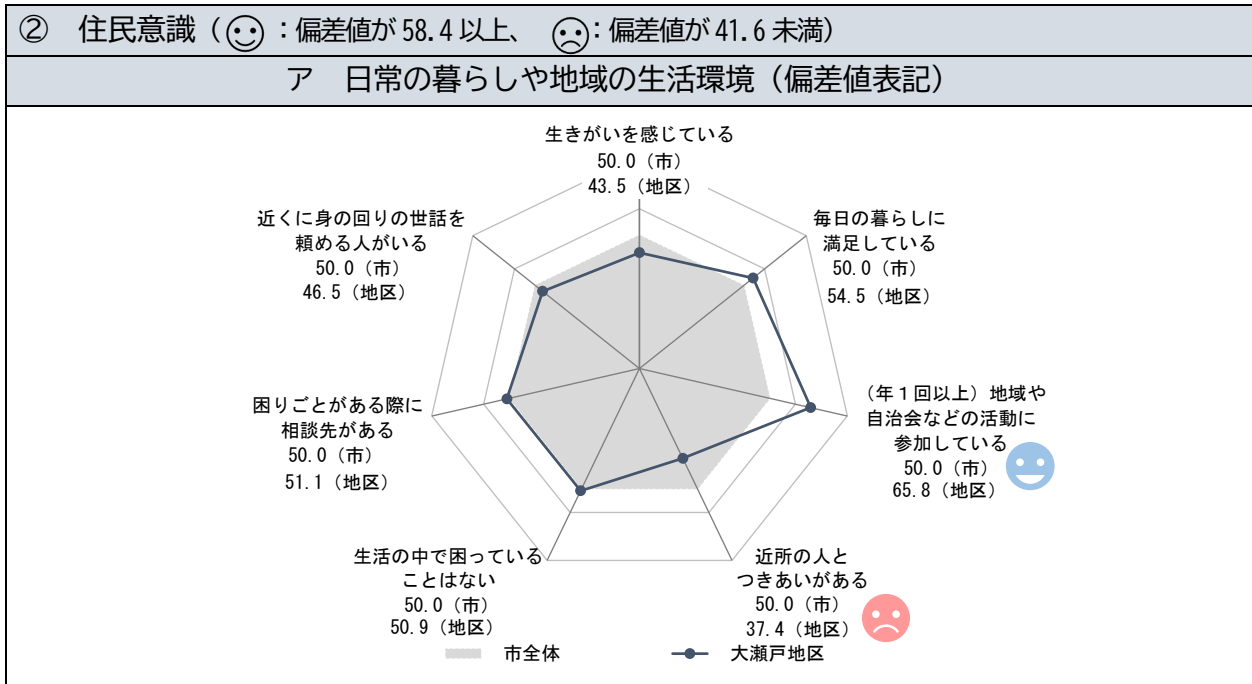
ウ 地域で支援できること・支援してほしいこと（アンケート回答割合表記）



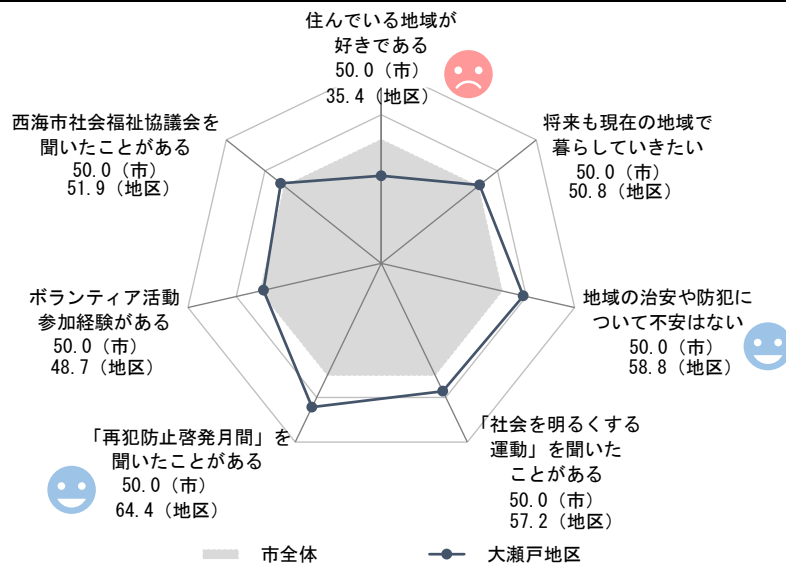
⑤ 大瀬戸地区

大瀬戸地区の特徴	
・大瀬戸地区の住民意識では、「(年1回以上)地域や自治会などの活動に参加している」(65.8)の日常の暮らしや地域の生活環境における項目で、高い偏差値となっている一方、「近所の人とつきあいがある」(37.4)は低い偏差値となっています。	
・地域福祉や制度への関心・関わりについては、「地域の治安や防犯について不安はない」(58.8)、「再犯防止啓発月間」を聞いたことがある(64.4)の項目が高い偏差値となっています。一方で、「住んでいる地域が好きである」(35.4)は低い偏差値となっています。	
・上記の特徴から大瀬戸地区では、地域内の強固な人間関係を地域福祉推進の大きな力として活用しつつ、顕著な生活環境の課題(特に交通や買い物、公共施設利用)への対策を講じ、住民の暮らしの困りごと軽減を目指すことが、重要な課題であるとみられます。	
・地域で支援できること・支援してほしいことについて、「家事の手伝い」(1.1ポイント)、「短時間のこどもの預かり」(4.8ポイント)、「ひとり暮らしのお年寄りなどの見守り」(4.3ポイント)の項目で「できる」(供給)が「してほしい」(需要)を上回り、崎戸地区と同様に市全体と比較しても地域での支援について特徴がみられます。	
・離島地区の民生委員・児童委員の意見から、島外へのアクセス維持と医療サービスの提供体制に不安を抱えているという調査結果がみられます。また、航路の欠航や便数減による本土へのアクセス不安と島内診療所の平日勤務化が医療・通院の大きな課題であり、一部の高齢者からは福祉推進員による見守りや声掛けがないことへの不安が挙がっています。	

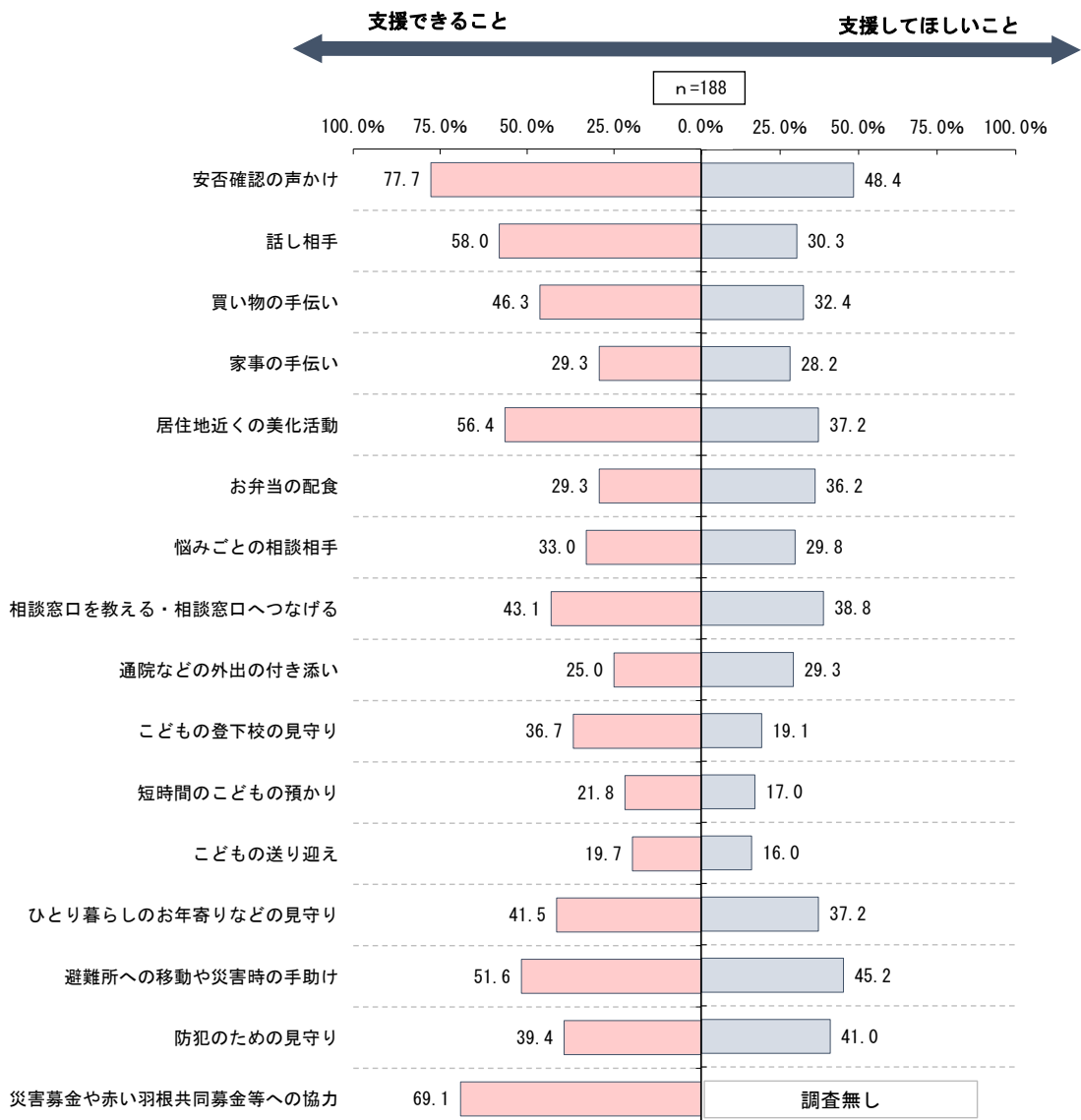
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	4,885人	世帯数	2,550世帯
高齢者数	2,221人	ひとり暮らし高齢者世帯数	736世帯
高齢化率	45.5%	令和7年3月末現在	



イ 地域福祉や制度への関心・関わりについて（偏差値表記）



ウ 地域で支援できること・支援してほしいこと（アンケート回答割合表記）





---

## 第4期西海市地域福祉計画 第4期西海市地域福祉活動計画

発行：令和8年3月

編集・発行：西海市 保健福祉部 福祉課

### ■西海市

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸桜浦郷 2222 番地

電話番号：0959-37-0069

F A X：0959-29-0050

URL <https://www.city.saikai.nagasaki.jp/>

### ■社会福祉法人

西海市社会福祉協議会

〒851-3506

長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

電話番号：0959-29-4081

F A X：0959-29-4082

URL <https://www.shakyo-saikai.jp/>

---

